

由緒
創立の由緒は舊記焼失の爲め、是が詳細を知る能はずと雖、今當寺に存在せる記録によりて記さん
に、弘長年間より賢哲視信房住務す、弘安正應の頃快空賢弁等の諸徳に授法して、大に後學を振起
せり、中興賴宗智善房は、天正年間當山第二百六世の檢校に昇進す、徳川氏治世には寺格上通に列
し、院領高三十五石、外に七石神通寺料を高野朱印の内より配知せらる、領地は那賀郡安樂見村野
田原村にあり、大檀主津輕侯は、古來深厚の山緒あり、毎歲茶湯料二十石を寄附せられ、寄附物書
翰等多し、其一二を記せば。

一我等先祖の影(先祖の影像を龕に寄附せられたり此)從前々貴院に有之
候、年久儀故、近年令修補亡父の影も相副候、依之爲茶湯料米二十
石年々令寄附候者也仍如件

元祿四未五月九日

津輕越中守侯政判

(使者川越清左衛門)

覺

金六百兩也
右者庫裡新造爲普請料當未年より來る亥年迄五ヶ年の間壹ヶ
年金百二十兩宛毎年十二月相渡可申爲後日證文仍而如件

安永四乙未年十一月

小山喜右衛門印
柏原大三郎印
小見山直右衛門印
成田吉郎左衛門印

遍照尊院

御役僧中

右之通承届相違無之候已上

田中宗右衛門印

即日

(裏書)

金六十兩

未十一月二日渡

全六十兩

未十二月可相渡分依頼十一月五日渡

(已下八株全斷故畧之)

右裏書之通皆納相濟候如件
子二月廿七日

津輕藏會所

覺

金九百兩也

右者爲御再建御普請料當亥年より來る申年迄拾ヶ年の内一ヶ
年金九十兩つゝ毎年十二月中に相渡可申候爲後日證文如件
安永八巳亥八月七日

唐牛 奎太夫印

成田源右衛門印

小山内善左衛門印

柏原大三郎印

小見山直右衛門印

遍照尊院 御役僧中

右之通承届相違無之候以上
即日

三山與三郎印

(裏書)

金四十兩

亥十二月十七日渡す

全十六兩二歩に銀十兩

子十二月廿六日渡

但亥暮分九十兩之内當春四十兩相納残り五十兩當年より
三ヶ年賦相納め候筈に付當子年分前條之通相渡
(以下略之)

覺

金千兩也

右者本堂并御位牌堂護摩堂爲御再建御普請料當未年より來る
酉年迄十五ヶ年之間一ヶ年金六十六兩宛毎年十二月中相渡可
申候爲後日證文如件

安政十巳未年三月晦日

萩原喜藏印

三浦治郎右衛門印

柏原權治郎印

遍照尊院 御役僧中

(裏書略之)

覺

金五百兩

右者方丈并表長屋下土藏右三ヶ所御再建爲御普請料當戊年より來る未年迄金五十兩宛毎歲十二月に相渡可申候爲後日證文如件

文化十一甲戌年十二月

清水 玄助 印

(外五名略之)

遍照尊院 御役僧御中

右之通相違無之候以上

手塚太郎兵衛印

覺

金千兩也
右者方丈其外寺中爲御再建御普請料當子年より毎歲金二十五兩宛相渡可申候爲後證仍如件
文政十一戊子年十二月
工藤惣右衛門印
(外二名略之)

遍照尊院 御役僧中

右之通相違無之候以上

小見山藤兵衛印

覺

金千兩也

右者三御室御再營并御先代御靈前莊嚴之具品々爲買備料當戊年より毎歲金廿五兩宛相渡可申候爲後證仍而如件
嘉永三庚辰年八月
須藤亮之進印
(外二名畧之)

遍照尊院 御役僧中

右津輕家書類の大畧なり、如斯院宇の造營等一切全家より辨せられたり、されば其因縁に依り黒岩舊藩主亦檀盟深し、碑碣には津輕家墓碑(陸奥弘前城主)八基あり。寶物の重なるものは津輕侯初二三代畫像(各立三尺五寸)三幅あり、即ち全家四代越中守信政侯元祿三年四月廿一日寄付のもの。

寶性院

寶性院は別格本山にして門主寺なり、境内坪數壹千五十五坪あり、建物の重なるものは坊舎(梁間六間、桁行八間明治廿二年假立)土藏(梁間二間、桁行五間)等にして最初の建造は頗る宏壯を極め、山内一二を争ふ巨刹たりしが、元治元年の大火に類焼せしに依り、わつかに假立するのみ、什寶亦多く烏有に歸せり。

由緒と寶物

開基法性大徳は、學徳深厚、密教を闡揚して英彦を育す、仁治三年傳法院僧金剛峰寺衆と確執あり、官裁本寺(寺なり)の僧三十餘人を遠謫せらる、法性は即ち其一人にして、雲州に流され終に配所に寂せり、時に寛元三年十一月廿一日なり、當山八傑の一として今尚ほ崇敬せらる、而して當院の創建

は仁治以前にして(年歴)開基の名を取り元は法性院と書せしを、後寶性院と改む、中興宥快法印は性嚴房と號す、開院左大臣冬嗣公の裔、左少將實光卿の男なり、應安七年當院に董席す、開基以來高僧智識連綿繼席(其名按に)して宥快に至れり、宥快博聞濶達にして高く法幢を樹て、後學を教化す、四方の學徒風を望みて雲聚す、永和三年山城安祥寺に遊びて、興雅僧正に謁し、秘密乘の蘊奧を學び盡す、是より安祥寺の正流當院に歸せり、興雅終に臨みて聖教及ひ安祥寺を以て宥快到付屬す、爾來該寺を兼務する事明治初年に至れり、至徳三年 勅を奉して宥快禁中に修法す、後圓融帝其器宇を愛し玉ふて、御製の和歌を賜ふ、歌に云、

祈るへさ道はしはしも迷ふなよ歸るみ山の花の白雪
宥快御返し、

迷はしな花の白雪ふみ分て道有御代を祈る心は
時に無量壽院長覺亦法幢を建て、大に學徒を教化す、宥快と大衆を兩分して學頭となり、遂に兩門に分る、實に是れ當山兩門主の始祖たり、一代の行狀事歴頗る多く、又著書の世に行はるゝもの五百餘卷、後世事教の紛を解き、高祖大師の古義を傳ふることを得るは、全く宥快の恩賜なりと、後累世高德博識の任務せしこと枚擧に堪へず、宥快以來の由緒により、慶長六年徳川家康公兩門主(當院及び無量壽院)の職分を定め、院領七十石、職料百五十石、併せて二百二十石を一門主に充てらる、同十四年八月廿四日御墨附に云、
一兩門主之二流者爲天下之能化之間必以碩學中之器量可爲住持云々 又御袖判に云

兩門主之能化可爲主極碩學事
右金剛峰寺兩門主者諸國一宗之能化故別而其門中碩學第一之智者可被撰定云々又云
兩門徒中諸式可順門主意見但門主之分別重々於非分者可申上云々
斯の如く兩門主を稱して、一山の棟梁天下の模範と台命ありしより、満山三千の綱領、年預、集會
(高野の)の兩虎として、山上の政務より未派の理非裁定に至るまで、兩門主の指揮に屬せざるはなし、
(政廳也)の兩虎として、山上の政務より未派の理非裁定に至るまで、兩門主の指揮に屬せざるはなし、
門主の後任は、當職目録を以て碩學數名の中にて、器量拔群を選ひ、正副二名を遺書に充て置き、
一期の後江戸寺社奉行に之を捧ぐ、御内寄合に於て之を開械し、其遺付の充名の者に任補せらる、
其格式は御白書院に於て、御老中列座寺社奉行待坐し、御月番より台命を奉して、門主職を命せら
る、繼目の拜謁は御白書院御圍の外に疊目なり、獻上は三東二卷、御暇は柳の間、拜領は時服二た
襲、銀子二十枚、御老中之を廣蓋に載せて賜ふなり、慶安二年九月廿一日御墨附に云、

兩門主之儀年々一人宛可有參上云々
此台命に依り、以來毎年隔番に兩門主一人宛春秋二季に交替參勤せり、門主職は年限なし、當院住
職たるの間、即ち門主職なり、凡江戸城に於て住職の任命あるは此職に限れり、又隔年參府の式は
諸侯の參勤に擬す、其職務は公儀の命を眞宗(新義派)一般の末寺へ傳令し、及び其諸願等を上達
するにあり、凡當山寺院住職の任免は、門主の職掌とす、依て一山々主即ち寺務檢校は一衆の貫主
たるは勿論なりと雖とも、實權に至りては却て門主職は重任たり、山内寺領及一般末寺に對する眞
俗政務の當路者なればなり、今猶此職を存して坐主職の次席とし、座主事故あるときは代理す、而
して當院所領高は二百廿石、内七十石は院領、百五十石は碩學料なり、領地は當郡星山村星川村上

天野村及花園庄築瀨村にあり、山城國山科安祥寺門跡は當院の兼務にして、其中葉興雅僧正は、當
院宥快に門跡及聖教等悉く付與せるに依れり、文龜年間該寺兵燹に罹りしを當院政遍深く歎して
之を再興し、永く當院の兼領寺となれり、政遍は學徳天下に鳴るを以て、豊太閤并に東照公及台
徳公其風を崇敬せられたり、因て東照公の時より永く兼務とはなれるなり、△寶物の重なるもの
は大師作の辨財天木像(長一尺五寸)大師筆五悔文(口繪參照)久米多寺繪旨並に楠正儀勅答(一
函)及び豊公百韻連歌等あり、連歌は別に記載す。

勸學院

大塔の東南、二町餘を去て蓮池の東邊に在り、即ち衆徒勸學の道場なり、門は南にありて前に小流
を帯び、板橋の欄干八柱垂露を懸く、境内の四方土塀を築き南の塀は筋塀に造る、境内坪數千三十
坪あり、道場は三間に七間、堂の左右に勅使の間あり、(一に聽聞所ともいふ、現時)東西二間、南北三間
にして本殿に接す、堂前に木階七段を設け、堂後庵室に通ず、堂内には順彌壇を設け、安阿彌の作
れる大日如來を安置す、前に方壇を建て、朝昏香燈を備ふ、庵室は道場の後背にありて南に向ふ、
(七間に)平時留守居を置きて別に住持の僧を置かず、鐘樓は境内の長隅にあり、寶藏は三間に七間の
大藏にして衆徒近古の記録、伽藍莊嚴の具其他の重器を納む、表門は道場の南方にあり、勅使門は
西方にあり。

草創の沿革

即ち建久年間源頼朝勸學の紹隆を企圖するに權輿せりとは勸學沙汰記録に記す所なれど、此頃未だ道場の建立なし、故に何れの堂にて勸學せるや考ふるに由なし、後弘安四年北條時宗此院を建立し、永世不朽の鴻基を起し、記文を置きて永く金剛三昧院の管領とせり(記文略す)後文保二年鎌倉覺園寺住僧道戒上人の勸發に依て後宇多法皇の院宣を賜り、勸願の會場と爲し玉以修理料として肥後國岳牟田庄を賜ふ(院宣略す)是より後、勸願の法會として嚴重に規則を定め學衆の切磋年々盛に、法門の琢磨月々に新なり、正安建武の年重ねて式目を置き、今に至る迄法筵絶ることなし。

興廢

大永元年二月十八日西院谷福智院より出火し其餘炎に罹りて赤土となり、秋八月假堂を建て學道法會を執行す、後再建の年月詳かならず、寛永三年衆徒協議して基趾を築き土を加へ高ふする事五尺餘、次で院宇を造立す、これ古院朽廢せるに依りてなりと法式通考に記したり、全五年土牆板橋鐘樓を造營す、秋八月十三日鐘樓板橋の落慶供養を爲す、全七年四月廿日大塔に落雷し諸伽藍是が爲めに炎上し、全時に本院も亦類焼し、纔に本尊を出し、のみ、依りて本年の學道は御社拜殿に於て勤修す、八年秋七月再建、造營施主は武州久良岐郡本木村多聞院清尊俊清房(宿房高室院)八月

學道法會の次第

十七日落成供養大曼荼羅供執行、導師無量壽院覺雄、沙汰清尊圓音房、義英快春房(法式通考)慶安三年六月十日五室谷行人房より出火し延焼す、依りて本年の覺道は會堂に於て執行す、翌四年七月廿一日造立供養を修す、文化六年七月廿三日南谷炎上の時類焼す、後十年七月再建す、即ち現今の堂宇是なり、延焼の後四年の間毎歲恒規の學道は山王院に於て勸修せり。

學道法會の次第は毎歲舊八月廿一日より三十日迄十日間廿人の學衆を擡て日々講筵を開く、此廿人を學道衆と號し、年中他の諸法談を罷て、唯斯一事を研究す、其所講の經は、大日經、金剛頂經、蘇悉地經にして、所談の書は大日經住心品疏、即身成佛義、聲字實相義、呼字義、辨顯密二教論、秘藏寶鑰、般若必經秘鍵、菩提心論、釋摩訶衍論等併て廿五卷にして、年々卷を頒て講請す、日々の出仕は、集會の鐘に隨ひ上堂す、此に一二臈初二三年目の位階により、着履脱帽等の階差あり、着座し終て鬮の鐘(大塔供鐘)を撞し、次に鬮二十箇を列座に配る、籤に金の讀の字あるに當りたる者を當日の講師とす、(往古は其鬮を本尊に毎日獻せしが今は十日の修請に於て獻す)初に本書を一過讀し、次に辨釋を加ふ、此は始終暗記して講章に向はず、加之四聲句讀音韻の低昂古來の相傳を用ひ辨詞鄙俚を禁じて雅言を要とし、文義舊章に依て敢て新義を許さず、若其講讀廢志し、或は浮義舊典に遠越するものある時は、當席を擯出し、永く學衆の列に加へず、是古へよりの規格なりとぞ、而してこの擯扱の僧は自坊に還ることを許さず、會場より壇上中門の中央を経て下山す

長慶天皇宮院勅文中二年九月十日願文の内

敬白 發願事

と、十日の講談成満すれば翌日(九月の朔日なり、若前月小なれば二日)一座の論議を開く、講師は學道衆の二龍なり(裝束は純色白裝束)問者は集會の中の器量の仁を撰てこれを配す、數十廻の間答終日智鋒を交へ法理の深奥を彰し三寶の法樂に備ふ、講會終て翌日一二龍及び兩沙汰人登堂して翌年大會堂の配文並に勸學會の配文を定む、而して二十人の學衆一龍の坊に參會し、來年の一二龍及び新衆の僧名を披露し、次に三年目勤仕の僧名を大師影前の名籍に記し御影堂内陣に藏む、是より一二龍及び二年三年勤修の僧各學道を辭す、次て來年の一二龍初年二年の僧これを學道衆に進む、凡そ八月廿一日學道の始めより今日に至る迄十二日の間は一山の諸法事並に鳴物造作等悉く停止するの舊儀にして、又東照公已來代々の御條目にも載し玉ふ程の嚴式たり、九月三日(或は四日)學道衆廿人天野宮に參詣し五周一講の論議を設け神法樂に備ふ、是學道成就の報賽なり、凡そ學侶の僧は生涯に四度勸學會に出勤す(往古は五度)故に自ら初二年目の名字あり、四年目に出勤するものを一二龍と稱す、これ集會の上龍末學の軌範師にして初年成満の後大會堂の供僧に補し、二年、三年目を勤修して庭儀灌頂及び堅義精義を修す、一二龍を勤めて左右の學頭に進補す、これ法談の棟梁にして上綱と稱す、かくの如く次第して學業を勵み、年を累ねて法門を練修し功成り徳積みて遂に寺務檢校に昇進し、學衆の業茲に成満するなり、其他年中の恒現法要には、學道新衆一巡問講(舊曆四月一日)等あれども、さまでとはとて畧す。

勸學院の東に在り、六間四面の本堂を始め坊舎、庫裡、方丈等建坪百七十八坪七合五勺を有し、境内總坪五百六十二坪あり。

由緒

舊記焼失のため創建の年時詳かならずといへども、永祿年間住務祐清院宇を再興す、即ち當山第... 二百〇四世の檢校にして徳川氏治世には寺格上通とせられ、院領高三十五石、外に三味供七石を高野朱印の内より配知せらる、領地は那賀郡安樂見村にありたり、當院に合併せる寺院は、華王院、常住光院、上珠院及び明泉院なり、△華王院は檢校覺海の創立にして覺海は但馬の人、和泉守雅隆の男、和泉法橋と稱す、神悟天發教義精絶なり、當院を開創して法幢を樹て、大に講席を張る、實に一世の棟梁中興の教祖なり、當山千載の下高祖大師の學統を繼ぎ眞言宗學の古義を失せざるは、全く覺海の賜ものなりといふべく今に至りて大衆の崇敬衰へず山内遍照岡(南谷)に廟祠を建て、一山より奉祀す、建保五年當山檢校に補す、全六年吉野山執行春賢なるもの、其郷民を率ゐ來りて山中を狼籍し、御廟橋下に吉野領の標榜を掲げしことあり、山内甲冑の備なく、偏に官裁に任す、公卿吉野に加擔するものあり、上訴數回皆壅蔽せらる、而して吉野の狼籍益甚し、大衆憤恨に堪す、相議して諸堂各院を閉鎖し、袂を連ねて離山す、時に覺海九十九に及べり、大衆を諭し百方苦説して留むると一日、終に一同慈尊院に下向す、適々舊領安堵の院宣下り、稍歸山す、覺海老衰の身にして檢校職に在り、一方には大衆の憤激を抑へ、一方には天應に泣訴して、纒かに將に廢

由

滅せんとする山命を維持し、而して薰猶殆んど混亂せんとする宗義を發揮して、大に後學を養成し、法脈を千載に繋げるなど、其功勞當山第二世僧正以來の大徳と謂ふべきなり後覺大覺房該院の住持たり、亦檢校に進む、正嘉二年後嵯峨上皇御幸の時、良覺を法眼に叙し玉ふ、又其後の一世快翁は湯淺權正宗重の未裔、畠山山城守高政の男なり、天正年間大和納言の幕下に屬して、保田の庄(有田郡)三千五百石を領知す、同十八年に至り、減じて三十五石の院領となる、領地下天野村西富貴村(郡伊)に在り、該院淺野家の長臣龜田大隅守と深厚の由緒あり、全家の書類を集めたる一卷あり、其中に

今度花王院快遍七月廿六日に相果被申候付、跡式寺領兼貴殿之御子息御鶴方へ被讀與候之間、各得其意申候、一花王院一類永代於此寺者無望由候間、貴殿の御一類子々孫々可有相續之由、花王院老母并妹おき、其外近侍衆之書物相渡被置候上者、於愚僧者永代在住す間敷候事、御一類與師弟契約仕候上者、公儀其外如何様の儀候共、無別儀馳走可申候事、一花王院者古跡之儀候間、貴殿御取立の上者、與餘院繁可仕候様御才覺所仰候事、右三箇條爲後日書進所如件、元和元年乙卯十月二日、實性院深覺花押

緒

右實性院門主の書狀なり、爾來龜田家一族より該院に住職するととなれり、大隅守は其後故ありて退身し、天野に隱遁せり(天野は則該院の領地なり)其墓存す、又畠山家の麾下保田家に深厚の由緒あり、同家の書類集めて卷を成すもの今尙存せり、天正年間保田三助友宗、有田郡保田庄總分地頭にて、河内國譽田四ヶ村をも領し、合せて知行貳千貫あり、其仕ふ所の畠山家は、即該院の一世快翁の實家なり、覺海檢校の時賜はりたる院宣當院に保存す、左の如し。

新中納言自熊野下向之後以度々申狀被申入候之處、院宣如此右爲存知且可申此旨之由所仰也仍執達如件、二月廿六日、高野山檢校法橋御房、權大僧都□□奉

常住光院は明遍上人の開基なり、明遍は櫻町少納言通憲の季子なり、元は十二光院と名く、本尊十二光佛なるに依る、中興了英僧正改號す、慶長年間住持有辨上人は、蓮花院有雅上人と俱に徳川東照公の歸依厚く、關ヶ原の役兩人公の陣營に侍して祈禱を凝せり、戦捷の後其功を賞し且一首の和歌を賜ふ、

旅なれば雲のうへなる山こえて袖の下にそ月をやとせる(色紙にして表装せる) 慶元大坂の役亦始終幕營に侍して祈禱を修す、賞賜淺からず、元和元年八月有辨寂す、弟子有信繼目の禮に駿府に於て命あり、常住光院儀其勳功不等閑一候得者、此以來御禮可申上云々、爾來御白書院にて獨禮の格を賜ふ、宥辨關ヶ原大坂兩陣にて祈禱の本尊兩領明王、大日如來、不動明王、愛染明王四尊は該院本堂に安置して武運長久の祈念怠るとなし、又山城淀城主稻葉家は、祖先以來檀契深く殊に春日二位局の信仰淺からず、元和三年佐渡守正成堂舎を再建せられ其後は全家より修理を營まれ、年々若干の資料を寄附せらる、累世の墓碑位牌及過去帳等あり、又伊達陸奥侯の由緒あり、正宗の書翰及全家内證後の書狀あり今尙存す。

△上珠院は丹後舞鶴の城主牧野侯の菩提所として若干の資料を附せられ堂舎の修營は一切之を全家より爲し來れり墓碑位牌過去帳あり 帳あり △明泉院は長州赤戸家の菩提所として其祖先長祿年間よりの過去帳位牌及墓碑あり全家より修營等皆之を爲せり全家より建つる所の元家公位牌裏書に云 當院本堂坊舎建立之意趣者爲先祖遺福別而者子孫繁榮武運長久也 又毛利家より建立の位牌もあり以上華王院以下各院版籍奉還以後資料給せざるに依り、已むとを得ず當院に合併して、其檀主の菩提を弔ひ及遺物を保存す、其大檀主には侯家巨室あり、左に記するが如し。

△春日局墓碑 五輪石高一丈一尺 一基

△佐久間將監墓碑 全斷高七尺六寸 一基
△佐久間佐吉墓碑 印塔高七尺五寸 一基
△稻葉家墓碑 印塔一五輪 二基△全 角右二五輪三 五基△全 五輪三諸形三 六基
△大給家豐後府城主稻葉家墓碑なり
△大給家内城主墓碑 五輪石 一基△穴戸家長州墓碑 全 十四基△北條家當時遠江墓碑 五輪三寶篋印
△六基△佐久間家舊城主墓碑 五輪三角石一 四基△牧野家丹後田主墓碑 五輪五 五基△木俣家彦根墓碑 五輪八角十 廿八基△加藤家舊城主墓碑 五輪高一丈 一基△尾州家墓碑 諸形 六基△堀家越後村七地蔵一 廿八基 以上當院所屬地墓地にあり

本院歴代の名祿を掲ぐれば左の如し。
△第一世檢校法印賴印△第二世檢校法印其運△第三世阿闍梨來遍△第四世入寺重祐△第五世阿闍梨堯遍△第六世阿闍梨應遍△第七世阿闍梨堯算△第八世檢校法印宥專△第九世檢校法印日玉△第十世前寺務檢校法印和信△第十一世前寺務檢校法印和信△第十二世玄胤△第十三世前知法隆光△第十四世前寺務檢校法印和信△第十五世前寺務檢校法印和信△第十六世前寺務檢校法印和信△第十七世玄胤△第十八世前知法隆光△第十九世前寺務檢校法印和信△第二十世前寺務檢校法印和信△第二十一世玄胤△第二十二世前知法隆光△第二十三世前寺務檢校法印和信△第二十四世前寺務檢校法印和信△第二十五世玄胤△第二十六世前知法隆光△第二十七世前寺務檢校法印和信△第二十八世前寺務檢校法印和信△第二十九世玄胤△第三十世前知法隆光△第三十一世前寺務檢校法印和信△第三十二世前寺務檢校法印和信△第三十三世阿闍梨誦道△第三十四世寺務檢校法印和信△第三十五世前寺務檢校法印和信(現住也)

心南院

増福院の隣地にあり、明治三年六月再建せる坊舎(七間に十)の外寮舎、上下藏等あり、境内坪數五百

廿七坪、創建は仁治年間なりと、當院に傳へられたる由緒左の如し。

由緒

開基尙祚、字は覺昧、又云覺禪房は當山入傑の一なり、氣象俊徹神丰卓異にして、曾て正智院道範と相請益す、當院を創設して阿彌陀佛二像を安置し、密誦の外兼て淨業を修す、一時彌陀の三昧を修行し行道衆、忽ち一人を増す、即ち彌陀の像なり、尙祚問て曰二像の中孰とするや、一像即ち一像を指す、是なり、一を指佛一を行道佛と稱す、寛元三年十一月廿五日化す、遺著數部皆行はる、第二世性饒月圓房は、尙祚の資なり、當院に住して淨菩提院を兼攝す、第三世仁然順眞房は淨菩提院賢定に兩部灌頂を受け、又南院隆惠に就て事教を研究し、當院に住して密幢を建て、大に來學を喚起す、其法流繁衍して遂に心南院流と號す、俊傑多く其門に出づ、文保二年七月廿八日寂す、大覺寺法皇當山御幸の時仁然を召し玉ふ、時に仁然病に臥せり、法皇乃ち當院に臨幸し玉ふ、建治年間住務賢定理智房は檢校に補せり、第七十七世山主なり、徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を高野朱印の内より配置せり、領地は常郡天野村にあり、大檀主は常陸國志筑城主本堂家、出羽國新庄城主戸澤家、同國本庄、城主六郷家にして古來深厚の由緒ありて石碑を建て、菩提を託し若千の資糧を寄せられたり、墓碑の重なるものは左の如し、寶物には弘法大師作の阿彌陀如來二體あり

△本堂家墓碑 當院所屬地(奥院墓所)に在り元祿より天明年間の建立なり 三基△戸澤家墓碑 全所にあり明和六年

享保廿七年建立なり 二基△六郷家墓碑 全所にあり 五基

西行法師の古跡

今の南昌院の地は、もとの靈山院にして、西行法師の住みし處、遺詠あり。 西行法師 住むことは所からぞと云なからたか野はものゝあはれなるべき ちる花のいほりの上をふくならば風入るまじくめぐりかこはん



其他の遺跡

△引攝院△發光院△大聖院△成蓮院△南昌院等諸寺院の由緒沿革を知らんと欲せしが、或は合併し或は廢寺したるもあり、記録採集に意の如くならざるあり、故にこゝには掲載せず。(以下)

釋迦文院

修禪院の隣地にあり、梁間四間半に桁行六間の本堂を始め坊舎、土藏等の諸建築あり、境内地坪千六十六坪あり、准別格本山にして、當院に傳はる由緒左の如し。

由緒

本尊は祈親上人の護持佛たる釋迦如來の木像を安置す、開基祈親上人は和州の人、幼にして兩親を哀ひ、興福寺に入て法相を學び、法華を讀みて二親を追薦し、晝夜聲を絶たず、因て祈親持經の名を得たり、齡耳順に至り二親の服生を知らん事を希ひ、長谷寺に至りて靈告を受け、高野に入りて靈驗を得たり、時に長和五年なり、現今興院燈堂にある一大燈は、祈親が初めて石火を鑽りて點じたるものにして、永劫不滅なり、之を持經燈と稱ふ(俗に貧女の)後醍醐天皇正平五年勅して常照上人と謚號を賜ひ、十韻の贊を賜ひ、宥雅淨俊房天文二年檢校に補す、時に累年干戈止む事なく、官家資財に困む、宥雅素と世財に富めり、因て大に官家に功あり、同三年寺務職の永宣旨を賜ふ、爾來當山檢校職は永く寺務職を帶ぶ、實に宥雅の績なり、去元治元年二月焼失、現今は假立なり、當院は舊藩主作州津山侯の菩提所にして、歴代の法名又は靈牌あり、興院に二箇所隣接して墓碑を構ふ、五輪塔大五基、小札石一基四方木柵石鳥居あり、寶物の重なるものは左の如し。

△益田池碑銘 竪九寸 横三丈七尺五寸

一軸

弘法大師筆 鑑査狀第三八三〇號優等にして美術上の模範として要用なるべきものと認定す云々

△十六羅漢 絹本 竪三尺五寸八分 横一尺九寸八分 十六幅

唐畫 鑑査狀第三八六四號優等にして美術上に要用なるものと認定す

△阿彌陀如來木像 丈二尺 一軀

大乘院

境内地坪四百八十二坪、地内に本堂(五間半)坊舎、方丈、寮舎、等其他の諸建築物あり。

由緒

證印大乘坊安元三年の開創にして、傳法院の講談所とす、これ傳法院の學頭たるを以てなり、正應年間故ありて本寺方(金剛峰)に屬す、徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を高野朱印の内より配知せり、領地は當郡志富田村にありたり、當院は元と本中院谷にありしを、明治初年此地に移せり、寶物の重なるものは左の如し。

△本尊阿彌陀如來木像 長四尺 一軀△千手觀音木像 長五尺鑑査狀 第四〇〇七號 絹地着 色長五

尺二寸横三尺一 寸眞如親王御筆 一幅△蘆鷹墨畫 絹地長四尺二寸横 二尺二寸明林眞筆 一幅

常喜院

常喜院は六時鐘の隣地にあり、本堂は梁間二間、桁行四間半にして、坊舎は梁間六間半、桁行十三間あり、表門の兩側は總二階造りにして坊舎に接続し、參詣者の宿泊に便す、奥書院は十二疊及び八疊敷の二九間あり、ともに優美瀟洒たる室にして、別に離れ座敷五間を有す、室の東南には洒落れたる庭園を控へ南方には六角形の新土藏あり、是大坂の豪商松本重太郎氏の喜捨なりとか、著者本山の實地調査として出張の際、畫伯歌川國松氏と、もに當院に掩留する事殆んど一ヶ月、從つて閑餘大乗大圓師と會談することまた幾回なるを知らず爲に全師が當年窮迫の狀態を語らるゝを耳にし、大に全師の感禁じ難きのみならず、遺跡の顯揚興隆に熱心なるに於て不肖著者と意を全しふす、俗に一樹の蔭一河の流れとや、況して當院に永く滯留せるの予、深き所縁ありて存す、加之著者が祖先是本院の大檀主たる伊東家と系を全じふし、且つ大圓師が身に着けたる法衣の定紋が十曜星にして、しかも予が紋と全じきより、こゝにますゝ宿縁の淺からぬに一驚を喫し、且はわが祖先の墳墓を守護しつゝありし此菩提所が師の爲めに再興されたるを感謝しつゝある身の、いかで满腔の全情を以て筆を揮はざるを得んや、讀者或は依姑の嫌ひありと嘲らんも、乞ふ本書編纂の勞苦に對する著者が遊樂の餘技と、さな咎め給へそよ、そも〱當院は本山諸院が維新の際大打撃を蒙りし如く、いたく維新の際に於て打撃を受け、幾多の坊舎は擔傾き、屋根は破れて雨の漏るるに委し、珍器美寶は散亂して、極めて憐れなる境遇に陥り、爲めに赤貧洗ふが如く、住職は齡すでに七十を越えしものから如何に心はあせれども、到底再興を望むべくもあらず、老衰せる住職は始終煩悶しつゝ、十三四才の頑是なき所化坊相手に嘆息の聲を漏らして、空しく院宇の荒敗を眺め、

殆んど手の下す處を知らず、たまく豆腐一丁を買はんがため、彼頑是なき所化坊を走らすれば、心無の商人は、「小僧錢を持つて来たか」と絶叫して僅に七八厘の豆腐一丁さへ、彼に貸賣することをしていとひ、かゝる暴言を吐かるゝ切なきに、可愛いや彼所化坊は、何時も暗涙を呑むて生命を果たせるなりき、後彼老僧はかゝる不遇の間に病床に臥し、幾千圓の負債を残して、彼頑是なき所化坊に後事を托し遂に遠逝せり、あはれ此所化坊こそ即ち今の大乘大圓師にして、先住の後を繼ぎし大圓師は爾來幾多の辛酸を嘗め、苦心經營負債の消



り種々の悪評と浮説を流布せらるゝが如く、著者滯山の際も、亦しば〱これを耳にしたることあれども、去れど師が當年を追懐し、豆腐買の悲惨なる物語を聴き、且彼負債消却の紀念たる大なる證文箱を實見しては、由來涙にもろき著者、暗涙滂沱として禁じ難きなり、世には本堂再建に托

して巨額の淨財を信徒より募り、しかも是を遊興の資に當て、沽として耻ぢざるの偽僧あり、或は本寺の朽破せるを見て、これを興隆せんとするの殊勝なる心はなく「住職はわれ一代ぢやに、あと野と成れ山となれ」と不關焉たる不徳僧あり、僧侶にして黄白を云々し蓄財に意を注ぐは、素より好ましからぬ事なれども、心に一點のやましき處なく専念院宇の興隆を策らんがためには、また一の好方便たらざるを得ず、信徒亦滿腔の全情を以て喜捨すべく、世人亦至當と認むべく、俯仰天地に耻ぢざるの手段にあらずや、即ち予がこゝに貴重なる紙面を割きて、これを讀者に報するも亦敢て不用のことにあらざるべし、師未だ春秋に富めり、今に於て慎重の態度を取り、専心本山の爲めに盡すあらば、他日必ず輝々燦然たる名聲を博し、高德の僧として天下に傳へられんことは易々たるべし、著者嘗て「日蓮宗各本山名所圖會」を編纂のため、これが調査として甲州身延山に出張し、佐野順道師といふ奇特僧を見しが、今又こゝに此悲惨なる經歷を有せる一僧を見、これをわが『各宗本山名所圖會』中に收むるを得たるは、著者のひそかに喜ぶ處なり、讀者猥りに人を彰する者と爲す勿れ、傳ふべきの美事善行あれば、予は喜むて本書中に掲載するを例としつゝあるなり、乞ふ諒せよ。

由緒

本尊は不動明王にして興教大師の作、火焰は心覺阿闍梨の作なり、開基道光大師、名は實惠、高祖大師第一の高足なり、檜尾僧正と稱し、高祖大師當山開創の時、實惠泰範等をして諸事を監せしめ

玉ふ、實惠師即ち當院を創して棲居す、高祖入定の後、檜尾視心寺に移りたり(當院と視心寺と法流受授今に絶えず)爾來法資聯綿相續せり、當初は往生院と云ふ、中葉寺宇衰頽に屬す、茲に佛種房心覺阿闍梨中興す、心覺は諫議大夫平實親卿の息なり、初は三井寺の學徒なりしか、後密門に入りて小野の賢覺實運、廣澤の學印兼意等の明師に従ひて、秘奥を研究し其淵源を探る、遂に居を當山に卜して本院を興隆せり、此れ實に廣澤の中一流の始祖なり、其德行(廣澤)諸書に顯著なり、養和二年六月廿四日寂す、第廿二世遍覺律師は天正十九年豊前小倉の城内に於て黒田長政侯の爲に大威徳明王の印明を授く、疾歡喜の餘慶長五年淨財を喜捨して長く護摩の祈禱を命じ、平生持念する所の大威徳尊像を賜ふ、當院護摩堂の本尊是なり、又修行大師の像あり、心覺阿闍梨の感得する所にして靈驗著し、又幣振不動明王の像あり、高祖大師入唐の砌、親く彫刻し賜ふ靈尊にして、威嚴赫灼たり、中古種々の變遷を経たりしが、今に儼存す、當院舊往生谷に在しが、元祿年間小田原谷に移り、元治元年の大火に類焼す、明治三年此地に移轉す、來迎院三室院は當院に合併せり、抑當院開基道光大師草創より、中興心覺阿闍梨(常喜院流)を経て現今に至り大約千有餘年の久しき、法燈今尙相續き修禪視行し得るは是又古徳の餘榮なり、△第二由緒 武家 伊東家△舊日州飲肥城主は、元祖藤原氏、中古建久の頃工藤一郎左衛門祐經及び息伊東大和守祐時(此時より工藤の姓を止す)を経て、爾來展轉文明年間大和守祐堯又文化の頃修理大夫祐方侯を経て、現今の伊東子爵に至る迄凡二十有餘代の歴世、令室令息等當院に奠る、又奥院に宏莊なる墓碑の設けあり、以上の間當院合併來迎院修營の事一切侯家の支辨に依ると見ゆ、且明治廢藩迄香花料として年々米八石宛寄附せ

賞翰拜見致候然者兼て御願之通右近衛將監殿被致承達米五十俵充年々可被相贈候先月八日於大坂屋敷以書附申達候爲御禮被示下
候御紙面の趣則江府へ相達可申候恐惶謹言
五月廿六日
二木 勘右衛門
政任花押
清男 舍 人花押

德善院殿

德川氏治世には寺格上通とせられ高野朱印の内より院領高三十石を配知せられたり、墓碑の重なるは小笠原家一基のみ。

天德院

境内一千八百八十四坪を有し、遠州好みの庭園（口繪参照）を有せるを以て其名高し、建築の重なるは本堂（四間）坊舎（十間）庫裏、其他二三にして建坪百五十七坪二合五勺あり。

由緒

當院開基學雄法印は、當山第二十三世檢校なり、當院遍明院及無量壽院等に歴住す、其遍明院住職の時、加賀太守前田侯由緒ありて遍明院を宿坊とせらる、而して西光院（内地也）は覺雄の兼務たり、元和八年前田侯夫人天德院殿（秀忠公）の爲に梵刹を建立せらる、即ち西光院を谷上に移し、其跡地へ建立し、夫人天德院殿の遺骨を境内に送還し、其上に靈舎を建立す（靈舎は焼失し墓）因て當利を天德院と名けらる、爾來前田家菩提所として歴代の位牌石塔を建立あり、徳川家桂昌院殿（吉公實母木庄

氏女寶永二兩親及一族の靈牌を當院に納め、遂に位牌堂を當境内に建立せらる（二間半四面焼失）又赤穂義士菩提の爲月牌四十六本を納めらる、又曾て當山に參詣あり、當時結界地なりしを、女人道以内にして、認可を得たる上就任して、徳川政府へ繼目の御禮を爲すを例とせり、院領は高三十五石、領地當國那賀郡安樂見村眞國庄北野村饗津路村饗垣内村及伊都郡上湯川村にあり、此院領は前田侯より、院殿位牌堂建立に付祠堂金千八百兩及三百兩を納め其他種々の重器を寄附せらる、而して今尙前田侯爵家より毎年金三十三圓を寄附せられ、墓所の如きは修繕の都度前田家より支辨すといふ、己



一山寺領の内にて買求めて當院に附せられたるなり、即ち寺格上通りなり、加賀侯より天德院殿供養料として、毎歳玄米百石（大坂）寄附せらる、但利常公以來代々之を附せらる、大聖寺前田家より全每歳玄米七石二斗一升五合（大坂）寄附せらる、富山前田家より全每歳玄米二十石三斗一升（大坂御）寄附せらる、徳川家桂昌

れの祖先が墓碑頽破せしをも顧みざる華族多しといふに、舊縁を重し祖廟の嚴存に心を注ぐに厚き前田家の如きは宜しく公衆に傳ふべきの美事たるべし、墓碑の重なるものは、即ち前田家にして左の如し。

△却林貞久△月江宗心△花英貞光△清雲院殿△春桂院殿△瑞龍院殿△玉泉院殿△松嶺院殿△清泰院殿△前田光高公△全利常公△天徳院殿△大聖寺前田利治公寶性院殿

寶珠峯

外入葉の一にして、天徳院の後ろにあり、歌に「のほりなば手にもとるべく見ゆるかな、たからの山の月のしら玉よみ入しらず」とあり。

一心院谷の部

不動坂より登れば此谷に入るなり、山内乾方にあり、初め行勝上人こゝに一心院を建立し、後貞曉上人院跡を嗣ぐにあたり、支院ますく多きを加へ遂に一個の院内を爲すに至れり。

聖觀音銅像

女人堂より數十歩左側にあり、嘉永七年松前藩士齋藤某の建立なり。

參詣人所緣坊案内所

女人堂より三町計り、構造嚴乎として幾多の棚には數百の帳簿を供ひ、羽織袴着用の人其前に整然として着座し、室の奥には法衣嚴めしき僧侶端座しつゝ、參詣者の來るを待が如し、是年々當山に參拜せる十數萬の詣者のため、各々就く所の宿坊を取調へ懇切に案内し呉るゝ所なり、すでに此處より案内されて宿坊につけば、其坊よりまた奥院を始め諸伽藍の案内を爲す、嘗て登山せる人は好し、初めて登山の人は、宜しく當所に至りて祖先以來の所緣坊の調査を依頼すべきなり、紊りに自由主義を採り山内の先規を破りて、所員の止むるもさかず、山内に入り込みたればとて、各寺院には又それ々の舊慣あり、かゝる暴慢なる人には、到底一夜の宿さへかさゞることは豫め深く思ふべきなり。

明惠上人の墓

案内所の後山にあり、上人は梅尾山の太徳にして當國有田郡に生る、安貞二年貞曉上人の招きによりて登山し、其住坊を阿光院と稱したり。

蓮花定院

案内所の向側にあり、本堂の創建は建久年間にして再建は万延元年なり、梁間六間に桁行九間二尺、

由緒

堂内に護摩堂あり、本堂の外坊舎(十一間半)方丈、寶藏、中藏、長屋、上門等の諸建築物あり、建坪二百五十七坪四合三勺にして境内地坪六百六十四坪あり。

建久年間行勝上人開創して念佛院と名け、念佛修觀を凝らせり、行勝は攝津の人、當山常喜院心覺に法を稟け、壯歲好むて名山絶巖を跋渉し、和州笙の窟に苦行して、法驗尤も掲焉たり、嘗て神泉苑に雨を祈りて効あり壽永三年冬仁和道助法親王灌頂を受けんとする時、風雨數日止まざるが爲め、庭儀を行ふことを得ず、因て守覺親王の令旨を受けて晴を祈る、天忽ち霽る、事叡聞に達し、詔して曰く、聞く師形骸を外にすと、知らず何を以て賞賜を表せんと、行勝奏して曰く、天野神社に一切經を納め給はらば、臣僧が願足らんと即ち詔して之を賜ひ天野に經藏を建て之れを納めらる、時に行勝天野院主を管すればなり、曾て靈夢に感じて氣比嚴島二社を天野に勸請して、四社明神とせり、寂後村民其徳を追慕して、一祠を建て、其靈を祀る、宮若と稱し今に天野神社に在り、第三世金海上人は行勝の神足なり、嘗て蓮花定に入り、舊號を改めて蓮花定院とす、第七世定詮上人は、應永年間院家職の宣旨を蒙りたり、當院松代侯眞田家とは深厚の由緒あり、其祖海野信濃入道棟綱及眞田一徳齋幸隆の世より、檀契厚く其領内の僧俗は悉く當院の檀縁とせられ其寄附狀あり、慶長五年安房守昌幸左衛門佐幸村上田城を棄て家族を率ひ來りて當院に寓す、後麓三里北なる九度山に遷り住す、又松代侯の世となりて檀契益深さを加へ、年々糶米七十二俵を寄附

して佛供料とせられ、境内に接する後山及び奥院墓地に累世の墓碑を立てたり、又往古より建る所の累世の位牌寄附物寄附狀書翰等頗る多く今尙現存す、舊寺格は上通院領高三十石(明治二年より三十五石)なり、墓碑の重なるものは眞田家の碑計十四基あり、寶物は左の如し。

- △眞田信綱畫像 紙地着色 縦二尺六寸 六分横一尺四寸五分 (眞田家寄附) 壹幅
- △豊臣秀吉公畫像 絹地着色 縦三尺三寸 五分横一尺九寸二分 (眞田昌幸筆同寄附) 壹幅
- △眞田信幸侯畫像 絹地紙地混合着色 縦一尺六寸八分横四寸九步 (贊あり伊豆守信幸自筆同家寄附) 壹幅
- △清花院殿畫像 絹地 縦八寸五分 横四寸二分五分 (眞田家寄附) 壹幅
- (贊あり剃髮を織りて文字を成し和歌を書す自詠自筆なり平井源鶴子像玉川伊豫守源正行女とあり紀州臣玉川伊右衛門尉源正氏寄附)
- △眞田幸弘幸專幸貫三侯畫像 絹地着色 縦四寸横一尺八寸 (眞田家寄附) 三幅
- △準胝觀音畫像 絹地 縦彩色 縦三尺四寸 三分横一尺二寸一分 (眞田幸貫筆同寄附) 壹幅
- △天神々號 絹地 縦一尺四寸 七分横四寸一分 (眞田幸弘筆同家寄附) 壹幅
- △十一面觀音畫像 絹地着色 縦二尺 四寸横一尺八分 (兆殿司筆) 壹幅
- △太刀 正宗作 長二尺五寸 (眞田昌幸佩用同幸村寄附、口繪參照) 壹口
- △短刀 正宗作 長九寸五分 (同昌幸佩用同幸村寄附、口繪參照) 壹振
- △太刀 無銘 長二尺五寸 (眞田幸村佩用寄附、口繪參照) 壹口
- △護摩劍 國廣作 長一尺二分 (理源大師大峰修行のとき用之興山上人より傳來す) 壹振

西室院

蓮花定院の隣地にあり、本堂(三間)位牌堂(三間半)護摩堂(五間)坊舎(十七間)方丈(五間半)其他の諸建築あり、建坪總數二百八十二坪、境内地坪六百一坪あり。

由緒

弘仁年間弘法大師當山開創のとき東西南北の四室を構ふ、當院即ち其一なり、因て弘法大師を開基とす、中興雅真僧都は、和泉講師又和歌總講師と稱す、石山内供淳祐の法化なり、學業優贍傍ら和歌を善くす、天曆七年高祖大師の芳躅を慕ふて登山す、然るに當山座主無空律師離山後僧院荒廢に歸し、又前年祖廟雷火に燒失せり、雅真餘燼を探りて廟窟を求め、慨然誓ふて再興に奮勵す、然れども無縁の貧客なれば資糧給せず、因て奏請して和泉講師となり、營興の依怙と爲す、天徳元年に至りて其功を竣ふ、山徒漸く歸來す、實に當山中興の偉業也、其間に當院を再興して住す、永觀元年檢校職に補す、是當山檢校職の始例なり、正曆五年雷大塔に震し、檀場諸堂二十一宇を蕩燒す、長徳四年國守紀伊守景理監司として再興を勸む、而して私利を規り寺領を横領するに依り山徒止住に由なく多く離山す、雅真亦東三條院に奏して天野に山王院を建て此に棲息す、僅に六箇の庄

△兜鉢 南鑿高六寸 (眞田昌幸所持同幸村寄附) 壹頭
△轡 全 鐘付屬す (同斷) 壹鉢

園を寄せらるゝのみ、常に此に在りて御願の法會を勤む、故に天野檢校と稱す、長保元年三月廿一日寂す依て澁田村に葬る(墓所あり)其後延久年間住務興胤和尚は檢校に補せり徳川氏の治世には寺格上通とせられ院領高三十五石を高野朱印の内より配知せり、領地は那賀郡細野村勝谷村猿川庄今西村にあり、當院大檀主は因伯太守池田家、志摩鳥羽侯、稻垣家、近江膳所侯、本多尾張犬山侯成瀬家、下野壬生侯、鳥居家(元信州)等檀縁深く各石碑位牌を建て若干の供養料を寄せられたり、就中池田家は元金剛藏院檀主たりしが、該院は當院に合併せしに付當院の檀主となれるなり、其由來は池田家の祖六郎恒利當住壽翁法印に師檀の契を結びしを始めとし、天正十三年勝入齋信輝、尾張長久手合戦の時已に決心する所あり、左の小指を截りて家臣岩越次郎左衛門尉重貞に托し、後事を願命して終に戦死せり、同年四月十八日重貞遺命を奉じて登山し、故君の小指を當住壽翁に傳へて埋葬し石碑を建立せり(存現)爾來累世一族の位牌を建て檀盟尤渥く、同十八年の狀に云。

貴院は當家累代依由緒之寺子孫并譜代之銘々永不可存廢略候也 吉田侍從輝政
天正十八年八月十八日 壽翁とのへ

而して毎年米百貳拾俵を寄せられたり、慶長六年二月當住壽榮を播州姫路に召し(當時)寄附米を高砂傍示の内にて領地を定めらる、爾來累世の寄附等頗る多し、元祿年間京都妙心寺中塔頭護國寺は池田家由緒深厚の寺なりしが、燒失に依り廢絶し、金剛藏院は勝入公石塔建立以來由緒深厚なるに依り、護國寺金剛藏院と號すべき旨命ぜられ、同家の由緒略書一冊あり、又元の蓮定院は當院に合併せり、該院は源賴朝の三男貞曉上人の開基にして、上人父兄菩提の爲に其石碑三基を境内に

建立せり、今猶存す、寶物の重なるものは△不動尊木像(長二尺一寸五分)一尊△釋迦像(寸横一尺七寸六分)一尊△日出鳳凰圖(細地着色堅三尺六寸)一幅△不動明王(細地着色堅二尺七寸五分)一幅等にして、墓碑の重なるは左の如し。

△池田家因伯墓碑(勝入齋信輝公)一基△稻垣家志摩島羽侯墓碑十一基△本多家近江膳所侯墓碑二ヶ所九基△成瀬隼人尾張犬墓碑一基△鳥居家下野壬墓碑二ヶ所九基△源頼朝頼家實朝墓碑三基△中根大隅守藏墓碑六基△荒尾主計頭伯耆米子墓碑一基△大久保佐渡守藏墓碑三基△相模國三浦向井家墓碑三基△近江國彦根宇津木氏墓碑十基

多聞院

西室院の隣地にあり、坊舎は梁間四間二尺、桁行六間にして、治承二年の創建、今の堂宇は明治二十四年の假建築なり、境内地坪四百五十四坪あり。

由緒

開基觀覺多聞房は、神才奇識強記博聞、依て人字して多聞房と稱す、蓮金院理賢阿闍梨に就て灌頂職位を受く、治承二年草庵を創して法華を敷く、即ち當院是なり、後ち慶長年間良尊長深房駿武兩府に出入して宗議を談ずる事二十餘回、東照公其俊才を愛して屢法賞を賜へり、其後英明良圓房住務たり、其父祖は高知侯に仕ふ、三州西尾の人、新義氏なり、篤學精勤の譽あり、寶曆六年寂

す、當族舊と谷上にありて院宇宏壯を極めしが、維新後衰頽せるに依り、明治二十四年此地に移りて假建す、當院徳川治世には寺格上通の上、特に山内二十ヶ院の一たる古跡名室と定められ高野印の内より院領高三十五石を配知せり、領地は那賀郡猿川庄中村田村にあり、備前侯池田家は大檀主として古來由緒深く累世の石碑位牌を建立し、若干の供養料を寄せられたり、又美作津山侯松平家は、檀縁深く石碑位牌の建立あり、亦若干の資料を寄附せられたり、墓碑の重なるは△池田家(備前侯)七基△森家(播州赤穂侯)二基、寶物は弘法大師作の本尊多聞天木像(長三寸五分)吉祥天木像(長一寸五分)善尼童子木像(長一寸五分)の三昧及び小野篁の筆を傳へられたる太子傳畫一幅あり。

行勝上人の墓

多聞院の後ろにあり、上人は一心院の開祖にして一世の大徳たり、曾て守覺親王の命に應じて晴を祈りて法驗あり、因て其欲する所を賞せんとし玉ふ、上人天野神社に一切經を納められんことを請ふ、乃ち親王の奏請に依り、詔ありて之を賜はる、又曾て丹生明神の靈夢を感じ天野に氣比嚴島の二神を勧請す、爾來天野院主を管し、建保五年かの地に寂す、村人其徳を追慕し小祠を社邊に建て其靈を祀れり、之を若宮と稱すと井村真翠氏の『高野のしをり』に記せり。

鎌倉三代の墓

西室院の前にあり、源頼朝、頼家、實朝の塚なり、實朝の侍臣葛山五郎藤原景倫發心して登山し

〔承久元年三月〕名を願性と改め、貞曉上人と謀り公の碑を建て菩提を吊ふ、二位尼其志を遠聞し由良の地頭職に補して住山の料とし兼て追善せしむ、又貞曉上人と謀り禪定院を修造し、金剛三昧院とあらためたり。

かたふさて菩提石は時めきし鎌倉山のものとしもなし

井村真琴

金輪塔

案内所より進めば右側に在り、二間半四面の寶塔にして、本尊は金輪佛頂尊、永承以後嘉承以前に於て明算檢校の創建なりと、明算師は龍光院の中興大徳にして菩提院檢校と稱す、此塔或は師の廟所ならんといふ説あり、今存するものは天保五年に再建せるものなり。

不動堂

金輪塔の左にあり、運慶の作不動明王を本尊とす、鳥羽天皇九女八條女院の御願により建久九年行勝上人の建立せるものにして、源賴朝莊園を寄せて佛餉料とす、堂の形四隅皆異様なり、これ工匠四人各自隨意に造り、以て相合せが爲めなりと、爾來修補を加ふるのみ、未だ曾て改造せしことなく、先年内務省特別保護建造物に加へられたり、以て其古建築物たるを知るべし、堂は表行六間、裏行五間半あり。

心字池

不動堂の前にあり、其形心字に似たるがため此名あり、井村真琴ぬし嘗て詠あり。

すみわたる心の池のかみにはそのあかつきの月もうつれり

澄み渡る心の池に、曉の月のうつりたる、實に心もすがしくゆかしら覺ゆれど、それさへ今は昔語りとなりて、池水空しく涸れぬに、杜若のところろくに生ひたるなど、何となふらさびしき心地せらる、池畔に辨天の祠あり、池は宗祖大師の堀り玉ひしとも、行勝上人のすさみなりとも云ひ傳ふ。

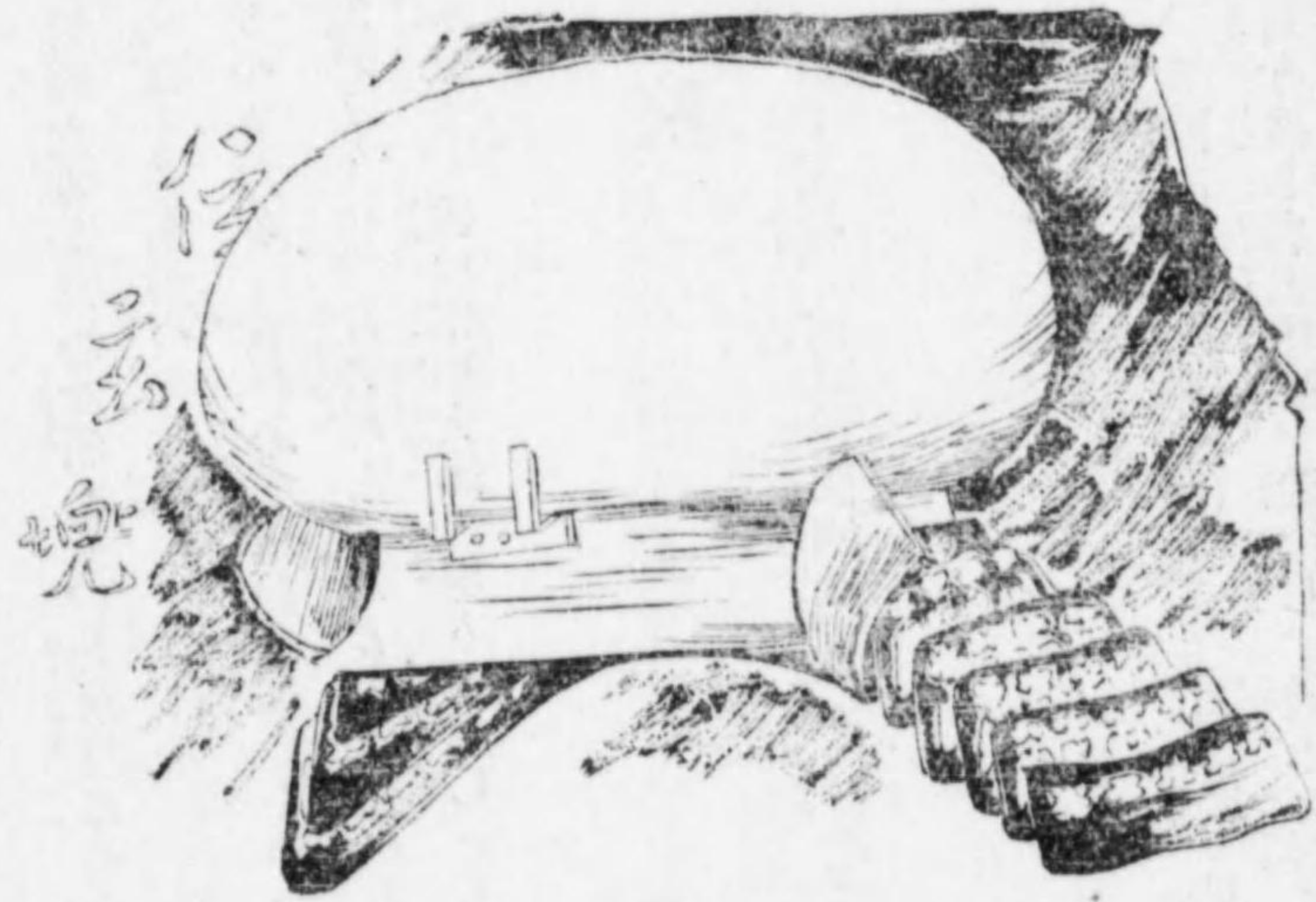
寂靜院

金輪塔の南にあり、境内坪數百五十三坪、内に梁間四間半に桁行七間の坊舎と間口三間の表門とあり。

由緒

開基行勝上人は攝州高木の人、垂髫にして華藏宮に事へ、萬壽鷹と名く、糞染して修學倦む事なく、法を常喜院心覺に受く、苦行を修し名山絶嶽を跋涉し、穀味を断て練行す、靈驗尤も多く、遂に此地に寺宇を構へて住す、院前池あり心字形を成す、故に人一心院と稱す、承元二年丹生高野兩

明神の靈告を感じ、氣比巖島二神を天野に勧請す、是より天野は四社明神となれり、天野の里人上人の徳を慕ひ、寂後四社の側に一祠を建て、若宮と稱し、上人を祀る(今存)當山大衆亦其徳を崇めて廟を建て、祭祀す、行勝堂是なり(現)當院の創立は承元已前に在り、第二世貞曉法印は源頼朝公の三男なり故に鎌倉法印とも稱す、仁和寺を去りて當山に來り、行勝上人に師事す、承久元年公曉實朝公を鶴ヶ岡に弑す、二位禪尼貞曉を誘招し還俗して將軍職を繼がしめんとす、貞曉固辭してなる事を聞き召し、宸翰を染めて寂靜院の額を賜はる、又後土御門天皇佛舍利(厨子)を賜はり之を安



置す、當院に前後賜ふ所の繪旨並太政官符十二通及國母宮より賜はりし弘法大師筆梵字曼荼羅等重寶として秘藏せり、五坊今は唯當院一ヶ院となれり、當院貞曉法印の世には備中國多氣巨勢の兩庄、和泉國長家庄、伊勢三箇山田野庄等を領せり、貞曉遷化の後備勢泉三國の莊園は鎌倉家へ譲られたり、徳川氏治世には寺格上通に列し院領高三十五石を高野山朱印地の内より配知せり、領地は那賀郡遠方村にありたり、當院もと宏壯を極めたりしが、維新後朽損して修繕に堪へず、不得已隣地に移轉して假再建せり、寶物の重なるものは左の如し。

△阿彌陀如來 長二尺一寸 脇立共三尊 當院の本尊なり軀中に源頼朝公の髮髮を納む貞曉法印の安置する所なり 鑑査狀第三九四九號附 一 幅 鑑査狀第三九五〇號
 △不動明王 絹本着色 願行上人筆 一 幅 鑑査狀第四〇一二號
 △金胎兩部曼荼羅 全墨畫 弘法大師筆 二 幅 鑑査狀第四〇一三號
 △開基行勝上人像 上色 一 幅 鑑査狀第四〇一三號
 △法華三十番神 日蓮上人筆 一 幅
 △勅額 長一尺四寸五分 後伏見天皇宸筆當院に賜ふ所なり 一 面
 △佛舍利 厨子入 後土御門天皇當院に賜ふ所なり 一 基
 △後醍醐天皇御倫旨 左に其全文を掲ぐ。 三通

大和國夜部庄止方々坊可令全知行者 天氣如此悉之以狀

三月二十六日 一心院僧衆中 勘解由次官 印書

御祈禱事可被致精誠之由被仰下之狀如件

三月二十六日

勘解由次官 印書

一心院僧衆中

大和國夜部庄任去年三月二十六日 繪旨止方々妨知行不可有相違者 天氣如此悉之以狀

右 中 辨 印書

延元三年二月十五日

寂靜院僧衆中

△後村上天皇御繪旨

大和國夜部庄止方々妨可令全所務行者 天氣如此悉之以狀

少 納 言

五月三日

寂靜院僧衆中

此御繪旨不詳然れとも延元上り 正平の間にたす事むなむの如し

後醍醐天皇御菩提 先度被仰 每月十 殊可奉訪果位者 天氣如此悉之以狀

左 少 辨 印書

正平三年二月二十五日

寂靜院僧衆等中

御祈禱事被聞食了尤神妙近日殊可抽精誠者 天氣如此悉之以狀

左 少 辨 印書

正平三年二月二十五日

寂靜院僧衆中

後宇多院並 後醍醐天皇御菩提事殊可奉資證果者 天氣如此仍執達如件

少 納 言 印書

正平六年正月二十九日

寂靜院僧衆中

御祈禱事寂靜院僧衆等 奏聞候處先以神妙天下太平當年御聖厄殊可抽懇祈之由可被仰道之由 天氣所也仍〇〇如件

正平十五年二月五日

進上護持 僧正御房

少納言伊實奉

御祈禱事近日殊可抽精誠者 天氣如此仍執達如件

八月二十一日

左 少 辨 印書

寂靜院僧衆等中

△後土御門天皇御繪旨

依僧進律師願望於高野山一心院之境内建立堂舎一宇安置佛舍利可勤行不斷如法經之由被聞食了宣專佛法之紹隆奉祈 聖許之長

久者 天氣如此悉之以狀

文明七年五月六日

△後柏原天皇御繪旨

高野山一心院之内寂靜院事文明 勅裁旨被聞食畢然又奉旨 後土御門院御菩提不斷勤行云云旁以神妙也彌專佛法之再興奉祈

聖運之長久者 天氣如此仍狀如件

文龜三年八月十二日

增進上人御房

左 中 辨 印書

△承久廳宣

可令早以中村郷限永代爲高野一心院御領事

右以彼村限永代可爲一心院御領之狀所宣如件在廳官人宜承知不可 失以宣

承久三年八月 日

大介藤原朝臣 印書

△鎌倉下知狀 寫

下 大和國夜部庄住人

可早以當庄所當相宛高野山五室内寂靜院並丈六堂佛聖燈油人供事

右任高野法印坊令申請給無 亂可宛定之狀依鎌倉殿仰下知如件
安貞二年三月十一日

武藏守 平在判
相模守 平在判

△延應太政官廳

太政官牒高野山

應爲公家御祈願所當山一心院事
右太政官今日下治部省符備得院主權大僧都法眼和尚位道勝去嘉祿四年五月二十日奏狀備謹考舊貫當山者弘法大師親卜勝定而期
三會花林之地眞言上乘盛令繁昌而 八葉蓮臺之峰也因隆一天低頭四海合掌爰放行勝上人結方丈草庵於當山立護摩大檀中多年宿
願忽建立一伽藍堂塔僧坊鐘樓經藏成風之撰接擔土木之功並載即號之一心院中然開關東故右大將軍憲信一山別歸當院以鎮西山鹿
粥田兩庄所當二百石限永代配置護摩用途每年無懈忘令運送當院已及四十年爰仰町郷者去建永年中國司寄附當院佛聖以下之寺
用大畧爲 寺之勤行者又爲一山之依怙件郷依爲弘法大師經行之地爲當山領之條依有山緒代々宰吏已以當郷可爲當院領之由成國
宣之後經三十餘年畢而今般下庄號給旨欲斷向後之牢籠望請天恩因准先例以當院爲御祈願所兼以讚岐國仲村郷限永代爲當院領界
四至打勝示爲一圓不輸之地伊勢役夫工大嘗會召物以下大小勅院事等永被皆免而領家職者道勝可令門跡相傳之由蒙勅裁者惠燈桃
光偏積三密五智之精勤梵鐘繼開鎮祈天長地久之御願者正三位行權中納言藤原朝臣爲經宣奉 勅依請者省宣承知依宣行之者山宜
承知牒到准狀故牒
延應元年二月八日
修理東大寺大佛長正五位上行左太夫小槻宿禰 印書

從四位上行右中辨藤原朝臣

一通

△同左辨官下文

左辨官下 讚岐國

應遣官使堺四至打勝示公家御祈願所

高野山一心院領當國仲村郷事

在管多度郡

四至 東限當葛原 郷 南限善通寺一圓
西限弘田郷 北限三井郷
右得院主權大僧都道勝去嘉祿四年五月二十日奏狀備謹考舊貫當山者(以下大畧同前)
延應元年二月八日 大史 小槻宿禰 印書

△足利尊氏教書

高野山寂靜院雜掌中寺領大和國夜部庄事號關所東北院坊人等致 亂望相 子細之處爲寂靜院領之上者不可相綺望然者如元寺家
領知不可有相違之狀如件
建武三年十二月二十二日 書 印

△足利義滿教書

高野山寂靜院領攝津國武庫九十九丁内下庄大和國夜部庄事任嘉祿安貞弘安建武文和應安度之裁許狀等寺家知行不可有相違之狀
如件
明徳二年十月十六日 從一位 源 朝 臣 印書

△澁川中務少輔寄附狀

奉寄進加賀國河北郡内極久目領家方事
合 壹所者
右件之在所者雖爲重代相傳私領高野山一心院之内寂靜院五坊之如法經料所に爲後生菩提限永代奉寄進之處也然上者雖爲子々孫
々不可有違亂妨者也若背此旨致違亂輩在之有爲 上意堅可被致御罪科者也仍末代爲龜鏡寄進狀如件
文明七年乙未六月廿七日 澁川中務少輔鏡種 印書

△後柏原天皇御給旨

高野山一心院内寂靜院爲不斷如法經鎮守諸神勸請神妙奉獻並龍神大明神號事任先例可被致其沙汰者依 天氣執啓如件
文龜二年九月十日 右 中 辨 判

謹上 侍從二位殿

△夜部庄寄附狀

奉施入所領一所
在大和國十市郡夜部庄
右件庄者關東將軍家之領也相傳有山領掌年尙敢無其妨而今高野山五室谷建立伽藍靜院
安置尊像彼佛聖燈油已下人供雜用等料永所施入也 代更不可有他妨若背此旨有致違亂之輩者常住本尊護法善神連垂明鑒須加
證討而已者限永代所施入狀如件
嘉祿三年七月十七日
千阿彌陀佛
拾七通

△古文書

△神祇雜覽并神號宣旨事 一通 △大進法印請文 文永二年知事加藤一 一通 △權寺主證 部庄三分米之狀 一通 △夜部庄課役請文 文永六年 △同庄
百姓等注進狀 弘安九年 △多田院政所代請文 永元二年 △同請文 同四年 △興福寺四金堂重辨陣狀 文永二年夜部庄 △觀應二年沙彌某
執達狀 一通 △信宗房壽藏書記 せうふ帳 永三年 一通 △定辨法師進退狀 七年 一通 △法華經版本之證文 永十二年 一通 △權大僧都執達狀 一通
其他古文書數多あれとも略す

訶利帝母祠と丹生高野明神祠

訶利帝母祠は池の邊りにあり、明神祠は山の麓にありて三社並び建つ。

思ひ入りしひとつこの奥を出てかへらん座の世をいかにせん 内 府 實 隆

五の室谷の部

御室道助親王御建立の庵室を光台院といへ、そが院内に五箇の庵室ありしがためこの名あり。

徳川祖宗靈舎

覆鉢山にあり、今の南院の地は元大徳院境内にして此靈舎は大徳院の奉仕せしものにして今は蓮花
院より奉仕す、第一靈舎は東照宮を祀る、本地は薬師如来にして家康公の持念佛なりしを寛永年間
三代將軍家光公これを寄附せられ本地佛とすべき旨台命ありしかばかくはこゝに安置せしものな
り、第二の靈舎は台徳院秀忠公を祀る、ともに三代將軍の建立なり。

覆鉢山

外八葉の一なり、徳川靈舎のある處にして南院の後方にあり。

南院

不動堂前の通路を東南に進み左側にあり境内二千九十八坪、梁間三間桁行六間の假本堂と、七間半
に十一間半の坊舎及び寮舎あり、創建は永觀年中にして、明治廿一年六月の改造にかゝり、別格本
山たり。

由緒

當院開基子島眞興僧都は、河内國石川郡古城主賜正三位平岩家の次男、母は侍從辨方にして初め南

乞願繼勤行於五十六億之佛施利益於三界四生之群類三々平等之智火連燒三重志執之新事相應之觀念忽開本有輪圓之覺仍奇進狀如件
曆應元年十月九日
從五位上行兵部少輔二源 朝 臣 花押

龍城院

正塔院の隣地にあり。

由緒

本山開基は興教大師にして仁和三年眞然僧正が創立せられし正塔院ともにも明治の初年今の地に合併す、往年再三類焼の災に罹り、舊記焼失して詳細なる由緒を知る能はざるは惜しむべし、現今の院宇は去る明治二十一年の大火の際類焼し全廿二年假堂を建て目下再建の経営中にして住職長岡秀明師は東奔西走大に盡碎せられつゝあり、遺跡顯揚に熱心なる感すべし、大壇主は肥後細川家及び八代城主、相良城主等なり、重寶物は左の如し。

- △本尊阿彌陀如來 兩脇土觀音 三尊の木像安阿彌の作
- △十一面觀世音菩薩行基菩薩の作
- △火中出現の弘法大師像覺鏡上人の筆
但し大師の繪像は當院出張所肥後國熊本市吳服町三丁目龍城庵の本尊佛として安置しありしが、寛政七乙卯年九月廿八日の夜、同庵焼失し、翌廿九日燼跡灰除きの際、御繪像聊かの破損もなく、僅かに右の御眼少しく變色しあるのみ、此事遠近に傳へられ爾來火中出現の大師と稱へて諸人の信仰尤も篤し。

因に云、△正塔院 は龍城院に合併したれば記事を略す。

福智院

清涼院の隣地にあり、橋を渡り内に入れば梁間九間に桁行十四間半の大坊舎あり、洒落たる庭園を距ちて奥書院あり、其他寮舎、土藏、納屋等の諸建築物あり、境内地坪千二百三十三坪、著者當山出張の際、院主及大乘大圓師の懇切なる案内により、院内に於て舉行せる『大衆供養』の盛式を一見し、其莊嚴なる状態を、わが最愛の讀者に示し、傍ら本山諸院に於て法要に熱心なるを天下に傳へんと欲し、歌川畫伯の勞を煩はし、わざ／＼九月十五日の正午出張し寫眞に撮影せしが、いかにせん一堂に數百人の大衆會せしこと、て、原版判明せず、爲めに本紙口繪として掲出し能はざるは予の尤も恨事とする處なり、そも大衆の供養とは信徒が菩提を吊ふがため、一山の大衆を招聘して一大供養を舉行するものにして、當日供養に會したる僧侶には、古來より半紙を布施するを例とし、俗に是を紙布施と稱ふ、當日の行者は五十餘才の白鬚翁にして本山に登拜すると三百回の多きに及ぶと、信仰の熱心なる感すべし、序でにいふ、著者は以上述べたる如き深意を以て出張せしに、われを目的するに奈らぬ世俗の營利主義者と爲し、甚だしきに至つては懇切なる紹介の勞を採られし大乘師の一身に迄あらぬ惡評を加へ、僧風にあるまじき嘲罵の聲を發せし若僧二三輩を見受けたり、實に言語に絶せる無禮僧といふべく、彼如き理義を解せざるものが、しかも靈威赫々たるこの南山に於て實見せんとは、案外の感あるのみならず、寧ろ當山の風教上恨惜の嘆なくむばあらず、著者

數年來わが各宗の諸本山に出張しつゝあり、しかもかゝる思慮なき無禮僧を見たるは初めてなり
き、こゝに特筆して彼等の回顧を促し、全時にわが各宗本山名所圖會第八編中に於て此事を筆誅し
置く、記事本院に無關係にして、院主には少しく氣の毒なれど、是素より院主の知らざる處、大乘
師亦かゝる惡聲ありしことは夢にだも知らざるべし、去れど予は宗祖が遺跡を天下に顯揚し、靈名
ある各大本山の事蹟を公衆に紹介せんがため多年斯業に狂奔しつゝあるもの、由來血多き予、かゝ
る無禮の言を耳にしては、到底黙許し難き質なり、爲めに記文餘事に及ぶ、責は勿論著者にありと
す、乞ふ諒せよ。

由緒

開基覺印阿闍梨は下野守平師季の男なり、幼年より舎兄永嚴僧都の付弟となり、傳法の職位を受
く、永嚴遷化の後官途の望みを絶ちて當山に登り當院を草創(年譜)して五相三密の觀行を凝らせ
り、徳川氏治世には寺格中道なりしを、維新の際上通に進み、高三十三石を配知せり、明治二十一
年の大火に院宇類焼し同二十二年再建す、尙漸次規模を擴張せんがために、専ら奔走中なり、大檀
主諸侯は下の如し、即ち相模小田原城主大久保家は、元覺證院檀主たりしを當院に合併せり、累世
の位牌石塔を建立し、供養料年々數十石を寄せらるれば累世の書狀頗る多し、今其一二を左に
掲ぐ。

高野山理正寺へ爲永久院殿靈供米十二石令寄附候其方弟子筋目の寺へ永代寄進之者也

慶安五年四月二十六日

高野山五之室谷

大久保加賀守 花押

爲永久院殿靈供米十二石亡父加賀守理正令寄附畢彌如先規全可有收納者也

延寶七年二月十五日

高野山五之室谷

大久保加賀守 忠朝 花押

其他石碑位牌建立一靈毎に供養米貳石つゝ密附せられし書類多く存す、然れば大久保家より年々寄
附の高は數十石に上れり、又該院の庫裡本堂門等に至る迄、大久保家より再建せられたり、其書類
一二を左に。

當家代々依由緒祈禱料且爲先祖香花料高十石物成令寄附候後々相違有間敷候以上

元文五年庚申三月二十一日

五島淡路守 盛道 花押

異國降伏敵船退散の爲め御祈禱料其御寺へ乾齋方より年々米拾俵永々被寄附候に付毎年十二月内尚役所常平所にて爰許相場に賣
拂代料にて指贈可申候仍證文如件

西明院圓心法印

松浦乾齋附 荒川太左衛門 井手藤右衛門

高野山

西明院

其他兩家よりの寄附狀書翰寄附物等頗る多く今尙現存す、又肥前國大村城主大村家、大和國芝村城
主織田家及び京都二條家等皆檀契ありて位牌石碑を建立せり、又合併福生院の過去帳に、安徳天皇
(文治元年三月廿四日)御靈名并に清盛淨海(養和元年閏二月四日)及び松王小兒(讃州香河郡圓座村中井氏藤左)の靈名あり、松王
は十七歳の時福原遷都に際し、兵庫築島の人柱となりて衆を救ひたり、紀起一卷あり、爾來兵庫津
一圓該院の檀家たる由緒あり、松王の辭世の歌に曰く『築島を守らんために松王と名を残しつゝ海

に入まし」と、墓碑及寶物の重なるもの左の如し。

△墓碑の部

- △大久保家 相模國小田原城主 墓碑十八基△五島家 肥前國福江城主 墓碑廿五基△松浦家 肥前國平戸城主 墓碑三十基
- △大村家 肥前國大村城主 墓碑八基△織田家 大和國大和城主 墓碑一基△二條綱平公 墓碑一基△今井家 墓碑七基(今井大藏卿法印宗久初め大黒庵紹鷗に至る一家の碑なり、山緒系圖一卷あり)

△寶物の部

- △後醍醐天皇繪旨 建武元年十一月九日當山に賜ふ所なり 壹通
- △後村上天皇繪旨 興國四年正平三年當山に賜ふ所なり 貳通
- △尾上の釜 縁起略に云、播磨尾上の覺鐘は、昔釋尊より傳來せしものなりと云傳ふ、應仁の比海賊之を密かに盗みて土佐足摺の浦に至る時、大風俄かに起りて賊船を覆せり、其後夜々海面に異光を放つ、郷民怪みて驚し、此鐘を得たり、當山大塔洪鐘勸進の時之を寄進せしかば、鐵鐘を以て摧破するに、輕哉此鐘尾上に飯らんと鳴り響けり、依て此由を尾上に告げ、速に還送し、尾上明神の神寶となる、此因由を殘す、謝恩の爲め其鐘の形を釜に鑄て當院に納むとなり、是茶道に賞翫する尾上の釜の起因なりと。 壹幅
- △弘法大師畫像 絹地色 觀賢僧正筆 堅五尺横三尺三寸

清涼院

境内地坪千三百四十六坪、梁間二間に桁行五間半の假本堂と、全五間半に七間半の坊舎あり。

由緒

開基賴賢意教上人は、醍醐成賢僧正に隨侍して事教を受く、附法狀に云、「一宗大事師資相傳口訣悉授、賴賢阿闍梨訖、從幼少之時、常隨一事不背、命其上依、有種種々契約、等秘宗眼目委細口傳悉所、授與一也、寛喜三年八月九日、師の宿願に代りて當山に登り、此草庵を結びて棲禪す、其創立は承久年間、あり、藤の坊清涼院と號す、文祿年間當住良盛阿闍梨は井伊家の石碑を建て若干の資料を寄せられ、堂舎一切を経營す、其書類の一二を左に、

芳墨殊今度の自淨院七百五十回遠忌相當に付張文二通預備過分に存候恐々不備

九月廿八日 井伊掃部頭 直亮 花押

清涼院

霜月二十六日

藤之坊(清涼院の別號なり) 御衆中

岡半介 花押

一書啓達候所掃部頭遠行に付而御日牌御灯笼御石塔被爲立に付而金子合十二枚爲持被候委細坂市右衛門口上に入候云云

其他藏する書翰數通あり、右彦根侯の因縁に依り、越後與板分家も檀縁厚し、墓碑と寶物の重なるものを擧ぐれば左の如し。

△墓碑の部

△井伊直政侯廟所 二間四方一宇△同家墓碑 直孝侯より直嗣侯に至る四十三基△同家墓碑 累世及一族八基以上當院所屋地墓所に在り

△寶物の部

△井伊直政侯書翰 五通△同直孝侯書翰 壹通△同直澄侯書翰 二通△同家岡本半介書翰 壹軸 外に壹通

光輪院

境内地坪三百廿四坪あり、内に三間四面の本堂及び坊舎を建つ。

由緒

創立の由緒は舊記焼失のため詳記し難し、中興真龍阿闍梨は高德の間へありて、藤堂高虎侯と師檀の契を結び、武運長久の祈禱を爲す、慶長年間高麗國在陣中味方戦死の將卒追福の爲め、佛事を營み隨身の太刀一口、外に施物數多寄附せらる、同十三年勢州津へ入城の時、真龍阿闍梨城廓の地領を修す、施物種々及紋所を寄附し、子々孫々に至る迄檀契たるべき恩命あり、當院元は千手院谷にありしを明治二十一年類焼後、同二十四年此地に移りて假建す、尙再建復舊の計畫中なり、徳川氏治世には、寺格中通に列し院領高十石を高野朱印の内より配知せり、寶物には藤堂高虎所持の太刀あり、墓碑には伊勢國津城主藤堂家の碑計九基あり。

光臺院

境内地坪八百三十坪を有し、本堂は梁間四間半、桁行五間、大治二年の創建にして現今の院宇は天保十五年十月十五日、護摩堂は全一間半に二間、創立再建ともに本堂と全じく、其他坊舎寮舎、經藏、多寶塔等の諸建築物あり、現時の住職は密門有範師にして、本書編纂につきて、懇切なる注意と盡力を與へられたり、こゝに特記して其好意を謝す。

由緒

開基覺法親王は白川天皇第四皇子、初御名眞行後行眞と改め玉ふ、長治元年十四歳にて薙染し玉ひ、大治二年白河鳥羽兩上皇高野御幸の時、供奉して御登山あり、奏許を得て山に留まり當院を開創接禪し玉ふ、其芳躅に依り久安四年覺性親王御登山暫く御住居あり、安元三年守覺親王御登山、又當院に御淹留あり、壽永より建曆に至るの間、道法親王數回御登山皆當院に御參籠し玉ふ、光臺院御室道助親王は、後白河天皇第二皇子にて、建永元年剃染し玉ふ、同二年御登山あり、承久三年常院に接禪し玉ふ、此れ承久亂後東軍の暴兵親王の御所仁和寺北院に亂入して、亂暴を逞ふし、親王の侍童勢高丸を殺害し尙其害測るべからざるに依り、之を厭ふて遁れ山麓慈尊院に隠住し玉ひしが、遂に當院に入り玉へるなり、因て光臺院御室と稱す、寶治三年正月十五日當院に於て薨去し玉ふ、御墓は當院の後山に在り、當院之を奉護し來りし處、維新後宮内省直轄となれり、應仁二年

靜覺親王(後花園天皇)御登山當院に御留錫あり、後光臺院御室と稱す、元龜二年任助親王(藤原)より御來山、當院に住し玉ふ、此親王は後奈良天皇の御猶子にして、貞敦親王第四皇子なり、御住山中毛利家より稻料を進ぜられ、嚴島御室と稱す、爾來當院は仁和寺宮の別院として、光臺院御所と稱し、又高野御室とも稱す、而して寺務は仁和寺より兼掌し、客僧中にて留主居を命ぜらるゝを例とす、因て



京洛隱遁の高僧等參籠の精舎と爲り、高野山に在れども金剛峰寺の僧籍に加入せず、天正年間木食朝意なる僧來住し、當山南院の法進宮智の流を汲み、事教の達者聲明の達人たり、故に諸國の僧侶其德を慕ふて來山し其法を受く、之を光臺院客僧と稱す、其住居の一廓當院を首として五ヶ院あり、因て五の室谷、光臺院谷の地名起れり(今は當院の)天保十五年總法務宮濟仁親王御登山當院に入御あり、其他御室御使者登山のときは必ず當院に山宿せられたり、應仁已前まで皇室より賜はりたる領

地、當國に於て田畑貳百拾二町八拾壹歩、外に畿内處々にて賜はりたる地あり、其後御室仁和寺宮より當院に寄附せられし高は四拾貳石にして、内拾貳石は塔中へ配賦して三拾石は本院に之を領せり(明治四年まで)多寶塔は、元祿年間木食義高權僧正十方有信の淨財を募りて、道助親王御菩提の爲め、御塚上に之を建立せり、然るに維新後、御墓は宮内省直轄となり、且寶塔破損甚しくなりたるに依り、當住有範其筋に上願して之を賜はり、明治十六年今の地に移して再建せり、寶物及び墓碑の重なるものは左の如し。

△墓碑の部

- △本尊阿彌陀佛三尊木像 厨子入御長三尺 尺安阿彌作 白河天皇御念持佛當院開基覺法親王之を賜はりて當院本尊とし玉ふ 三體△光臺院額 長一尺三寸四分 分横九寸五分 白河天皇宸筆覺法親王より之を傳ふ 壹面△藥師如來畫像 絹本着色鑑査狀 第三九四六號 壹幅△五大尊畫像 絹本着色鑑査狀 第四〇〇一號 壹幅以上貳點元高運院寶物の處明治二十六年十月地方廳の許可を得て尙院に移付す
- △三社託宣 後陽成天皇宸筆 壹幅
- △豐臣秀次公碑 寶篋印塔高一基、當院境内にあり元祿四年七月十五日秀次公青巖寺に於て自殺す首級は上使之を持還り遺骸は此地に葬むると云ふ、創建は記録なしと雖も蓋し元祿四年にやあらん其後改造等のを聞す、△足利將軍代々碑 札石高さ一基、當院後山中墓地にあり光源院殿道圓融山大居士足利院殿則翁源心居士元祿七年四月松源院殿法印道鑑光源院殿孫義高權上人四靈の碑なり△淨觀院殿御碑 寶篋印塔高一基、同所にあり天保十一年三月廿四日薨とあり△後喜多院御室一品親王御碑 高五尺 寶篋印塔一基、同所にあり文化四年七月廿一日薨とあり△淨光院殿圓應珠大姉御碑 全高五尺 一基、同所にあり寶永六年二月九日とあり施主筒井、眞隆院、淨自院、おこそ、おいと裏

家の由緒あり、元祿年間龍雲院殿頼重卿以來位牌を納められ、若干の法會料を寄附せられ且頼重卿の碑あり、尙ほ元西蓮院(院谷)を當院に合併す、西蓮院は寶藏院と同一貞曉法印の開基なり、故に由緒粗同じ、其基趾は高祖大師の舎弟たりし眞雅僧正曾て草庵を結びて阿字觀を修せし地なり、故に該院一名阿字觀堂と稱す、該院は織田家に因縁深く、慶長年間織田有樂齋坊舎を再建し、爾來檀契の因縁厚く、累世の位牌を納め、石碑を建らる、寛政七年十二月位牌堂大破に付修營料金五十兩を寄附せられ且つ年々若干の佛事料を寄せられたり、又信長、信忠兩卿合靈の位牌今猶當院に於て供養怠らず、下野宇都宮城主戸田家も亦由緒深く其三州田原城主たりし頃より檀盟淺からず、因幡守忠能の法號道林寺殿を直に寺號に取り用いて道林寺、西蓮院と號せり、因幡守曾て寛永年間の來狀に云ふ。

貴院之儀者當家累代仍爲由緒之寺子孫共普代之銘々永麗略不可存者也
三州田原城主 戸田因幡守忠能 判
寛永十一年三月廿五日
高野山四蓮院殿

又寄附物は左の如し(因云、文體は古記録掲載の儘掲載す)

不動明王毘沙門天、常燈明壹基、御佛供米五十石、忠能公寺納、
戸田因幡守忠能公御信仰念持佛息災延命御武運長久領内安全五穀成就御祈禱料御佛供米五十石毎年寺納尤五拾石の内を以て日夜輝燈之事
守護佛不動明王忠能公寺納、其後越前守忠昌公より毘沙門天王寺納、兩尊とも厨子入、
大般若經全部、忠能公寄付、護摩堂長屋門土藏、忠能公遺建、
其他法用道具類種々同時に寄付有之

△寄附狀之事

不動尊二毘沙門天 御佛供米五拾石

右者先前之通御佛供米五拾石々々寺納永不可有相違候、依之月々御祈禱無怠慢頼入候、後年爲無異儀仍如件
寛永十二年九月十二日
三州田原 戸田因幡守忠能 判

△寄附米之事

道林 寺殿
御佛供米百石

右毎年寺納及末代迄聊不可有相違者也依之石碑香花掃除靈前佛供燈明法事等永怠慢無之様願入候仍寄付狀如件
慶安元子九月廿一日
三州田原 戸田越前守忠昌 判

高野山四蓮院殿

因幡守忠能公御存命中格別に御由緒深重に付道林寺西蓮院と相唱候也、御靈牌堂坊舎一字道林寺殿爲追善忠昌公御建立、松源寺殿御開眼供養、法事料金百五拾兩、山城守忠貞公寺納也、御法鑑に付本堂護摩堂精舎上門土藏屋根内外總御修覆に相成、
其他の寄附物はわざと略す、墓碑の重なるものを舉ぐれば左の如し。

△下野宇都宮城主戸田家之碑 高七尺 壹基
道林寺殿忠能公の碑なり又代々の位牌あり元は西蓮院の檀主たりしが維新後同院は無縁となりて維持に堪へざるより當院に合併せり故に當院より之を護持す

△奥州中村城主相馬家之碑 五輪塔廿三基高五尺より壹丈四尺まで 三拾基
相馬家累代の墓碑なり又支性院將門以來の過去帳あり元は寶藏院の檀主たりしか維新後資料缺乏の爲維持に堪へずして當院に合併せり故に當院より之を護持す

△大和柳本城主織田家之碑 五輪塔高六尺五寸より壹丈壹尺まで 拾七基
織田家累代の墓碑なり又信長公信忠卿合靈の位牌あり元は西蓮院の檀主たりしか維新後同院は無縁となりて維持に堪へざるより當院へ合併せり故に當院より之を護持す

△讚岐高松城主松平家之碑 五輪塔高壹丈貳尺五寸 壹基
奥院墓地に在り

龍雲院殿頼重卿の墓碑なり元は寶藏院檀主たりしか維新後資料缺乏の爲め維持に堪へざるより當院へ合併せり故に當院より之を護持す
坪數七十四坪貳合五勺 奥院墓地にあり

泰雲院

龍泉院の隣地にあり、境内地坪四百七十七坪を有し内に坊舎(十間)あり、創建は延長年間にして明治廿五年五月十六日の再建なり。

由緒

延長年間延愍僧都の開基にして(理源大師)頼賢僧都の中興なり、頼賢は意教上人と稱し、大隅守康光の息にして、醍醐寺成賢僧正の入室也、鎌倉二位禪尼の歸依厚く、七堂伽藍を境内に建立せられ、嘉祥二年七月和州箸尾庄にて千貫の地を永く傳道料として寄附せらる(箸尾庄又四雲)事舊記に存せり、當院元は實相院谷に在り(明治二十四年)谷中十八ヶ院ありしが、雨の坊實相院は當院に合併せり、建久年間佐々木高綱功成り名遂げて退身し、當院に寓す、建仁三年十月二十日山を出て舎兄等の陣營を訪ひ、畢りて再び當院に歸住す、高綱の肖像畫幅古來所藏せしが、元治の大火鳥有に歸す、補中將正成朝臣當院に歸依ありて、元弘元年九月十日旗、弓、脇差、上指、毘沙門像等を寄附せらる、其願文もありしかど、天正享保兩度の災に焼失せり、當院元は雨の坊、上の坊又は蓮の坊等と稱せり、大檀主戸田大垣侯の祖氏光、永祿年間其母今川氏眞に捕はる、氏光忠孝二途の間に於て志

を決して東照公に忠勤す、是大義滅親の故にして、同七年七月朔日母氏吉田城に於て害せらる、因て氏光毎年七月朔日追福の爲め當院に於て施餓鬼を執行せらる、爾來檀契尤も厚く、氏光の法號を取て泰雲院と改號せり、而して累世の位牌を納め、燈明料として四拾石を寄附せらる、享保以後は貳拾石となり、外に忌辰の法會料院宇建築修繕等悉皆其資料を寄附せられたり(一例を舉げば元治元年松雲院立退きたる所該院破損甚しきに付院宇及附屬物修繕料として金三百三拾八兩下)其他檀契の武門には、美濃國野村渡され又慶應元年當院假再建費として八百五十兩下渡されたり其他枚舉に遑あらず)丹後國峰山城主京極家、上總國大城主戸田家、伊勢國桑名城主松平家、但馬國豐岡城主京極家、丹後國峰山城主京極家、上總國大網城主米津家等あり、寶物及び墓碑の重なるものは左の如し。

寶物の部

弘法大師土像

長四寸七分弘法大師和漢堂三國の土を集めて捏造す

壹軀

此像初め讃岐國誕生院(大師誕生の地)に安置しありしを故ありて雲州尼子家に傳はり其後尼子亡びて毛利元就の手に移りしを元就之を當院に寄附せらる舊縁あるが故なり此時嵯峨天皇宸筆心經(紺紙金泥)佛舍利二粒及自身畫像を寄附あり寄附狀に云右爲怨敵退散子孫繁榮所寄附者也慶長十四年防州三尾毛利山城守此像像猛火中に燬存す元祿年間勸修寺二品親王濟信宮此像の靈異す(現存)明暦年間大火あり院宇寶器等概ね灰燼となる然るに此像像猛火中に燬存す元祿年間勸修寺二品親王濟信宮此像の靈異を聞き玉ひ白色の佛舍利一粒寄附あり此時東寺佛乘院光曉僧正亦青色の佛舍利を納む(共に現存す)

龍猛菩薩木像

長三尺貳寸五分 壹軀 城主毛利山城守寄附 三三 面大黒天木像 長四寸貳分 壹軀 垣城主戸田米女

正氏光 地藏菩薩木像

長壹尺貳寸 壹軀 小野墓の作 壹軀 阿彌陀如來木像 長壹尺八寸貳分 壹軀 天滿宮畫像 筆堅六尺三寸

寄附 七分横貳尺四寸 壹軀

墓碑の部

正覺院

△美濃大垣城主戸田家之碑 五輪塔角石高三尺四寸四分、同野村城主戸田家之碑 三尺高 壹基 戸田家は永祿年間氏光の世より當院に深厚の由緒ありて累世の石碑を典院墓地に建立せり(其事由は初の由緒の部に於て)又累世の位牌建立ありて共に當院に供養す亦佐々木高綱の石碑もあり墓地坪數合六拾三坪四合

明治廿一年の類火以後境内の建築未だ全からずと雖、本堂(坊舎に合併)庫裡等の諸建築あり。

由緒

開基増一律師は、泉州日根野莊西野氏の子、永保三年當寺を創建して明王院と號す、其後覺鑠正覺房(眞言宗新義の)上人居住す、依て正覺院と改む、秘記に云ふ、上人求開持の法を修むること七度に及ぶ、未だ悉地を得ざりしかば、或夜本尊告て曰く、汝進修度あれども、彼の大事を究めず、明日師あらん、時を失はず秘授を得べしと、夢覺めて上人奇異の思をなし、其日浴室に入るに、見馴れざる貴僧あり、是れを問ふに醍醐山の法匠賢覺阿闍梨なりと、上人感喜に堪へず、即ち請じて大事秘印を授かり、第八度の開持修行に悉地を得、依りて此大事を二四度の大事と云ふ云云、庭中に其時の闕迦井ありて覺鑠水と云ふ、上人開持正觀の時、蛙聲頻りに喧しかりければ、觀念の障りなりとて呪禁せしとを今に境内池中の群蛙春夏と雖も聲を發するとなしといふ第六世尙祚闍梨は當山の明師にして、博通の人なり、寛元三年十一月二十九日遷化す、其墳墓西院谷舊境内にあり、其餘の

名俊繁しと雖も今略す、大檀主土州太守山内忠義公(慶長十年乙巳)は本尊不動明王を仰信し、元龜元年本尊の靈夢を蒙り、越前金が崎の一戦に無二の功を顯はし、夫より數度の戰勝ありし事、眞に明王の加護力なりと崇重す、嫡子一豊また靈驗顯著なるを感じて永世不退の護摩供料を寄附す、又紀伊藩主菩提心院殿の歸依あり、奉納の法具等多く、猶祈禱の嚴旨を蒙り、毎年卷數を捧げ拜謁の規格外あり、又遠州横順賀城主西尾家と師檀の盟淺からず以上兩侯(内山)當山與院に石碑建立あり、就中山内家の分は最も莊觀なり、且二家歴代の靈牌過去名簿を安置す、又二家の舊記數多ありしが、兩度の火災に焼亡したれども法燈祭奠は今尙相承薰修せり、寶物の重なるものは不動明王(弘法大師作)にして高野七不動の一なり。



千手觀音堂

千手院橋の北三町許にあり、由來此地は壇場の良方に當れるを以て宗祖大師鬼門除のため弘仁十年自作の尊像を安置す、往昔は伽藍等も備り千手院と號し隆盛なりしが、今はわつかに該堂を存するのみ、尙これより一町餘の地に合鉢不動堂ありしが明治二十三年此堂に合併して再建せり、故に本尊は觀音にして不動地藏の兩尊を安置しあるものと知るべし。

秘井と無塵池

ともに觀音堂の良方五町以内であり、無塵池につきて古歌あり。

水さよくそこもくらぬ塵なしの池はみのりの鏡なるらん

讀 人 不 知

黒河 口

黒河口は塵無し池の北三町許にて東へ入る路をいふ、即ち當山七口の一にして、橋本驛より來る間道、黒河より來るものと野平より來るものと粉搗峠に於て相會し此處に來りて千手院谷に入る道なり。

光 の 瀧

又香の瀧とも書す、無塵池の北六町の地にあり、源は無塵池の水と轉軸山下より出る水と黒河口に於て相合し、一大瀑布となる、樵路より瞰下すれば第一段の高さ七八間にして二段三段より六七段に至り、それより以下は見る能はず、水は見が瀧の水と合し極樂橋を過ぎ細川となりて古澤、推出を経て丹生川と合し九度山にて紀の川に注ぐ、雨後の壯觀假令方なくおもはず快哉を叫ぶの概あり。

本 覺 院

開基詳かならず、中興は行空上人にして、待霄侍從當院に壇契を結べりとか、準別格本山なれども記録採集する能はず、爲めに詳記し難きは著者の口惜しとする處なり。

興 山 寺

元は本中院谷、即ち今の學林の地にありたり。

由 緒

開基は興山應其上人にして、天正十八年豊太閤の命に依り創立し、佛餉料千石の朱印を附せられ、論義法談の會場とせられ、豊太閤奏請して興山寺の勅額を賜ふ、第二世は勢譽法印、第三世應昌第四世雲堂の各法印を経て元祿の變革以後住職を置かず、總分方(行人方ともいふ)の總本坊たり

しが、明治元年三派を廢せられしにより今の地に移轉し廿一年の大火に類焼し今はわづかに假建にして名義を存するのみなり。

定光院

定光大徳の開基にして永久年間の創立なり、天正年間純音といふ人の住職たりし時明智光秀の旗下津田重久なる者山崎より遁れ來り當院に潜む、後赦に遇ふて山を出る時平生持念の大威徳明王の像を當院に留め以て永久紀念とし、又光秀のために石塔を建て追福を託せりとぞ、其他の事蹟は知り難し。

無量光院

境内地坪一千九十八坪、建築の重なるものは本堂(三間)坊舎、寮舎等にて建坪百五十五坪七分あり。

由緒

白河院第四皇子覺法親王の草創にして、院號は親王護持の無量壽佛を本尊とするが故に、爾云なるべし、亦親王所住の時竹院とも稱すと舊譜にあり、創立年月不詳、中興印融法印は武陽の人、諸國に遊學して事教の蘊奥を究め、徳望朝野に高く晩年關左に遊化し、武州鳥山三會寺に滅す、東關の緇素風を望みて飯仰し、關八州古義談林六十餘院、師の肖像を寫して歲次に饗應す、述作する所

の論疏頗る多く、悉く學者の龜鑑たり、其入室覺融法印亦徳化高く、天文十三年寺務檢校に補す、又其入室清胤法印は越後の人、上杉謙信之に師事して落髮入道す、嘗て一字の精舎を越後に創建し、法幢寺と號し師を請じて師祖とせり、而して謙信會て師と二世の契約を結び、都卒上生の引道師たらん事を約す、仍て自ら都史上昇の肖像を寫し、當院に納めて永く追福を祈る、玄仙は甲陽武田氏の親屬にして清胤の入室なり、信玄全法印に飯依し迎請して甲州加賀美山法善寺に住せしむ、又天正年間毛利輝元の迎請に應じて、長州に遊化し滿願寺に住す、慶長六年徳川公其徳風を聞き、碩學職に任じ、俸五十石を加へらる、同十四年檢校に補す、其入室玄廣亦徳望高く台廳に聞へ碩學職に拔擢せられ、俸五十石を増加す、第八世存昌は延寶七年醍醐山慈心院を兼務し、大に衰頽せる醍醐の法流を興隆せしめたり、已上畧叙する如く上杉、武田、毛利、今川、細川等の諸家深く當院に檀契を結び、諸將の寄送せし什寶手書等夥多秘藏せしも二十一年類火の際悉く焼失せり、寶物の内本尊阿彌陀如來(丈二尺)脇立右不動明王(丈二尺)左愛染明王(丈一尺)の三軀は其に行基の作、覺法親王の護持佛なり、松虫鈴、九鈷杵はともに弘法大師請來の珍品にして上杉謙信の寄進に係れり。

悉地院

本寺院の西北隣に在り、本堂は三間四面にして明治廿四年の再建に係る、其他三間に四間の坊舎及び上門等の諸建築あり、境内地坪二百五十坪、本尊は弘法大師作愛染明王なり。

由緒

開基觀賢僧正(長者兼座主)一時棲廬の舊跡にして中興は實弘定月房、徳化満山に薫じ仁治年間本末の事に座し、諸匠を配流す、時に其一人として淡路に流さる、道範開梨に就て隨心の尊法を問ひ、十三尊の法を得て遂に一流の聖教となる、彼地に在て深く大師の靈跡を慕ひ、高野の地景を彼地に摸し、御影堂、金堂、大塔等薨を並べて造建し、成相寺と號し、終に留住して滅を取る、州人其徳を追慕し小祠を建て、實弘の宮と稱し今に時祭すと云、永祿天正の比叡海盛存房といふものあり、織田家の臣毛利河内守二男毛利新助の舍弟なり、信長深く信じて護持僧となし軍中に伴ふ、是に因て池田、淺野、伊東、毛利、丹羽、福島等の家々都て當院に檀契を結べり、就中淺野長政は堯海と約して、卒後遺骸を當院に納めらる、故に檀契尤も深く、其入室雲雪は筒井順慶の息當山第二百四十一世の檢校なり、碑碣の重なるものを擧ぐれば左の如し。
△藝州廣島城主淺野家碑五基△備中岡田領主伊東家碑十一基△松平家及赤穂城主長矩公の碑計四基△紀伊太守及筒井順慶碑二基△織田家の碑計九基

普門院

普賢院の東北にあり、本堂(五間)護摩堂(三間)書院(四間)奥書院(四間)寮舎(二間半)其他假坊舎、寶藏、土藏等の諸建築物ありて中々に莊麗なり、何れも明治二十一年の火災以後現住磯長本雅師の丹誠によりて再興せるものなり。

由緒

開基勤操僧正は、大和國嚴瀧寺の開山東大寺兼管の碩徳にして、高祖大師剃度沙彌戒の師なり、後ち高維の道場に於て秘密灌頂を大師に受く、天長元年大師を慕ふて登山し、草庵を結ひて安居持念する事一夏九旬、其精修練行の室を後に普門院と名け寺門漸く繁興して學徒相踵げり、中興長學上綱は奥州の人にして、當山に登り無量壽院長覺法印に事教を學び、應永年間當院を興復せり、寛永年間住持快盛法印は當山檢校職に補す、初め當院坊宇大破に及びしを、悉く修造を加へ、輪奐の美を極めたり、明治二十一年大火に類焼し爾來漸次再建す、徳川氏治世には寺格上通とせられ、院料高三十五石を高野朱印の内より配知せらる、領地は當郡推出村、澁田村に在り、寶物の重なるものを擧ぐれば左の如し。

△開基勤操僧正肖像 著色 竪五尺四寸一幅弘法大師筆鑑査狀第三八三號△金佛 高一尺三寸(厨子入の内二鉢)五鉢△舍利寶塔 高二尺五寸(厨子入木極彩色四天 一基越前國丸岡城主本多飛彈守重昭侯寄附、△虎の畫 竪五尺横七尺紙地一幅無準禪師筆東明心越禪師贊△釋迦如來像 赤梅檀木鑑査一鉢 狀三九七四號

一 乘院

金剛峰寺の後ろ、普門院の前にあり、建築の重なるものは本堂(五間)護摩堂(三間半)大師堂(三間)坊舎(六間半)其他書院庫裡等あり、建坪百四十二坪五合、境内地坪千三百四十五坪あり。

由緒

開基善化上人、舊記焼失のため傳記年曆等不詳、中興憲覺大義坊は當國熊野の人性は安宅、當院を再興して安元二年十月四日寂す、嘉慶年間住持重深檢校に補し、奥院御廟再營落慶供養導師を勤む、第十四世清融良任房は上杉家長臣直江山城守の二男なり、當院祐範の資となりて繼席し、後龍光院に轉じ、又寶龜院を兼住す、寛永年間悲母菩提の爲め淨財を投じて、瑜祇塔を再建し、輪奐の美を究む、其母堂の寄附せし三十三身觀音畫像現存せり(寶物の部)眞享年間靈元天皇并に春宮御所御撫物を賜ひ、御祈禱卷數守符等を獻す、第十六世政意賢淨房延寶年間九條左大將及官女長橋局の歸依厚く、九條家累世の位牌を建立せられ爾來永世供養怠りなし、同家の書翰を藏する中、其一に云く。

從二在古一格別御由緒被爲在候に付、今般繼目御館入被仰付候、依之御武運御長久之御祈禱永世無怠慢可被申上候事、

- 朝山正五位
- 常順 花押
- 鹽小路從四位
- 光季 花押
- 石井從四位
- 在德 花押

高野山

一乘院御房
又明和四年正月廿日九條入道殿より其筆に成れる梅に羊の畫幅を寄附せられ、一門の名を記して、

家内安全子孫長久の祈願を依屬せられたり、第二十九世清範明和年間東都に在るの日、紀伊中納言大真公の依屬に依り、孔雀明王の尊像を新に作りて武運長久を祈る、紀井家より累世の位牌を納められ寄附物多し其一端を左に

覺

- △阿彌陀如來尊像 一 幅
- △藥師如來尊像 一 幅
- △千手觀音尊像 一 幅
- 但三幅共服紗包箱入尤開眼未相濟不申候
- △奉納之書附 一通
- 但宰相殿直筆
- △金 千疋
- 但開眼供養料
- 以上 一 鉢
- △觀聖音尊像 一 鉢
- 但木佛尤此尊像は未出來不致候に付追而出來次第奉納被致候筈
- 右者母儀並子供衆爲祈禱之紀伊宰相殿より貴院へ奉納被致候事以上
- 閏二月廿五日 妹尾正悅
- 高野山 一 乘 院 標
- 高野山一乘院へ奉納 一 鉢
- 一聖觀音尊像

以上

寶曆四甲戌年六月吉日

願主 紀伊宰相宗將

願以此功德 平等施一切 同發菩提心 往生安樂國
 是は曩の寄附狀に未出來云々とありし分此度出來せしにより、宗將卿直書を添へて寄せられたるなり、又同家より天明六年八月七日靈牌祠堂金として百兩を寄附せらる、其他の古記録は明治廿一年の類焼に罹りて焼失し爲めに其詳を知るに由なし而して徳川治世には寺格上通中二十ヶ院の隨一たる古跡名室と定められ、院領高三十五石を配知せり、領地は當郡東澁田村那賀郡猿川庄田村、同松ヶ峯村、同谷村、同瀧野川村等に在り、當院は明治廿一年大火に類焼し爾來現住職小倉誓仁師は熱心に東奔西走し、優美宏壯なる殿堂を見るに至れり、寶物の重なるものは左の如し。
 △三十三身觀音畫像各一尺二寸五分三十三幅紙地牧溪筆直江山城守兼繼後室寄附由緒の部 △弘法大師畫像 竪四尺六寸横一尺二寸五分 眞如親王御筆 △兩界曼荼羅各一尺二寸五分 三幅紙地紀廣成筆 △千手觀音畫像 竪四尺六寸横一尺二寸五分 一幅紙地常陸下館城主石川播摩守總陽侯筆御寄附

普賢院

明治十二年土藏一ヶ所を殘すのみにて其他は全焼したりしが、全廿五年迄に本堂(五間)護摩堂、坊舎、寮舎等を再建し、大に面目をあらためたり、建坪百六十九坪、境内地坪五百八十七坪あり。

由緒

普賢院

(九九一)



開基力乘上人 大治年間御室覺法親王御登山在らせられ、平素御持念の普賢の尊像は道雄の作にして、其師弘法大師の點眼と云ふ、元洛西華嚴寺に在り、轉じて親王の御持念佛となる、之れを上人に賜ひ仰せて當院を開きて安置し始めて普賢王院と號せり、是れ即ち當院の權輿とす、其後火災に罹りしが、五智房融源之れを再建す(五智房は覺親上人掩化の導師を勤む當院) 其後屢々寺宇の存亡ありしが天正年間尼子氏の遺族山中鹿之助幸盛當院に潛居す、時に又頽廢す、幸盛捐財修營すと舊記に見へたり、亦願文別に在りと書す
 れども今見當らず、中興は前官良通行識房と號す、初め本院に住持し、後高祖院に轉じ、寛永十八年檢校に補す、元禄三年當院火災に罹り什器記録等悉く焼現今に至り凡そ八百年の久しきにありしが其法脈今尙綿たり、左に諸武家の當寺に關する由緒を擧ぐべし。
 △鹽冶家 元弘年間雲州仁多、能美、大原、飯石、神門の五郡の領主鹽冶判官(直直)當院と檀契あり、殊に本尊普賢菩薩を尊崇し其當時の先師寬道阿闍梨と謀り、祈願菩提の師檀たる事を永く盟ひ、亦自領の衆庶も同様之を誘ふ、爾來漸次にして同國一圓當院の處縁たる事今尙渝へず、亦鹽冶の子

△弘法大師畫像(絹地)但(横)三尺三寸五分

但(横)三尺三寸五分
但真如親王御筆 大師入定の期定り再ひ其容貌の拜すへからざるを慨かせ之れを模寫し玉ひしと云ふ

△蘆蓮雁書(絹地)但(横)三尺三寸五分

但伯冲筆 傳來不詳

△五大力菩薩畫 金剛吼菩薩雷電吼菩薩龍玉吼菩薩無量力吼菩薩無衆十力吼菩薩(紙地)但(中)六寸全横五寸

傳住吉太神の御筆と云ふ

住吉太神宮

裏 建久八年丁巳四月日豐前五郎爲廣筆(爲廣は裏書の筆者と云ひ傳ふ)
裏打修覆天文九庚子六月六日奉行幸正眞忠右裏書如此
元和八年壬戌九月十三日表具調之奉行四藏院源英松院賢忠表具師慶殿

右は舊と住吉神社の什寶にして世の普く知る處なりしか明治廿七年一月卅日大坂天王寺天鷲寺住職羯磨惠證より譲受けたるものなりとか。

中性院

千手橋を渡り右側にあり、境内の建築物には本堂(四間に)坊舎等あり。

由緒

開基性苑尊來房は仁和寺菩提院行宴法眼の法嗣なり、建保五年當院を草創して觀念修行の道場と

爲す、又鎌倉法印貞曉(源賴朝第三子當山一)籠居の舊跡なりと云、當院元は南谷にありて院宇宏壯なりしが、維新後焼失し明治廿四年此地に移りて假りて徳川氏治世には寺格中通に列し院領高十石を配知せり大檀主は武藏國忍城主松平家、豊前國中津城主奥平家、丹波龜山城主松平家、駿河國小島城主松平家、奥州棚倉城主松平家なり、孰れも古來由緒深く累世の位牌若くは石碑を建立せられ、若く千の供養料を寄せらる、當院所屬の碑碣の重なるものを擧ぐれば左の如し。

△豊前中津城主松平家碑計七十基△伊勢桑名城主松平家碑計九基△武藏忍城主松平家碑計二十六基△奥州棚倉城主松平家碑計八基△播磨明石城主松平家碑計七基

金剛頂院

金剛頂院は一寺院谷に在り、本堂は三間半に六間の大堂にして、坊舎土藏等の諸建築あり、今そが

由緒

を案ずるに、開基創立の年時等は記録湮滅して知る能はずと雖、中興隆遍大僧都は、甘露寺權右中辨光房卿の息にして、覺成僧正の上足堯眞長者の入室なり、仁和寺の慈尊院に住し後ち登山して當院に住し院宇を興隆せり、其後又山麓慈尊院に蝸庵を結びて修禪す、元久二年寂、當院一世改遍は寶性院に轉じ、遂に寺務檢校に補せり、萬治年間住持榮範亦檢校に補す、曾て當山第二祖眞然僧正の木像を改造して廟内に安置せり、享保年間住持湛然大衆の撰に當り江戸に趣きて、金堂造營を

幕府に懇請し遂に再興の功あり、満山之を賞して金堂の餘材を寄せられ、之を以て自坊の本堂を造立せり、其後住持任教は主殿淨厨等を改造す、當院元と今の中性院の地でありしが明治廿一年類焼後此地に移りて再建假立せり、徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を高野朱印の内より領せり、領地は當郡慈尊院村西東富貴兩村及那賀郡安樂見村、上眞國村、苗谷村、桑原村に在り、大檀主は鍋島肥前侯並に信州高島諏訪侯なり、孰れも深厚の由緒ありて累世の位牌石碑を建立し若干の供養料を寄附せらる、碑碣は△鍋島家 七基、△諏訪家 四十基あり、實物は多く明治廿一年の火災のあり類焼に歸したり、まことに惜むべし。

其他の遺跡

△南藏院△西方院△西生院△本本院等の諸院宇あれども資料採集し難く記する能はず、他日増補する時あるべし、△天神社は、本覺院の奥定光院の後方にあり、天曆の頃雅真檢校の勸請する處なりとぞ、△千手院橋 は東流に架す、この橋より小田原谷に入るなり。

本中院谷の部

中院は龍光院の異名にして大師の御住房たり、故にこの名あり、金剛峯寺は此處にあり、本書前項に掲げ置きたれば、繰返し見給ふべし。

傳法院山と三社

傳法院山は金剛峯寺の後庭にあり、内八葉の一にして東方に位す、三社はこの山の東麓にあり、愛

西の法師自筆

發入山作也
二月十日

岩、金比羅、秋葉の三權現を祀る、即ち金剛峯寺の鬼門除なり、明治廿一年の大火に類焼せしを、

勝蓮華院山

學林の後ろにある山にして内八葉の一なり、初め覺法親王此地に勝蓮華院を創建して住み玉ふ、依りて此名あり、中世興山寺より徳川幕府に請ひ東照宮の社殿を建て宏壯輪奐を極めたりしが、時移り物變り頻破に及び終に明治二十三年に至り金剛峯寺に合併するに至りぬ。

覺法親王の御墓

勝蓮華院山にあり、今は宮内省の管轄となる、親王のことはほど前に記したれば、こゝにはいはず、仁和三年十二月六日仁和寺に葬去す、御歳六十三、御遺命により勝蓮院に於て閣維の式を行ふ。

高野の庵室の前に藤の花の咲たるを見て

藤の花がまつ雲の色なればこゝろにかけてけふもななめつ

高野御室かくれさせたまへる頃月西になる迄ななめ玉ひて

山のはにかたぶく月ををしからぬななき世はおもひしりにき 覺法親王

六時鐘

聯合大學より金剛峯寺にゆく途上中央に立てる鐘樓是なり、元和四年春藝備兩國の刺史福島正則考妣追薦のため建立せるもの、後寛永七年十月四日祝融の災に罹り烏有となる、依りて其子市之丞正利先考の志を次て再び鐘を鑄造す、即ち今の鐘是なり、銘に云く

南山高野金剛峯寺は大師草創より此かた密教さかりにして、一絲毫を違易せず、今に嚴然たり、然るに此山中に洪鐘有といへども二六時を報ずる聲なし、我徒是を嘆嘆するに久し、爰に尾州海東生緣福島宰相正則勝の千りに決し、治を大邦にやすんず、故に備發二の州を領す、外仁義を施し内孝養を旨とするに由りて先考の父慈愛の母道善のため治工を招きて新たに鐘を鑄て彼山に寄付す加之三箇の淨人に命じて時々の響音たゆることなからしむ凡その功德是を擧て一切の惡道頓に停止を得是を開けば十方の聖衆共同を利す乞願ふ所は此方によりて諸の衆牛現當二世安樂ならしめん也、元和第四戊午曆二月六日福島宰相月翁正印大居士在世の時洪鐘をわて萬世に残す雖然寛永七年十月四日はからざりき鐘之災にかゝり烏有となる爰において孝子市之丞正利大居士こゝろざしなついでたゞび梵鐘を鑄て高樓にかく伏てればはくは此鐘好音つき千秋万歳ならむ事を寛永十二年乙亥曆卯月十二日

後ち寶曆元年六月鐘樓傾頽せしに依り修補し、石壇を高くすること三尺、明和八年七月重ねて修補、後ち又文化六年七月の火災に罹り、假堂を置くこと數年、天保六年冬舊製に復す、今の堂是なり、

かねの音も今はとつけよたかの山その曉をまつのとほそに
高野山あかつきをまつ鐘の音もいく世の霜に聲ふりぬらん
高の山なき身のかずにけふもまたもれてさゝぬる入相の鐘

總持院

境内には四間四方の本堂(明治三十四年再建)と護摩堂(梁間三間半、桁行四間、再建本堂と同じ)の外文化年間再建せる坊舎(三間半)方丈(二間半)上下藏、上門等あり、室内清酒にして方丈の前には酒

落たる庭園あり、院主は龍池密師にして當山の檢校職を務む、一山の興隆に心膽を碎き、六十餘歳の老身にして、しかも壯者も及ばざる過激なる運動をいとせせず、朝に星を戴いて公家の門を叩き、夕べに月を踏むて旅窓に歸へる、其熱心なる様、到底尋常人の企及する處にあらず、嘗て山内の高德名僧と當山の興隆を天下に絶叫してより、其間種々雑多の障害と浮説紛々たるに際會す



と雖、老師深く意に決し厚く自信する處あり、中途挫折するが如き、さる不甲斐なき心を起さず、専心専意當初の目的を達せんとするに他念なし、實に感ずべきこといふべく、今や更に一山の珍寶靈什を一堂に蒐め、以て史家、美術家の參考に資し將た又庶人の觀覽を許し、智識増發の基を拓き、併せて是等古文書、寶物の永久保存を計らなため、一の寶物展覽場を建築せんことに奔走し

由緒

つゝありといふ、成效の曉はいかに裨益を興ふべきかは、こゝにくだくしく述ぶる迄もなかるべし。

開基行惠總持房は、當國瀧田の人にして、當山第二十五世山主良禪檢校灌頂の資なり、理識天悟冷開を以て名を博す、久安五年檢校に補す、即ち第廿八世山主なり、仁平三年寂す、當院の創立は久安年間にあり。當院に合併せる成就院は、仙臺伊達侯の菩提所たり、慶長年間第十七世政宗侯の一族茂庭石見守綱元入道了庵登山して三ヶ年間淨行を修せり、其時成就院に歸依せられ、院宇頽敗せしを歎じ、政宗侯に請ふて本堂、護摩堂、庫裏、經藏、表門等を再建し一門の位牌石碑を建立して伊達家の菩提所と定めらる、而して永代寺領として奥州玉作郡新田村に於て十貫文(高石)の地を寄附せられ、尋て忠宗侯の世には十二貫文に増加せらる、因て全家の發願にて政宗侯の命日、即ち毎月廿四日には結衆僧七十餘名を請じて三門一益の議論を執行し併せて日護摩を修し、全侯の菩提及び國家安全家門繁昌の祈禱を爲すを恒例とせり、當時仙臺侯の宿坊は成就院と觀音院の二ヶ寺あり、其後墓所は觀音院に屬し、法會は成就院の掌るととなれり、故に現今は全家の墓碑當院に管せず、政宗侯以下累世慶邦侯に至るまで、十一世の寄附狀即ち黒印朱印並に附屬の目錄及び書翰等現存す、茲に其一を録して徵証とす。

爲寺領拾貫文之知行進候永代不可有相違者也仍如件
寛永十一年三月十七日

高野山成就院
△高野山成就院領之事
於大崎玉作郡新田村拾貫文之所住先規寄令附之訖(目錄在別紙)可有收納者也仍狀如件
宗 忠 宗 忠

高野山成就院
寛永廿一甲申年八月十四日

爾來兩三回院宇類焼せしに、皆仙臺侯より再建せられたり、明治維新後無祿となり、維持に堪へず、終に當院に合併せり、因て全家の位牌は當院に護持して其菩提を吊へり、當院徳川氏治世には、寺格上通に列し院領高三十五石を高野朱印地の内より配知せり、領地は那賀郡野田原村猿川庄瀧野川村にあり、寶物の重なるものは獅子香爐(青磁、高八寸五分、鑑査狀第四〇〇九號)仙臺伊達侯寄附狀十二通、墓碑には奥州松山城主茂庭家の十二基あり。

理性院

目下總持院主の兼務たり、三間四面の本堂及び庫裡あり、即ち明治廿四年平等院の舊趾より茲に移轉せるもの是なり。

由緒

開基性親親王は、三條天皇第四皇子、諱は師明、寛仁二年十四歳にて薙染し、治安三年濟信僧正に就て兩部灌頂を受け、仁和寺宮に補し玉ふ、康平二年七月御登山、奥院に於て八百餘日護摩を修し

玉ふ、又應徳二年再び御參籠ありて壇場に灌頂院を創建し玉ひ、遂に當院を開創し玉へり、第二世覺法親王は、白河天皇第四皇子、初の御名は眞行、又は行眞と號し玉ふ、長治元年十四歳にて薙染し玉ひ、大治二年、白河、鳥羽兩上皇に供奉して登山し玉ひ奏請して此山に止まり勝蓮華院を創建して棲居し玉へり、而して當院の第二世となり玉ふ、徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を配知せり、領地は當郡下古澤村、那賀郡上眞國井關村宮村鏡垣内中眞國村にあり、當時寺門頗る宏壯を極めたりしか、版籍奉還後は衰微を極め現今は假立なり、大檀主石見津和野城主龜井家は、慶長年間武藏守茲矩侯因幡鹿野城主たりし頃考妣追福の爲め家臣布施某をして登山せしめ、地を卜して堂宇を建立せられ、茲矩侯の伯父たる堯順阿闍梨に寺を譲り、永代菩提所とせらる、爾來累世一門の位牌を建て永祠堂金及年々若干の資料を寄付せられたり、又大檀主伊勢薦野城主土方家は、慶長十三年掃部頭尾張清洲に在城の時より累世の位牌及石塔を建立し永祠堂料及年々供養料を寄せられたり、墓碑の重なるものは、龜井家(石州津和)墓碑十三基なり。

遍明院

境内地坪四百六十六坪、本堂、坊舎等の諸建築あり、元治元年類焼の後慶應年間假立せるもの。

由緒

開基眞如親王は、平城天皇第三皇子にして、高岳の皇子と稱す、故ありて高祖大師の弟子となり、

當院を創して棲禪し玉ふ、親王の別號遍明和尚と稱するを以て、竟に院號となれり、遍明院の號實語抄(應永年間當山の通)に「高野中院内有眞如親王御房、號遍明院、眞如親王稱遍明和尚、以彼名爲院號一矣」とあり、又昔は境内に寶塔ありけん御幸御出次第に「貞應元年壬午十月十九日、松殿禪定殿下、第二度御參事(御宿所遍明院彼)とあるを以て徵知す、亦御劔一振、眞如親王御隨身の重寶なり、親王泛海(高祖大師に繼て入)の時我魂を茲に残し置かんとて、其儘當院に駐めさせ玉ふよし相傳の記に見へたり(今は無之)此外弘法大師影像一幅、眞如親王の眞筆と云ふ、此裏書に云「高祖大師一鋪、弘福寺常住、眞如親王御筆、見分明、建治二年五月三日」とあり、又其下に云ふ「此尊像眞如親王御眞筆也、雖爲和尙弘福寺重寶、展轉清水谷西寶院傳來、現住智音者當院榮智上綱内第也、且因爲親王開基、被寄附當院、畢、永代院家不出之寶物、不可紛失者也、享保二十乙卯三月廿一日入寺勸算」とあり(已上記伊藤高野)然れども此御影今何れかに散失せり、建長年間住務祐信圓大房は、當山第八十世檢校に補す、祐信は當院中興の智徳なり、明神影向の事此時にあり(影向の情況)御託宣に云「我末世永々に至る迄、毎日影向すべし」と、故に一所を鎖して毎日影向の室と稱し、日夕香花法施の營みあり、此道場へは僧階あるものに非ざれば許さず、此事有快法印の實語抄に明神御影向の實否を論したりしが、實を以て答へたり(有快法印は藤原氏、左大臣冬嗣公の後胤、左少納言實光卿の息なり、國歌を賜ふ、或時悉曇抄を作れば、明神來現して和歌を誦)と上棟の御供料三石を付せらるゝは是等の原因なり、蓋し當院は往昔より寺格優等なりしが、徳川氏治世の頃更に上通にせられしは、抑開基眞如親王の由緒を崇められしが爲なり、但舊院料三拾五石は、當郡志智村に在りしが、明治四年奉還す、亦

當院古來堂宇の興廢屢ありしが、近くは元治元年二月隣利の餘燼に觸れ、悉く烏有となりしが、慶應元年再建す、即ち現在のものは是なり、因云尊敬して一掛せられしに倣ふ又明神の託宣を拜聽するに五僧相會し但託宣の建長三年なる舊記に見えたり、寶物の重なるものは△毘沙門天畫像(傳弘法大師筆、鑑査狀六四〇〇三號)△文殊菩薩木像(傳弘法大師作、鑑査狀第三八四四號)に、優等にして美術の模範となるべきものと認定すとあり等なり。

平等院

境内坪數百六十八坪、本堂、坊舎、方丈、玄關等境内の建築中々に完備せり。

由緒

開基永徽平等房は、下野守平師季の子なり、長承元年權律師に任じ、保延年間少僧都に轉す、尋て當山に來隱し、一宗を創立して阿闍梨三口を置き、鳥羽院の御領寺と爲す、即ち當院是なり、天長元年東寺三長者に補す、同年二月白河殿に於て、勅に應じて大北斗法を修す、全二年法印に叙す、初め仁和寺に在りて保壽院を創建す、因て其法流を法壽院流と稱す、實に其流の元祖なり、當院初め釋迦院と名けしを開基の號を直ちに院號に呼びて後に平等院と改む、中興僧都靜遍は禪林寺の一世なり、貞應二年四月當院を再興す、元は西院谷に在りて、宏壯輪奐を極めしが、明治三年四月燒失す、同廿四年此地に移り徳川治世には寺格上通となられ、院領高三十五石を高野朱印の内よ

り配知せり、領地は當郡西志富田村、東志富田村花園庄、中南村及び那賀郡安樂見村に在り大檀主として古來山緒深きは左の諸侯にして何れも累世の石碑位牌を建て、若干の供養料を寄せられたり
△越前守平△丹波龜山松平侯△越前丸岡有馬侯△上野節林秋元侯△越後長岡牧野侯△同三根山牧野侯△下野宇都宮戸田侯△信濃松本戸田侯△下野足利戸田侯等以上各々墓碑あり。

龍光院

現時當山の管長たる原心猛大僧正の兼務院にして格別本山たり、境内地坪千四百二十四坪、内に本堂(四間半)八間、明治十四年(十間)坊舎(十間)庫裡(十間半)を始め其他の院宇數個あり。

由緒

當院は高祖弘法大師、弘仁八年當山開創のとき、初めて創立して住せられし靈室なり、而して命堂大塔以下諸堂を經始し、承和二年三月廿一日寅刻當院に於て入定せられたり、因つて中院と號す(本院の名の由也)第二世眞然僧正繼承して止住し、爾來山主歷世即ち壽長、無空、峯禪、峯宿、仲應、定觀、雅真、成得、峯泉等正繼の高僧繼承して法燈を相傳ふ、凡當山開創より天曆年度再建に至るの歴史は専ら當院の事蹟に係れり、今は別に金剛峰寺の在るれば、其事歴彼れに譲りて此に略す、中興明算檢校は當山第二十世の山主なり、當院を興復しける時、庭前の池中より神龍明珠を載せて出現し、奇光院中に滿つ、是護法の祥瑞なりとて中院を龍光院と改めたり、其師祈親上人(人と號せらる)

當山の衰頹を挽回し其功未だ完からずして寂せり、明算其遺旨を承け専ら興隆に任じ、遂に其功を成す、大衆崇尊して中院御房と稱す(此嘉祿有ぜり)其法流を中院流と號す、永承三年宇治關白登山し與院に於て供養を修す、明算導師を勤む、是年法眼位に叙せらる、寛治四年檢校職に補す、同五年白河上皇御幸あり、宸翰法華經を與院に納め玉ふ、明算此時供養導師を勤む、法賞として安藝國能美庄を賜ひ供僧料に宛て玉ふ、康和元年京極師實公登山して與院に供養を修す、明算復た導師を勤む、同五年白河法皇再び御幸あり、大塔供養を修せしめ玉ふ、明算又導師を勤む(同二年大塔再建大成の故也)奏請して供僧三口を大塔に置く、嘉承二年春官符を賜ふて當郡那賀郡名手庄を大塔供領に賜へり、凡明算一代の教化及興建の功尤多し、次で教真、妙真、濟俊以下大徳高僧繼承して今に至る、繁を避けて茲に載せず、開創已來今に至る實に一千九十六年を歴たり、徳川氏治世には當山上通寺格の最たる古跡名室と定められ、且無量壽院門中常法談所たり、其格門主に次ぐ院領高四十石(内五石は常を高野朱印地の内より配知せり、領地は那賀郡勝神村并に當郡細川村東西志富田村及花阪村に在り、而して當院は前にもいへる如く高祖大師の住房たり、第二世已下山主の歴住せし舊室なれば大師傳來の靈寶什具頗る多く藏す(文祿年間豐公普殿寺建立まで當山別に本坊)今茲に所藏中の重なるもの、みを左に掲ぐ。

△觀音像一幅(鑑査狀第三九六〇號)△狩場明神畫像一幅(鑑査狀第三八五一號)△法華經八卷(第三卷缺、鑑査狀第三八二八號)△最勝王經十卷、紫紙金泥、全第三八二九號)△全(紺紙金泥、全第三九六七號)△五鈷杵一個(大師唐青龍寺惠果和尚より請來、全三九六二號)△五鈷七鈷鈴、青色佛舍利、秘密道具箱各一個(全斷)其他鑑査狀附の珍寶十餘種及靈什廿餘點あり、一々列擧するも煩はしければ省く、詳はしく知らんとらば、井村真翠氏編輯の高野山靈寶錄を一見せらる

瑜祇塔

へし。

瑜祇塔は龍光院の保管に屬するものにして、全院の西獅子が岳の麓にあり、山緒左の如し。

貞觀二年より同十二年に至りて創建成就す、開基眞然僧正高祖大師の遺旨を承けて經營する所なり、具には金剛峰寺樓閣瑜祇塔と云ふ、或は根本大塔に對して小塔とも呼ぶ、三間四面の寶塔にして、中央に金剛界五佛を安置す、四柱各九層を圍繞し、八層には大菩薩を畫き、八層には八天を彩畫し、四壁に八祖を圍繞す、蓋して南天の鐵塔を模して造れるなり、此寶塔は元と金剛峰寺一切瑜祇塔の所説に基きて、一經の深意を表顯す、故に其經題を以て直ちに名稱となす、凡當山を瑜祇塔と呼び、高祖大師の遺命に任ぜ、貞觀二年に經始し、同十二年に至りて成功す、當時安置の木像畫像は、寛平五年眞然僧正の彫刻彩繪する所なり、又云此地は高祖大師求開持修行の舊址なりといへ、或は嵯峨天皇茶毘の靈障なりといふ、眞然僧正創建の地則ち岳の麓に獅子ヶ岳の絶頂に在り、山は内入葉の北に位し、永正年間燒失の後の地則ち岳の麓に移せり、但勤行の便に圖りてなり、當塔創建以來七百餘年を歴、永正の大火に類燒し、其後慶長年間上杉家の長臣直江山城守の後に室私財を投して再建を企て、寛永三年に至りて成功す、同六年三月廿日大覺寺二品法親王尊性宮を囑請して落慶供養を修す、(此塔の重修は直江氏)文化六年又燒失す、諸國に勸進して私財を加へ、天保四年に至りて再興す、同九年九月落慶供養す、元治元年寶蓮院より出火し延て本院及此塔燒失し其後假立す。

親王院

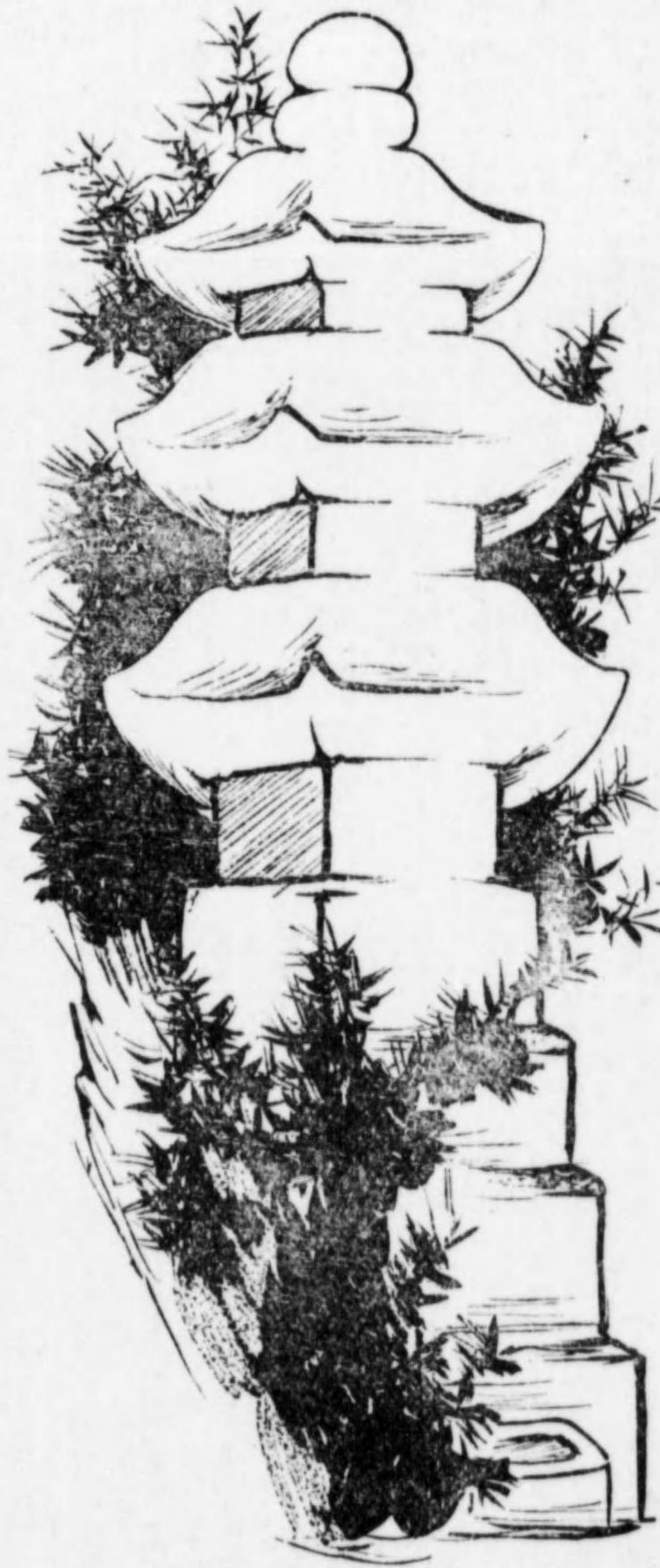
境内地坪四百六十六坪、内に本堂、護摩堂、坊舎(ともに文政十年の再建)鐘樓、庫裡、寮舎、土藏等の諸建築あり。

由緒

開基眞如親王は、平城天皇第三皇子、大同四年立て皇太子となる、後ち藥子等の亂に罹りて廢せら

る、弘仁年間故ありて高祖大師の弟子となりて難染し玉ふ、大師の當山を開創せらるゝや、從つて御登山ありて當院を草創して棲禪し玉ふ、故に親王院と號す、大師入定後求法の爲め入唐し玉ひしに、猶明師なきを患ひて、更に西天竺に渡らせ玉ふ途中羅越國にて虎害に遭ふて薨じ玉ふ、中興空

朝辭役士之雪堂の碑其二



鑊は當山第二百十三世の山主(第二百五代)永正十八年當山大湯屋累焼の後久しく草萊に委しけるを、空鑊寺應に請ふて再興し遍明院より移りて老を養へり、當院加賀侯の歸依を受け、大應院殿菩提のため、梵鐘井に法衣幡等を密附せらる、又持佛堂本尊阿彌陀如來は、即ち加賀侯の守本尊たりし

を當院に寄附せられたり、又同家の墓碑建立ありて若干の供養料を寄せられたり、當院弘範の世實
曆年間紀伊侯菩提心院殿宗將卿の歸依厚く位牌を建て落牙を納め、未來の菩提を托する等尤も親密
なり、又弘範寺務檢校たりしとき(第三百十二世)宗將卿逆修の法號(心院)を以て青巖寺(當時寺務)の院號
と爲したる旨弘範檢校へ依囑せられしに依り、大衆承諾して青巖寺の院號を菩提心院と名けたり、
其報酬として當山學侶江戶往復道中には紀州の名符を用ふる事とせり、而して此宗將卿の寄附物に
は佛像書畫又直筆の書翰數通ありて今尙存す、又曾て弘範門主職として江戶在番の時徳川家の飯依
厚く、特に優遇を受け緋紋白の袈裟着用を許されたり、爾來當山門主職の章服となれり、弘範住持
以來引續き八世皆碩學職に任じ、尙其内三名は門主職に昇進せり、當院徳川氏治世には、寺格上通
に列し、院領三十五石を高野山朱印地内より配知せり、領地は那賀郡野田原村及び當郡志賀村に在
り、當院古來數回の火災に罹り、舊記焼失せしに依り、上世の事歴を詳かにする能はず、但慶安
承應の間隣地總持院と替地して此地に移轉せりしと。
追記 當院享保年間焼失せしを延享五年加賀中將宗辰公の母氏淨珠院殿の令妹彌綱女(渡邊氏室)淨財を投して再建せらる且黄金
若干を投して永世の香花料に充て佛具法器等寄附せられたり是行大應院殿謙徳院殿梅園院殿及前田家歴代聖賢菩提の爲め兼れ
ては彌綱女親戚職守の冥福の爲めなり又且寶曆七年四月梵鐘を建立せられたり其銘左の如し(此鐘現存)
皇孫陳述院別親王星移物換細園日荒淑人母氏修此道場嚴飾佛宇結撰僧房載命覺氏梵鐘軒懸鯨音御雲雷貫維鮮破幽魂夢驚久贊眠
善餘慶福萬年 金剛峰寺親王院住持弘範誌
寶物の重なるものは、本尊不動明王の木像にして長二尺九寸八分、智證大師の作、國寶中に加へ
らる、本書口繪に挿入せるは著者親しく院主水原弘榮師に乞へ拜觀と同時に撮影し來りたるもの、
實に天下の珍寶たり、其他弘法大師作と傳ふる毘沙門木像(鑑査狀第四〇一〇號)阿闍如來銅像(全
第三八六五號)不動明王畫像(全第四〇一一號)等を最とす、墓碑の重なるは加州前田家の碑四基、

大應院殿、謙徳院殿、梅園院殿、淨珠院殿等なり。

明王院

瑜祇塔を左に見つ、小坂を登り行けば正面にあり、境内地坪五百十一坪を有し、内に本堂(三間半)坊
舎(十六間半)玄關(二間)方丈(三間)其他寮舎、寶藏等の諸建築を有し、院宇の三方は山林を控へ地中
々に幽邃なり、予が勤務しつゝある當博文館の故君は、嘗て此院を宿坊とせられ、現主君又昨年老
母君と令妹とを引連れ給ひ、この所縁坊に一宿して、篤く菩提を吊らはれしとぞ。

由緒

弘仁七年弘法大師高野山を賜はり、伽藍を創立の時、自ら五大明王の像を彫刻して、此地に安置し、
以て伽藍鬼門鎮護とす、是即ち當院の本尊にして、元の本尊は寛永七年の大火に烏有となり、時の
住職 懷宣檢校新に彫刻して更に安置す、其堂宇は、則當院の創立とす、其後僧房を建立して五
大堂明王院と名く、中興開基如法上人は大治三年十月高祖大師の素志を繼ぎ、當院を興立して住す、
上人は木食草衣して苦行し徳一世に高く、時人歸崇して如法上人と稱せり、嘗て當山鎮守丹生明神
の影響を感じ神宣を蒙る(託宣の文)密行功成りて、久安元年白日に登天す、其神足歸徒上人(誠せり)其
跡を慕ひ、雲を凌ぎて去ると云ふ(登天の松、杓子の)満信は當院中興第三世にして、其徳師に譲らず、
其後碩徳達識の僧、連綿として寺門を輝かせり、左れば徳川家康公の歸依淺からず、特に當山二十

簡院の隨一たる名室古跡と定められ、上通の寺格たり、當時台命に曰く、碩學高德の聖僧に非ざれば其名室に住職することを許さず云々と、高野朱印の内より配知院領三十五石あり(領地は當郡東四志寺村に)常陸國下館城主石川家は、其祖總陽侯以來大檀主として由緒深く、殊に總陽公は當住齋翁に歸依渥く、弘法大師、不動明王、愛染明王三軀を彫刻して當院に納め、及び自書愛染明王、自毫陀羅尼五卷(小)紺地金泥阿彌陀經二卷、同心經一卷を寄附せらる(皆今)又累世の石塔を建て二拾石の供養料及び本尊へ五十石寄附せらる、其寄附狀左の如し。

永代寄附狀 四物成 但一石金一兩の定也 右者高野山本中院各明王院本尊不動尊明王へ毎年永代金寄附之所也、然上者別紙添狀の通代々住持抽精誠某三世鴻願可致成就之旨可有勤修者也 享保十八年癸丑十一月五日 石川播磨守總陽 花押

△添狀

一現米二十石 永代毎月廿八日間講料 五石 永代正五月大般若料 十石 水代菩提料 右三世之意願可成就之旨永無懈怠代々住持可動丹誠者也 石川播磨守總陽 花押 享保十八年癸丑十一月五日 明王院

また寂翁に謀りて當山谷上に一寺を創建して總陽院と名け、これを當院の兼帶とす、文左の如し。

一某先年爲二世安樂有可建立於一寺之願望與明王院寂翁法印契約文深切今因緣純熟時節到來而小院一宇遺營之則誠名總陽院也、爾者居住之感察我意願每日永代受念慢現世武運長久家門榮昌息災延命如意滿足當來決定往生極樂淨刹之祈誓可抽丹誠也猶以後代石川氏二世安樂祈願可傳説者也 寂翁阿闍梨拜 石川播磨守總陽 列

總陽院々領高十石を高野朱印の内より配知し、且石川家より供養料若干を附せられたりき、尙ほ享保廿一年二月永祠堂金五十兩を石川家より寄附せられたる寄附狀あれども略す、墓碑の重なるも

のは石川家のもの五基あり、享保十九年播磨守の建立、寶物には△弘法大師の筆愛染明王畫像二幅(鑑査狀第三九三六號及第三九三七號)△全毘沙門天畫像(全第三九三九號)△惠心僧都筆三尊阿彌陀如來(全第三九三五號)△禪月大師筆地藏曼荼羅(全第三九七七號)等其他百餘種あり。

其他の遺跡

△中院の澤 龍光院境内にあり、井村真琴ぬしの歌に「天雲にのりのさかえをいはふとて龍もかやく玉さげへん」と、即ち當院の中興明算檢校の時神龍如意寶珠を戴きてその池に現はれ、奇光院内に輝きたるの瑞祥ありしといふの故事に依り此詠あり、△三角池 瑜祇塔の前にあり、其形三角なり、昔惡鬼神出沒せしとぞ、△獅子ヶ岳 一名小塔峯 眞言堂山ともいふ、瑜祇塔の後山にして内八葉の一なり。

西行法師

高野の中院と申所にあやめふきたる坊の侍りけるに櫻のちりけるがめつらしくおほえてよみける さくららるやどにかざれる菖蒲をばはなあやめとやいふへかるらん ちる花をけふのあやめのねにかけて薬玉ともやいふへかるらん

谷上の部

東流の水源地名なるが故に此名あり、左に此地内にある諸遺蹟を紹介すべし。

西禪院

境内地坪四百九十八坪、内に本堂(三間)坊舎(十間)方丈(一間半)庫裡(七間半)其他の諸建築あり、いづれも天保三年の再建にかゝはる。

由緒

開基明寂阿闍梨は、隱岐國司大江安成の息なり、故に隱岐上人と稱す、中院明算大徳の上足なり、興教大師其徳を慕ひ、登山して金胎兩部並に三密俱修の源底を傳ふ、時に尊勝院の一字を建つ、是當院の草創なり、時に永久年間に在り第三世に至りて泉勝阿闍梨あり、秘密瑜伽に住し、稱名念佛暫くも怠りなし、此頃親鸞上人泉勝の徳望を聞いて當山に籠居し、秘密念佛の深義を探り、其側に草堂を營み大師製作の彌陀の尊像を安置して祈念せり之を阿彌陀院と號す、此二師一佛住詣の誦盟ありと云ふ、上人又逆修の爲め阿闍梨の西に自ら三角五輪の石塔を建立し、大師の入定と共に慈尊の下生を期し(其石塔今存す)尙自己の肖像を刻して當院の堂内に安置す、今尙傳へて靈寶とす、慶長年間以上の尊勝院阿彌陀院を合せて一院とし西禪院と名けたり、元和年間覺運住務の時より寺格上通に列し、院領高三十五石を高野朱印地の内より配知す、領地は那賀郡杉原村細野庄圓明寺村に在り、墓碑の重なるものは即ち、

見眞大師の碑

にして、奥の院にあり、俗に三角石塔と稱するものなり、明治十年四月廿日墓碑大破の際には本願寺より修繕せり、尙ほ該縁故により、去る明治三十四年八月當院の本堂及び親鸞堂の再建の際には本願寺より各金廿五圓つゝ寄附あり、眞宗二大本山がいかにか此墓碑に就きて重きを置くかは是を以て證すべく、苟も眞宗信徒たるものは、また此の靈跡を探求巡拜すべきものなり、本願寺の寄附狀左の如し、

先般御申越相成候貴院本堂并親鸞堂御再建に就輕少之至に候得共金壹萬疋寄附致候條右御領收相成度候也

明治廿四年八月三十日

高野山西禪院宮野野智殿

追而別紙爲替證封入致置候條御落手相成度候也

尙ほ大谷派本願寺の寄附金額と文意同様に付省略す、時は明治三十五年一月四日付なりと。

實物の重なるものは△見眞大師自作の木像(鑑査狀第四〇一六號)を以て最とす、左に當院にある由來書を掲載す。

夫當院に安置せる親鸞聖人自作の肖像を尋ぬるに、聖人六十有三歳にして弘法大師に世の化益顯然なる事を深く信し、則嘉願元年登山し玉ふ、幸なる哉其時當院第三世泉勝阿闍梨は、秘密念佛の修行者なれば、聖人其徳行を慕ひ阿闍梨を訪ひ、秘密念佛の深義を探り、即當院の傍に草庵を結ひ、大師自作の阿彌陀院如來の尊像を置て、至信に修行し給ふ事一百日、其間大師の廟に遺し、永く大師常隨の觀念をなす玉ひ、亦石の寶塔を阿彌陀院の西北方に建立して彌勒三會の曉を待んと表示し玉ふ、其石塔を三角石塔と號し、今に現存せり、宜哉祖師聖人の事跡なれば、本願寺累代登山ありけるは、如信覺如、善如、禪如、巧如、教如、蓮如、聖人等也、或は數日當院に籠り、祖師聖人の例に倣ひ、修行なし玉ふ、就中蓮如聖人は、紺紙に金泥をもて阿彌陀院を自筆し決定往生の結縁の爲に、當院に遺し玉ふ、是皆年來登山の信者知ると雖も、今茲に再刻して衆人に示す

高野山西禪院維那敬白

寶城院

境内地坪七百五十四坪、内に本堂(五間半)護摩堂(四間半)坊舎(九間)庫裡(八間)寮舎(十七間)等其他諸種の建築物あり、創建は保延年代にありと、再建は享保年間なり。

由緒

開基琳賢、字は圓如房は、良禪檢校(當山第廿五)に従ふて兩部灌頂を受け、顯密事教通ぜざる所なく、又堂塔を興隆し、經典を繕寫し、興法利生其功多く保延五年檢校に補す(山主なり)當院の創立は其以前に在り、久安六年寂す、全身舍利となる、仁安四年三月、後白河法皇當山に御幸の時、宣して六口の阿闍梨を置き玉ふ、當院は其一なり、而して忍信成佛房住務す、因て成佛院と號せり、承元初年、後鳥羽上皇御幸の時、開基琳賢の廟室に龍駕を枉げさせらる、時に琳賢滅後六十年、四壁零落して全身嚴然たり、上皇定軀を覽そなはして宣はく、何すれを末世利生の事を遺さざるやと、時に應じて定軀の左眼脱落す、内外映徹して光明赫然たり、上皇を始め奉り、供奉の公卿嗟嘆恭敬し玉ふ、寛喜元年忍信檢校に補す(山主なり)同三年大門を改造して樓門とす(華表なり)貞永元年職を辭し、尋て寂す、中興朝榮僧都は寛永年間當院の破壊を歎じ再興して寶城院と改號せり、徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を高野朱印の内より配知せり、領地は那賀郡猿川庄瀧野川村、下真國庄井堰村、長谷谷口村に在り、大檀主丹波笹山城主松平家は深厚の由緒ありて其善

閑院宮御寶塔

六基

別に御幸門あり、後鳥羽上皇臨幸の麟趾なり、此院亦寺格上通にて院領高三十五石を配知せしか、版籍奉還後資糧給せず、且つ焼失せしに依り終に當院に合併せり、墓碑の重なるものは



提所たり、同家の墓碑今尙存す、當院に合併せる彌勒院(隣地に其)は亦琳賢檢校の開基にして其廟あり

にして△不明(明和九壬辰七月)△摩尼淨院殿(寶曆三癸酉年六月三日)△自在王院殿(寛政六甲寅年七月六日)△不明(安永六丁酉年五月、閑院宮二品太宰師典仁親玉建之)△花光王院殿(文政元戊寅年六月初六日)△養蓮院妙開心花大師(安永七戊戌年十月廿七日)即ち是なり、其他丹波笹山城主

後龜山城主松平家の碑三基あり、寶物には△後鳥羽天皇宸筆勅額(都卒内梵閣の五字、横額、彌勒院へ御臨幸の時賜はりしもの)一面△舍利塔其他數十種あり。

正智院

境内千三百五十三坪、内に本堂、後堂、護摩堂、坊舎、方丈、經藏、寮舎其他の諸建築物あり、何れも延寶元年の再建にかゝはる。

由緒

開基教覺正智房天永年間當院を開創せり、其後定兼常修房(元暦元年八月)明任勝光房(寛喜元年十一月)等を経て中興の祖を道範覺本房といふ、道範は泉州松尾の人、十四歳にて登山し、五十餘歳にて當院に住せり、時に文曆二年なり、嘗て後鳥羽上皇御不豫の時、御修験者となりて律師に任す、尋て權少僧に至る、劍馬衣服を賜はり仁徳四年傳法院の事に坐して讃岐に謫せらる、國司待つに師禮を以てす、是より普く南海の名區を巡禮し、至る所に歌詠して愛を忘る、同國善通寺は高祖大師誕生之地なり、茲に於て講席を開く、南人風に嚮ふて欣仰す、建長元年信士を募りて其の遺跡に一字を建立し祖像を安置す、同年五月赦に遇ふて飯る、當山の法燈再び光輝を發せり、四年五月廿二日寂す、平素述作七十餘部二百餘卷あり、實に當山八傑の一にして、後世其化を蒙るもの尤も多し、即ち正智院方と稱する法流の元祖是なり、爾來明範稱淨房、彰蓮稱願房、快雅實乘房に傳ふ、實

乘房は應永年間の住持にして人となり寛度、世財を貯へず、得るに隨て投施せり、故に身貧しく院宇破壊せり、しかも曾て憂の色なく唯菩薩の得難さを愁とす、一日從僧堂に入りて修法せんとせしに屋朽ちて雨漏ると甚し、依て此旨を師に告ぐれば、即ち和歌を以て答ひて曰く昔の下さこそと後の身を知らば板間の雨のものは物は、時人其道機に服す、其後快雅の嗣快嚴、快禪、有禪等の諸哲歷住す、又第廿五世景義より四十世良應に至る迄十六代皆碩學の重任に當り、東照公より碩學に任ぜられ、屢台前に於て宗義を論す、第廿六世覺深は台徳公より碩學に任ぜられ、御前論議に出ると度々なりき、當院寺格は名室と定められ、住職繼目の禮を爲し、は右二師の續なりと、徳川氏治世には古跡名室の寺格中最上に位し、實性院門中常法談所として院領高四十石を配知せり、領地は那賀郡安樂見村、當郡上天野村及以下天野村に在り、外に高五石餘龍王免を領せり、領地は當郡志賀村の内經師垣内に在り、朱印配知の外新開諸役免除地なり、是は高祖大師神泉苑祈雨の後愛宕山に於て雲中出现せし、善女龍王を寫し、影像ありて當院に護持し、古來早魃の時此像を金堂に奉じて雲祭するに効驗著しく尙其驗を見ざることは、當住導師となりて、大衆を率ひて大瀧(當山の南二)に下向して修法すれば必ず靈驗ありと傳へられ、其供料に宛て行はれしなり、當院を常法談所とせられしは開基已來歴世法幢を樹て、學徒を教ひ談筵講肆を恢復せるに因るなり、當院大檀主として古來由緒深厚ある武門は左の如し。

△筑前太守黒田家は其祖孝高侯以來飯依深く歴世一族の位牌石碑を建て茶湯料として毎年現米五十石寄附せられたり(大坂藏屋敷より請取るを例とす)
△越後村松城主堀家は其祖監物直政侯以來飯依遍く累世の位牌石碑を建て年々若干の供養料を寄せられたり

△丹波山家城主谷家亦菩提所として因縁深し
 △叔依禮主は蜂須賀侯なり文祿三年其祖家政侯登山して當住景我に依り剃髮し師禮の契を結び慶長五年十月飯國せり爾來深密の
 △又紀伊侯宗將嗣依厚く佛像等寄附せられて縁故深密なり
 墓碑の重なるものは△筑前國守黒田家の碑二十基△越後村松城主堀家の碑十六基あり、寶物には△
 本尊阿彌陀如來木像一軀、脇士梵天帝釋木像二軀△牛皮兩界曼荼羅二幅△五鈷及五鈷鈴△三鈷柄劍
 等を最とし皆鑑査狀附のもの、其他百餘種あれとも畧す。

無量壽院

別格本山にして門主寺なり、惜むらくは當時無住にしてさしも優雅壯麗なる殿堂も爲めに轉々荒涼
 の感あらしむ、境内坪數千八百四十六坪、梁間十六間、桁行廿一間の坊舎を始め建坪計四百二十六
 坪餘の建造物あるを以ても、如何に宏壯なる院宇なるかを推知すべし、長和二年の創建以來しばし
 ば變遷ありて、天保十年八月廿一日焼失し、現時のは翌十一年中再興せるものなり。

由緒

當院は禪林寺深覺大僧正の開基なり、僧正は九條右大臣右近衛大將贈太政大臣師輔公の子にして母
 は康子内親王といふ、東寺一長者に補し、東大寺別當仁和寺法務を兼ね、牛車轝車を聽されたり、
 長和二年當院を開創し、住すると十一ヶ年、治安三年臘月再以大僧正一長者并に法務に任す、僧
 正入寂後八十餘年を経て住せしは俊寛智運房とす、保元二年當山檢校に補す、美福門院御飯信淺か

らす、平治元年七月金泥一切經を御寄附あり即ち經藏を建立して之を納め、御邑當國荒河庄を以
 て永代御寄進し玉へたり、仁治年間道範覺永房住す、曾て傳法院の事に坐して讃岐國に謫せられ、
 建長元年赦飯の後再び住す、實に一世の大徳なりき、中興長覺智本房應永年間當院を興隆して住
 す、事教博達にして道化都鄙に震ひ時人崇敬して高祖大師の再誕と迄稱せり時に寶性院宥快亦識
 徳高く顔頰相譲らず、各法幢を南北に樹て、一山の衆を兩分して之を教授す、是當山兩門に分る
 の始めにして、又當院門主たるの濫觴なり、又曾て鎌倉に遊錫し西院玄瑜方の秘蹟を相傳し、因て
 一の法流を立て、之を當院の本流と稱せり、當山五箇法流の隨一なり、寛永年間澄榮春雄房公儀
 の命に依りて龍光院より當院に遷り住す、一時勅を奉して仙洞御所に參し十住心論を講す、宣し
 て法師大和尚位に叙せられ、時服五襲、唐織赤地金襴二巻を賜ふ、以上當院住職の中最も顯著なる
 事蹟にして、由來當山には門主寺二あり、即ち當院と寶性院にして、之を兩門主といへ、其格山主
 に次くされば山内の諸寺院は悉く此兩門の下に屬し其指揮に従ふ其濫觴は中古長覺院宥快性
 院兩師事教兩相を興起し、大衆風靡して其門に聚まりしに在り、當時教義の異端多岐にして、大師
 の幽旨殆んど見るべからざりしを、此兩師之を發揮して法幢を建られしに依り、千載の古義の教
 學連綿として傳はりたり、慶長六年東照公兩門主の職分を定め、祿制を改め院料七十石、職料百五
 十石合せて二百二十石を一門主に充てらる、同十四年八月廿四日墨印に云「兩門主の二院者爲天下
 之能化一問、必以碩學中之器量可爲住持、」云云、又補判書に云「兩門主之能化可爲至極碩學事、
 右金剛峰寺兩門主者諸國一宗之能化故、別而其中碩學第一之智者可被撰定、」云云、又云「兩門徒

中諸式可順門主異見但門主之分別重々於非分者、可申上云、斯の如く兩門主を稱して一山の棟梁天下の模範と臺命ありしにより、満山三千の綱領年預集會の兩虎として山上の政務より古義一宗の理非裁定に至るまで、兩門主の指揮に屬せざるはなし、又門主の後任は碩學七人の中、其門中にて器量拔群を選びて遺書に充て置き、一期の後江戸寺社奉行所へ捧ぐ、御内寄合にて之を開帳し其遺付の充名の者に補任せらる、其格式は御白書院に於て御老中列坐(行侍奉)御月番より臺命を奉じ門主職を命せらる、繼目の拜謁は御白書院御園の外二疊目なり、獻上は三束二巻御暇は柳の間、拜領は時服二襲銀子二十枚(御老中廣蓋に)慶安二年九月廿一日御黒印に「兩門主之儀年々一人宛可有參上」と命あり、以來毎年隔番に兩門主一人宛參府す、春三月參府、秋九月御暇なり、門主職は年限なし、當院住職たる間、即ち門主職なり、凡古義眞言一宗中に江戸城に於て任命あるは此門主職に限れり、又隔年參府の式は諸侯の參勤に擬す、其職務は公儀の命を當山及古義眞言一般の末寺へ傳令し又其諸願等を上達するにあり、凡常山山主即ち寺務檢校は大衆の貫主たるは勿論なれども、實權に至りては却て門主職は重任なりしなり是山内寺師及古義眞言宗一般末寺に對する眞俗政務の當路者なれば也、今猶其職名を存して座主職の次席とす、當院境内に元二間四面の寶塔、本堂護摩堂あり、此三字は仁治元年北條家の親近淡路守護四郎左衛門入道沙彌政西北條家菩提の爲めに建立し、佛伽人供として加賀國益富村の庄を寄附せらる蓋し其收穫三十二石餘あり(寄附狀)舊領高七十石(料)百五十石(碩學)合貳百二十石、寶物には弘法大師の△寶字を始め△八字文珠(珍海筆)△藥師三尊像△吳道子筆の觀世音像等天下の珍とするに足るべく其他百餘種の靈寶あり。

辨天嶽

是山内に於ける第一の高峯にして、外八葉の一、南嶽、乾嶽、寶山ともいふ、絶巔には七辨天の一、嶽辨天の社あり、大師御住山の時大和天野川の辨財天に千日の參籠して三顆の寶珠を授かり、其一を此處に埋めて鎮守となす、社前に一の老杉あり、俗に天狗杉といふ、詞友井村眞琴氏、予に語つて曰く、高野山に來つて辨天嶽上の壯觀を知らざるは到底南山の勝を談するに足らずと、其氣焰万丈にそゝのかされ、遂に氏を勞して書伯歌川氏ともにも山上に登る、果して其言の如く金剛、葛城、龍門の高嶺巍峨として雲間に聳へ、紀の川の長流は山腰を撓り、遠く西海をへたちて、淡路島を望み、近く和歌山の城趾を眺む、奇絶壯絶いはん方なし(口繪參照、舊式の遠眼鏡を持ち)ひめ神のしらふる琴に通ふらん雲井にひらく峯のまつ風 高野 井村眞琴
ありとしもなしともわかす見渡せば霞なりけり淡路しま山 全 全 全 人
あり立て天津乙女も遊ふらん乾の嶽に雲そたなひく 東京 宮澤 榮

一の瀧

谷上の北端、嶽山の麓にあり、水は流るゝに従ふて衆溪を攝し、東に流れ山内を貫通し、三十三溪水を綜合して一の橋を過ぎ、玉川の水と合し緩急蜿蜒二里の間四十八瀧をなし終に大瀧の大瀑布となる、即ち有田川の源水なり。

奥山の岩間のしづく百舟のかよふ川とはいつなりにけん

橘 千 蔭

其他の遺跡

△鳴子松 西禪院の前にあり、大師御在世の時、此地に食堂ありて鳴子を此樹にかけ飯時を報せしとぞ△菜子掛松 全所にあり、參詣の者初穂又は野菜を持來りて此樹に掛け獻納せしといふ△長福院△寶積院△蓮金院 以上の由緒詳かならず、其他△長覺師の墓(無量壽院境内にあり)△影向岩△神應岡△車返しの櫻等あり。

小田原谷の部

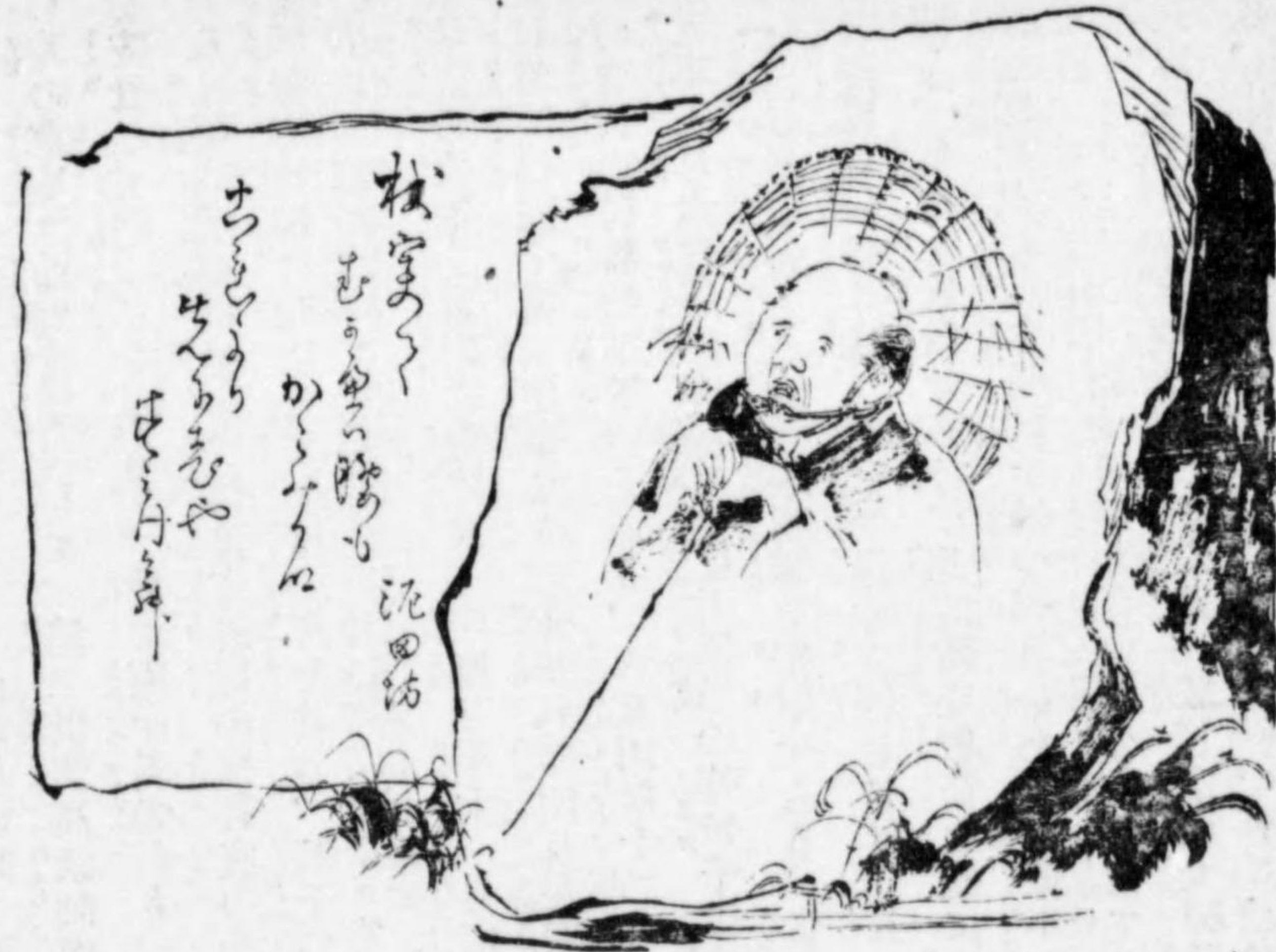
千手院谷よりつゞく谷の名にして、寛治年間山城國久世郡小田原の住僧教懐といふ人此地に來り住し名聲高く遂に地名となれり。

蓮花院

境内地坪八百九十七坪、内に坊舎(八間半)方丈(六間半)△庫裏(八間半)△庫裏(四間半)等其他諸建築物あり、創建は弘化八年にして、再建は明治廿二年十一月十五日なり。

由緒

當院開基は弘法大師、弘仁八年當山開創の時、惡魔降伏の爲め、軍舉利明王の秘法を修して結界せし時の草庵は即ち當院にして、第二世濟高法師僧都延喜六年此草庵に住し大師自作の十一面觀世音を安置して觀行を擬らす、曾て庵中異光あり、八紫の白蓮其中に現ず因て蓮花院と名づく、第十八世快仙僧都は波多野筑後守義通の孫義宣の七男なり、壽永二年當院に住持せり、徳川家の先祖源義重僧都に歸依して師檀の契を爲し、若干の料を寄せて修行の資に充つ、是當院徳川家と檀縁を結びし濫觴なり、松平太郎左衛門尉親氏(法名芳)此先蹤を慕ひて更に師檀の契りを重ね、是より同家累代の位牌を當院に建立す、明應三年十一月信光(岩伴城主なり)の末子當院に入り唱阿上人と號す實に當院第三十世の住持なり、永正八年四月長親(次郎三郎と稱す此時)登山して當院に宿すると一七日、此時先代の位牌改造等あり、天文四年十二月清康(光臨)の遺骨を當院に送驗し寶塔を建つ、弘治元年三月六日廣忠卿(成照院内)七回忌の時竹千代君(公)より靈牌を建立し平素持念する所の藥師尊像(京出張所の木尊とす)並經卷等を寄附せらる、當院中興宏雅法印は家康公の歸依厚く公の三河より起るや常に陣營に従ひ三軍進退の吉凶を告げ、且勝利を祈念す、天正八年濱松に於て公當院の破壊を聞き、坊舎を修覆せらる、此時隣寺數箇を他に移して境内を擴張せり、文祿六年征韓の役起るや公法印を召し祈念丹精を抽つべき命あり且近年登山すべき旨内命あり、因て吉野高野行程記を獻す、同三年三月公吉野より登山(戰太閤)當院に宿すると三日、先君長親當院改造の時の棟札を見、且親氏以來代々の靈牌を拜して深縁に感じ宗祖大師勅號の一字と徳川の一字を取りて大徳院と改號せらる、此時兜中に籠し香合並に愛染、虚空藏、大威徳の三尊を寄附せらる、此像は公弱冠の時よ



り信仰して鐘櫃に納め、出陣の時は兜中に秘し
靈感空しからざりしと、然るに當院は累世深縁
あり、殊に唱阿上人住居古跡なれば、永く當院
に納むるに依り、武連長久祈念意るべからずと
懇命せらる、又扇面に菅神の像と白梅を畫き自
ら贊して岩雅法印に賜ふ慶長十九年法印駿府に
召され、其寺は當家累代は勿論酒井、本多、神
原其外古老の面々、前々より檀家たると先日登
山の節命せられ爾後大徳院を以て聖流一派(時
學侶行人聖方)を主宰すべし旨命せられ、同時に大
徳院始め聖流一派へ領地一萬石を賜ふ、法印辭
して曰く、僧侶の大徳は修禪の妨なり、因て之
に代ふるに天下の貴賤教化の爲諸國遍歴の台許
を乞ふ、公因て諸國に遍歴して内密諸侯の動靜
を探偵すべし内命を以て之を許さる、故に聖方
は無録にして諸國に回檀せしなり、又江戸神田
紺屋町に一千二百餘坪の地を賜りて在番所を置

く、貞享三年御用地と爲り、本所一ツ目に於て替地一千二百六十九坪餘を賜りて移轉す、且門前町
家御免となる(當時門前町家は許されざる例とす、町奉行支配に屬す)爾來當院名代並に聖方物代各一名一年替
りにて出府在番し、年頃寒暑の御禮諸觸達等を掌る、當院法印(住職)は元は弟子讓りの制なりし
が、中世より古跡坊三十六院内より古老三名を推選して寺社奉行へ上達し、其内一名公撰せらる、
辭限は五ヶ年とす、住職繼目年頭(正月十日)御目見は御白書院にて獨禮なり、御暇は柳の間、拜領は時
服三枚銀三十枚なり、又當院名代聖方總代(各互)は又各々御目見御暇時服の拜領あり、元和二年秀
忠公東照公の遺命に依り、手から東照宮肖像及屏風二双を賜ふ、慶安二年九月廿一日東照宮御佛供
料百石、台徳院殿御靈へ全百石合高二百石の御朱印を賜はる領地は當國伊都郡中道村に在り、萬治
三年三月院宇焼失に付再建料として銀百貫目賜ふ貞享元年坊舎其他修覆料として銀五十貫目賜はる
又享保五年同修覆料として金五百匁、材木二百本、垂木四千挺賜る寛保二年正月御宮御靈舎其他物
建物修覆料として金千五百匁賜はり寶曆七年六月同修覆手當とし白銀五百枚賜はり、當院に於て貸
付利息を以て修覆致すべし旨命せらる、因て三都に於て御修覆金貸付所御免となれり、同十三年五
月白銀百五十枚下され先年の分へ差加へられ、明和二年正月東照宮百五十回忌に付御宮御靈舎本
坊等修覆金千圓拜借同三月御宮道具向修覆料として白銀七十枚賜はる且三都並に廿五ヶ國勸化御免
となる、安永四年六月坊舎修覆料として白銀百五十枚賜り文化七年四月東照宮二百回忌に付、法司
道具修覆料として白銀百五十枚御宮道具向修覆料として同七十枚及本坊向修覆手當として金千兩を
賜はり且三都並廿五ヶ國の勸化御免ありたり文政十一年台徳院殿二百回忌近付たるにより御靈舎道

轆轤峠(小田原より南に登ゆ)より五十町許りにして、大字大瀧あり、こゝより二十町許り上にある瀑布
 是なり、井村眞琴ぬしの「高野のしをり」に曰く「源高野(谷上の)に發し迂回二里計りにしてこゝに
 一大瀑布となる其高さ數丈滔滔として夏猶寒し懸水の巖面に不動尊を彫むこれ隱所川の不淨を淨め



釜折見滝
 鳥の記

んが爲めに大師の刻み玉ふ所なりこゝに於て全く清淨水となる淨めの不動と稱す是より阿帝川と云
 ふ(有田川也)大瀧より水が峰迄五十丁〇大又七十二丁〇かやこや十八丁〇上四七十二丁〇松平三十六丁〇寒野川十八丁〇三浦
 鬼尾谷四十丁〇本宮)と。
 五十丁すべて十五里)と。

中央標

千手院橋の南詰にあり、此處一村(大字高野山四郷細川花坂湯川相之浦大瀧四ヶ)の中央にしてまた山内繁盛の
 要處なり標面に左の如く記す。

第四師團へ十八里廿五丁十三間大津衛皮へ三十三里廿丁十三間伏見衛皮へ廿九里六丁十三間姫路衛皮へ四十三里九丁十三間和歌
 山元標へ十二里五丁二十間側面に東富貴村中央まで五里十二丁廿六間四野村中央まで三里四丁一間南大和國吉野郡野追川村
 界まで二里廿六間北河根村中央まで二里廿三丁十二間。

安養院

境内地坪千七十三坪、内に本堂(六間)坊舎(二間半)庫裡(五間)其他の諸建築物あり、ともに明治二十
 二年より全二十五年に至る間の再建にして、本尊は金剛界大日如來なり。

由緒

開基創立の年時は記録の正しきものなく詳記する能はず、中興は覺仙阿闍梨にして元暦年間當院を
 再建す、第二中興は賴賢意教上人と號す、源賴朝公の息、遍智院成賢僧正の神足にして、名聲世
 の知る處なり、僧正會て上人に語りて曰、我れ受戒の日より三の願あり、悲母追薦の爲、千日の阿
 彌陀梵供法花暗誦嘉遯なりと、上人の曰是易き事なりとて、良厄を撰び、梵供を始行す、行中に法
 華を暗誦し、千日護摩已に畢りて承久年間此山に來りて當院に嘉遯せり、依て僧正は吾が遠志の弟

子なりと歎し、底を傾けて付法せりと、其資證道上人は、越前付中の人、醍醐の憲深僧正に從ひ秘
 密の奥旨を究め、後意教上人徳を慕ふて本院に止住せり、そは建久年間にあたり、其登嶺の際天
 王寺に於て彌陀の尊像を異人より傳へり、當院内道場にある本尊(聖徳太子の)是なり、文保二年大塔
 修造の院宣を蒙る、又弘治年間本院第十六世にして當時の中興と稱する勢尊師は徳望一世に振ひ、
 人心大に歸嚮す、即ち當院と毛利家と檀契あるは此師に濫觴す、已上意教證道の二上人より已來
 醍醐の法脈今尚綿綿薫修せり、且當院往古より建造物の興廢屢ありと雖も、近代に至ては元治
 六年及明治廿一年の祀融の災に罹りたるも、見今は稍復舊の再建をなし、寺門清麗となれり△第
 二由緒(毛利家) 抑 天正の初群雄割據干戈恒に止まず民心其歸着を安ぜず、此際當山の諸堂伽藍
 は破毀を修せず、廢亡を治めず、概ね焦土繁芒の街となる、然れども山僧の微衷金堂の再興勸募に
 熱心し、朝許を経て各州に派説す、此中當院第十六世勢尊、山陰山陽を笈錫す、依之二道の衆庶
 大に薰陶せられ、財物の喜捨頗る夥しく此時毛利公に謁し、深く説く處あつて、始めて親近する
 事を得たるならん、而して元就公の知遇殊に渥く、此より師檀の誦盟愈濃なり、爾來輝元公の時數
 百石の祿を附せられたるに依り從つて周防徳山の毛利家も亦檀契篤し、凡そ毛利家より寄附せらる
 るの順序は天文十一年より元祿六年迄毎歳數百石の供養料あり(但數百石は漠然に似たれども)後ち元祿七
 年より十三年迄玄米三十石となる、全十四年より廿石を加へて五十石宛明治三年迄賜はりたり、此
 間寄附米の外特に院宇造築修覆等一切經營せらる、全年家祿立分の節山口藩廳より毎年金五十圓と
 改められ、五年に至り金百二十圓を附せらる、同十七年又祭祀料を付せられ、爾來中絶せしが、明

治廿三年より往古の由緒に因み、毎年金十五圓を永世に賜はるの指旨あり、以上の舊證本紙今尚現
 存す、又歴代の建碑法名等遂一寺納あり、且當院境内及奥院に廣濶なる敷地を墾して、巨大の石
 碑數十基を建設せられたり、亦當院へ寄贈の信書數多く皆鄭重に保存せらる、墓碑の重なるものは
 左の如し。

△公爵毛利家御墓ニヶ所 (内一ヶ所は當院境内にあり五輪塔大六基但小八基は家令殉死者の碑一ヶ所は奥院にあり五輪
 塔大十一基は石欄の内に入り全欄内小二基は殉死者欄外五輪塔小十基殿女全欄外札石九基内
 六は佐世家三基は國司家此他刻銘不明瞭のもの十餘基あり以上建立は明曆三
 丁酉年九月廿七日起首し爾來漸々之れをなす故に造立奉行は時々變更あり)

尙實物の重なるものは左の如し。
 △阿彌陀如來立 身丈二尺一軀(聖徳太子御作但當院第二中興證道上人の感得する處にして世に真正
 の高評あり)△十六羅漢高屏風 絹地堅二尺六寸一雙兆殿司筆但傳來不祥世人真正を證す
 宿坊定め及び舊領證明にかゝはる記録は左の如し。
 當家宿坊之事相定於小田原安養院所也然上者本領之儀者不及申新知行共可罷看者也仍一札如件
 天正八庚辰卯月五日 從五位下右馬頭輝元 花押

高野山安養院
 △大照院殿寛永二年御逝去に付御寄物の寫
 貴輪拜見忝存候寔其已後者不得貴意疎遠過候其地御閑暇之由珍重に存候然者舊冬江戸御下候處に大照院爲證明料米百俵於大
 毎年進之被置之由拙者式迄爲御禮被仰越得貴意候江戸元老共へも貴札之通可申聞候拙者事去年春以來江戸相詰十月下旬罷立候
 逗留中無御下向不遂貴面御殘多存候如何様上洛之節は其地參詣仕可得貴意候尙期後音之時候恐々謹言

三月十日 坂本遠江守 花印
 安養院 貴答

△元祿十三年祈禱札卷上の節報答書 猶每五ヶ年に差上其都度御歴代より御返書あり
△報告の寫一葉左に
芳翰誠御祈禱之御禮巻數并に十帖一本以使僧贈給候怡然之至猶期後意候恐惶謹言
十月四日 松大膳大夫吉廣 花印

安養院 回章

△位牌擴造願に付回答并に寺領二十石加増の報案狀
安養院へ預置候此方先祖位牌堂狹致破損候付御建立致度候且又先年御寺無住之節寄附付之寺領も致減少候間如前々被申付候様に有之爲御願御使僧被差越致承知候先年高野出入御寺無住之節此方之位牌他寺へ被退寺料も引申候其後御寺被相續候付據前之以由緒此方先祖之位牌又預置其節寺料新三十石致寄附候然るに其以後壽德院殿位牌も預置假堂狹及破損候由被仰聞候旁に對し近年之寺領三十石に今又現米二十石相添都合五十石向後寄附被仕候條左様可被成御心得候以上
十月二十日

△位牌堂造築願に付使僧へ齋す回報書

貴墨拜見致候彌御堅固御在寺之通珍重存候如來意大膳大夫殿今程被致在國無恙被爲居候然者去る年御下り之切被差出候御願書付之儀何とぞ沙汰相成候様と此度御使僧を差越候付而色々令沙汰候此方先祖之位牌堂狹其上及破損候付御建立被成度之由依之旁に對し唯今迄寄附被仕候三十石今又現米二十石相添都合五十石向後寄附候委細之儀口上書を以御使僧に申候條左様御心得可被成候猶期後意候恐惶謹言
十二月十三日

- 花印 六戸八郎左衛門屋尙
- 花印 井原右衛門宗俊
- 花印 就明
- 花印 佐世主殿廣久
- 花印 毛利阿波就龍
- 花印 毛利市正就吉
- 花印 共丹波就宗

高室院

安養院 回報

△明治三年七月舊領五十石を改め五十圓と成りし時使者の持參書付

一金五拾兩

右從前御位牌御石塔御安置に付現米五十石御寄附被成來候處先般從 朝廷一流之御沙汰を以て公嗣家談立分之儀被仰出候付而者永久仕出方不相整無據致御斷に付更に一つ書之通御石塔守護料として年々被致寄附候事
明治三年七月 山口 藩印

高野山安養院

境内地坪五百三十七坪、内に坊舎(十間半)寮舎(二間半)其他諸種の建築物あり、俱に明治廿四年より全廿七年の間に再建せるもの、院主西川恩龍師は夙に大學林を卒業し學才一山に高く、遺跡の顯揚に熱心にして、著者本山に出頭の際、大江慶尊師、井村眞琴氏其他の役員とも私心を捨て、専念一山の顯揚に盡力せられ、種々便宜を興へられたるは、著者の深く感謝する處、特にこゝに記して讀者に告げ置く。

由緒

開基房海觀想房は、村上天皇々子具平親王六代の孫左中將源有房卿の男なり、當院を創建して智惠門院と名く、興正菩薩敬尊は實に其法化たり、中世高室院と改號せり(創立の年)第九世大聖阿闍梨は一世の名徳たり、常に和州天の河辨財天を信仰して惠福を祈ること久し、一時天女十五童子を從

がへ寶船に駕して其室に降臨し、種々の珍財を賜ふ。歸帆の時其中なる印鑰童子獨り大瀧村に止まり、後貴賤次第に捧るの古例なり、或る年官家の使臣權勢を以て第一番に捧げ、るに神湯沸かず、社頭扉を開かんとするに開くを得ず、使者怪みて之を祝子に問ふ、答へて曰く往古より高室院を以て第一とす、蓋し此れに由るならん、乃ち舊式に従



此れに由るならん、乃ち舊式に従

朝野に其名を振へり、天正年間北條氏直没落して來り、舊縁に依り當院に托して潜居す、文祿の初め豊太閤召還して、河州に於て一万石を賜ひ家名を興せり、これより當院北條家と檀契尤も厚く、藤堂氏亦た此時當院に寄宿し師檀の好みあり、第卅一世長榮任秀房は一世の學匠にて論道に名あり、明曆年間碩學に抽てられ、台命を蒙りて門主職に進補せり、近世に至りては智翁、知別、淨應等皆當院の再興に功あり、徳川氏治世には寺格上通中の最たる古跡名室と定められ、院領高三十五石を高野山朱印地の内より配知せらる、領地は那賀郡杉原村及當郡古佐布村(今は古澤)に在り、外に七石は神道寺料として之を領す、大檀主河内國狭山城主北條家は、其祖長氏の世より檀契厚く、氏直没落して當院に寓せしより益、深厚を加へたり、往昔の寄附高等は舊記焼失のため詳ならず、明治初年までは供養料年々二石宛を寄せられ、同家の位牌石碑建立あり、此地を小田原谷と稱するは、當院の北條家に由緒深厚なるより起れるなりと、而して明治廿一年の大火に類焼し院宇及び什寶等灰燼に屬せり、爾來再建して漸く現今の形狀に至る、墓碑の重なるものは、△北條家(山城主)墓碑十八基にして寶物の重なるものは左の如し。

- △大威徳明王 絹本 縦三尺 横二尺一寸 一幅(所傳不詳弘法大師筆) △十二天屏風 絹本 縦二尺九寸五分 一雙(傳來不詳弘法大師筆) △甲高野建立初結界時啓白文 一丈三尺三寸 一軸(弘法大師筆) △乙高野建立壇場結界啓白文 一丈三尺五寸 一軸(弘法大師筆) 已上甲乙の二軸明治十六年供 天覽其際左の通り達せられたり

貴院所藏之古文書今般供 天覽候處宮内卿より別紙寫の通聖諭之趣被相達候條篤く聖旨を奉戴し永遠堅固に保存可有之候此段 申入候也

金剛三昧院

境内地坪九百五十五坪、内に本堂、位牌堂、坊舎、方丈、經藏、鐘樓、多寶塔、庫裡其他の諸建築物ありて、建坪計三百三十四坪三合六勺あり、依之ても其如何に莊嚴なるかをも知るべし、繪旨、院宣、教書、寄附狀の如き歴史上最も参考すべきもの亦數ふるにいとまあらず、讀者中もし鎌倉時代以後の史跡を探らんとならば、宜しく慎重の態度を採り當院に出頭記録寶物の點見を乞ふべし、史學界のため、裨益を興ふるの事業ときかば、院主亦是を見するに吝ならざらんか、著者は資料を謄寫し來り所持すれども、其數百餘枚あり、限りあるの紙面到底掲載し能はざるは實に惜む處なれども又如何とすべからず、乞ふ諒せよ。

由緒

建曆元年鎌倉二位禪尼發願し、故右大將菩提の爲めに行勇長老に命じて坊舎を創建せられ、始めて禪定院と名く、即ち當院是なり、而して榮西禪師を請じて落慶供養導師とす、依りて榮西禪師を開基とす、貞應二年二位禪尼更に秋田城介泰盛入道覺知大蓮房に命じて、堂二字、塔二基、護摩堂二字、經藏一字、鐘樓一字、鎮守社一字を創建せらる、是右大臣實朝公の薨去を悼みて其菩提に資

明治十六年七月十五日

高室院住職御中

印刷局長 得能 良介 印

せんとてなりと、此時禪定院の號を金剛三昧院と改む、元仁元年十月十二日多寶塔入佛供養を修す、導師は賴賢上人、二位禪尼代參として北條時房登山せり、第二世行勇長老は莊嚴房と號す、相州酒匂の人、退耕和尚と號す、山城建仁寺開山千光の法嗣なり、鎌倉壽福寺筑前聖福寺及建仁寺を兼掌し、教律禪の三學に通徹し、密教を正智院道範に傳へ、惠業道德朝野に顯はれ、鎌倉家の歸依厚く、其護持僧となり遂に擢て、當院の長老に補せられ、十五箇の莊園を賜はりたり、當時一門頗る繁盛を極め門下の學徒三千に餘れりと、第六世覺心長老名は圓明法燈國師と諡す、建長年間宋國に航して佛心印を傳はり、建元の初歸朝して當院の長老に補す、第十二世實融長老は證道上人と號す、時に賴賢意教上人(僧正法弟)當山に來り、當院の子院安養院に住す、證道就て其法流を汲み、以て門下に傳授す、之を證道方と稱す、當院開祖より十一代の間、教律禪の三教を兼學す、茲に至りて證道方の法類繁興して全く密教と爲れり、然れども住職は長老號を稱すること永く變せず、當院鎌倉家菩提所たるに依り、鎌倉家より莊園の寄附等從來度々に及び、下知狀并に寄附狀等も亦多く、此證道房に至りて、皇室の御歸依を蒙り、後二條天皇、後花園天皇、後醍醐天皇より御祈願の命、及莊園御寄附を蒙ること亦度々に及び、殊に、後醍醐天皇は元弘三年當院を勅願寺と爲し給ひ、延元三年(改元)吉野皇居より潜かに臨幸し玉ふて當院に宿御し玉へ、逆賊退治の御祈願を籠めさせ玉ひ、愍重に法施を賜へり(此時一山圓蓋御興隆し玉ひ莊園を御寄附ありし)事芳野拾遺に出せり、又足利尊氏此長老に歸依深く、祈願寄附等のこと屢有り、遂に同家の菩提所とす、尊氏會て南無釋迦佛全身舍利と云ふ靈夢を感じ、其文字を分ちて冠とし、公武兩家及緇流の名匠に課して和歌を

- △潘恩筆書 一軸
- △松花堂書 梁武帝等の詩を書す 一冊
- △手鏡 貴顯名家の書を編輯せしもの 一冊

以上頼朝眞蹟以下八點は明治十六年宮内卿を経て 天覽に供し奉れり其還附目錄に云

貴院所藏之古文書今般供

天覽候處宮内卿より別紙寫 聖諭之趣被相達候條篤く 聖旨奉戴し永遠堅固に保存可有之候 此段申入候也

明治十六年七月十五日

印刷局長 得能 良介印

△渡經圖 絹本着色 立三尺八寸五分 鑑査狀第四一九號 二幅

△三尊佛像 全 立四尺二寸 横一尺九寸三分 傳惠心僧都筆 鑑査狀第四〇一八號一幅

△繪旨院宣御教書及寄附狀等 百通

△同贖本 六軸

此贖本に足利直義輿批を加へて正本に比すへしと爲せり其全文は由緒の次に記し置きたり

△後醍醐天皇繪旨 一通

其他三百餘種あれども畧す (因に云ふ、境内に昆張杉といふ老樹あり、傳説あまりに附會のふしあればわざと畧す)

其他の遺蹟

△金藏院△如意輪寺△照明院△彌勒院△巴陵院△般若院△補陀洛院△寶聚院△聖無動院△東南院△圓滿院△成慶院△西門院△安樂院等の由緒は手元になく爲めに掲載し難し△丸山辨天社は七辨天の一なり△業が峯は高室院の後山をいふ△塗橋は中尾崎より小田原谷に架せるもの、もと豊太閣此橋を朱塗にせし故

此名あり△綱引辨天は蓮花院の邊りにあり、七辨天の一とす△大瀧口は上の壇といへ熊野街道なり△相之浦口は元西光院谷といへ、當山七口の一にして相の浦まで二里なり。



蓮花谷の部

明遍上人修觀を凝し、時、蓮花三昧に入りしに、所觀の蓮花漸々開發し、光明輝々燦然として此谷中を照せしといふ奇瑞あり、因りてかくは名付けしとぞ。

成福院

境内地坪八百廿四坪、内に本堂、護摩堂、坊舎、寮舎其他の諸建築物あり。

由緒

大永三年類焼の時舊記悉く烏有に歸し、其以前の由緒詳ならず、中興堯榮重源房は美濃の人、天文八年十二月檢校に補す(山主なり)萬延元年院宇類焼に罹り、其後再建す、徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を高野朱印地の内より配知せり、領地は當郡上筒香村那賀郡杉原村に在り、大檀主は對馬領主宗家、長門清末城主毛利家、奥州角田城主石川家、出羽龜田城主岩城家、長門豊浦城主毛利家、肥前唐津城主寺澤家、及公郷飛鳥井家等深密の由緒あり、位牌石碑を建立し若干の供養料を寄せらる、當院に藏する靈寶及墓碑の重なるものは左の如し。

△本尊大隨求明王木像 靈座共長五尺七寸 春日佛師作一體△五大力明王畫像 立五尺六寸五分 弘法大師筆一體△花鳥畫 立五尺七寸五分 明人筆一幅△桃牛畫 立三尺一寸五分 狩野探信筆 毛利家寄附一幅△八景圖 立九寸 狩野友信筆 小堀遠州父子の歌賛あり一軸△騎馬畫屏風 四寸横六尺 二枚折堅五尺 一双

墓碑の部

△長門豊浦城主毛利家墓碑拾貳基△同清末城主毛利家墓碑七基△肥前唐津城主寺澤家墓碑二基△

三寶院

奥州角田城主石川家墓碑六基△出羽龜田城主岩城家墓碑六基△對馬領主宗家墓碑二基△京都飛鳥井家墓碑二基

境内地坪七百五十五坪、内に本堂(享保十三年再建)護摩堂(全)方丈(全)寮舎(全)坊舎(寛延七年再建)等其他の建築物あり。

由緒

弘法大師の母公阿刀氏大師を慕ふて當國に來り、慈尊院に一字を建立して三寶院と名け、觀道の僧を選びて住持せしむ、是當院の開創にして、實に承和年間(一)に在り、母公嘗て瓜劈粉(つまむき)を以て醴を醸し、三寶院をして大師の許に餉らしむ、其嘉例今に存して毎年正御影供に當院より献備す、母公入寂の後三寶院を當山に移せり、即ち當利是なり、中興觀驗上人は久安年間當院を復興して住す、南山進流聲明の元祖なり、源空明珠坊は俗名奎之允友時といへ、南都に於て平中將重衡の鼻首を乞ひ得て當山に登り之を埋葬して發心し、當院の中絶せしを再興して住み、重衡の苦提を訪ふ、勝心正等房は當院の一世たり、寛喜四年檢校に補す(高祖大師より第百四十九世山主也)行清禪觀房は國主畠山家二十七將の内、丹生谷城主遊佐越前守の末子なり、應永年間登山して當院に住す、貴族にして高德の故に満山より推舉して大集會の隨一と爲し、山上山下の行事職を掌れり、同三十二年檢校に補

す(高祖大師より第百)徳川氏治世には寺格上通に列し、院領高三十五石を高野山朱印地の内より配知せり、外に本尊免七石及瓜劈酒料二十三石を領せり、合せて六十五石となり、領地は當郡中筒香村、下筒香村、西富貴村及桑原村に在りたり、大檀主として古來由緒深厚なるは、奥州二本松城主丹羽家、越後新發田城主溝口家、及松平河州侯中山志摩侯等にて、位牌若くは石碑を建て若干の資料を寄せらる、寄附狀の重なるものを左に掲ぐ。

一高五拾石
右牌前之茶湯焚供於奥院者廟所及一類中迄爲莊嚴料寄付之舉永回向等無退轉可被勤仕之而已
延享三 四月朔日 高野山三寶院 溝口出雲守直温

一今般高野山三寶院使僧先例之通配札申付候然上者壹人も不殘可致請納候事
高野山宿坊三寶院先君依歸依先祖之廟所並位牌等建立有之に付高野參詣之砌領内之者共壹人も不殘三寶院へ被參着爲報恩可致
申幕り他之坊へ參着之趣其聞有之不埒之儀候向後總文堅相謹守り屹度三寶院へ參着可有之候若偽り他之坊へ致登著輩於有之者
歸國之節急度及其沙汰可爲曲事者也
越後國 溝口伯耆守直涼

高野山三寶院
前書之通領收不殘相觸申候以上

墓碑の重なるものは△丹羽家(奥州二本)△墓碑三基△溝口家(越後新發)△墓碑十八基等にして、寶物の重なるは左の如し。

△本尊金剛界大日如來木像(長三尺五寸)一體△弘法大師木像(長三尺五寸)一體△求聞持虚空藏菩薩像絹本着色(眞雅僧正筆
查狀第三九九〇號)一幅△不動明王像絹本着色(眞雅僧正筆)一幅△大勝金剛菩薩像絹本着色(弘法大師筆)同第三
九四二號)一幅△如意輪觀音像絹本着色(眞雅僧正筆)同第三九四三號)一幅△弘法大師畫像(眞雅僧正筆)一幅△五大力明王(弘
法大師筆)一幅△愛染明王畫像(眞雅僧正筆)一幅等なり。



永元章新荷系硯 眞福寺藏

不動院

古來山科勸修寺宮に深厚の由緒あり、且美福門院(鳥羽天皇の皇后)の御陵墓御尊牌を守護し奉りしを以て有名なり、境内地坪三百四十七坪、内に本堂、坊舎等其他の諸建築物あり。

由緒

當院は大僧都濟高の開創する所にして、延喜七年の創立なり、濟高は城州勸修寺第一世長吏にして、延喜六年十二月高野山座主に補せられ、則ち西谷に十二箇院を創立し、總じて菩提心院と號す、當院は其一院なり、弘法大師作る所の不動尊を以て本尊となす、故に不動院と稱す、開基濟高は勸修寺長吏高野山座主東寺長者等を経て功勞最も多く、學徳一世に師表たり、其閱歴等は載せて諸書にあり、永く當院に在住し、天慶五年十二月廿五日終に九十一歳を以て寂す、本朝高僧傳濟高の傳に曰く「釋濟高不詳姓氏、初從承俊惠宿二師、學密教、後依聖寶入灌頂壇且質密部、延喜三年秋、帝建勸修寺、詔高爲落度供養導師、十年勸領勸修寺、延喜三年、帝自書法花經就寺講讀任律師、六年十二月司東寺長者、承平五年任少僧都、天慶四年轉大僧都、六年仲冬廿五日化歲九十一、高年徳共、邵主東大貞觀高野等事務嘗於高野建三昧堂云々」其他逸事等載せて高僧傳等にあり、中興開基は大僧都雅實なり、雅實亦城州勸修寺第八世の長吏たり、本院の頽廢を慨き、元暦元年寅年開基濟高の志を繼ぎ再興する所にして、實に當院第十二世なり、文治六戊年五月十三日遷化す、雅實の高

不動

院

院

弟大僧正成實は勸修寺第九世長吏にして、高野山座主に補せられ、後師跡を慕ふて當院に永住し、遂に安貞元年十二月十七日を以て寂す、當院境内に葬る墓碑今尙現存す(濟深法親王御墓と同處にあり)去る明治廿四年四月、山階宮晃親王殿下御登嶺之節、僧正の墓地へ御參詣被遊金若干を下され、御墓修繕を仰付らる、僧正の傳記等は本朝高僧傳第五十四卷等諸書に見へたり、上に記するが如く當院は勸修寺第一世長吏濟高大僧都の開創以來、勸修寺門跡にして、當院を兼掌する者中興開基大僧都雅實を始め、一二にあらず、故に古來當院を山科別院又は山科房と稱す、今の山階宮晃親王殿下は、山科勸修寺に縁故淺からず、御登嶺再三にして、美福門院御陵を始め、其隣地に(當院境内)在る勸修寺第九世長吏成實大僧正、同第廿九世長吏二品濟深法親王の墓所、及先徳累代の位牌等一々御參詣被遊る、を例とす、去る明治十八年四月御登嶺之節、當院に入らせられ、由緒顯著にして御縁故淺からざるを以て、御感歎の餘、左の御歌一首御染筆被遊當院に納めらる。

野山西谷不動院にて

見

縁にしある高野の山の西谷はたちさりかたき心地こそすれ
又明治廿四年四月廿二日御登嶺之節は、由緒顯著なるを以て遂に山階別院との御額御染筆を賜ひ、本堂に同く降魔場の御額を賜はれり、又鳥羽院天皇々后美福門院御在世の日、深く弘法大師を御信仰あらせられ、當西谷の地に阿彌陀堂一字御建立あり、親ら紺紙金泥阿彌陀經一軸書寫あらせられ此堂に納め玉ふ(堂宇は中世廢絶し經のみ今尙當院に藏す)終に當國安樂川の里に於て崩御あらせられ、御遺命に依り御遺骨は永曆元庚辰年十二月備後守時通供奉して當西谷に納め奉り、丸山

御陵と稱す、續古今集に曰く、

美福門院かくれさせ給ひて後高野のみやまに納め奉りける頃前大納言成道のもとよりせうそして侍りけるによめる

俊

成

おくれぬて思ひやるこそかなしけれ高野の山のけふの御幸は

西行家集に曰く、

西

行

けふや君思ふ五つの雲晴れて心の月のうてな出らん

高野に納め奉りける御おくりの袖に紅葉のちりかゝりければ

源

仲業

なみたのみかゝると思ふ墨そめの袖の上にもふる木の葉かな
爾來當院に於て守護供養し奉ること幾百年なり、明治八年丸山御陵を修めて宮内省所管となる、今の御陵之れなり、然れども御尊牌は今尙當院に安置して奉供意ることなし、又勸修寺第廿九世長吏二品濟親法親王は、開基濟高以來世々先德修禪の地なるを追慕せられ、遺言に依り御分骨を當院境内に納め奉る、墓碑今尙存す、其他勸修寺門跡東寺觀音院門主等にして、此地の靈跡なるを慕ふて没後分骨して墓碑を建つるもの多し、前慈尊院僧正潤海、權僧正眞昭、報恩院僧正善實、佛土院僧正舜實、慈尊院僧正宏實、觀智院僧正海實、前學頭僧正賢實、權僧正光曉、法眼承實、等の墓碑も亦現存せり、尙此地に日輪堂あり、嵯峨帝第二皇子の建立なり、道興大師作る所の日輪大師を以て本尊となす、又灌頂堂あり、開基は濟高の創建なり、其他美福門院、御建立の阿彌陀堂等櫛比

林立して輪奐を極めたりしが、物移り星變り、中世皆廢絶し、濟高創建の十二箇院も、今は唯當院のみ存立し、餘は皆な當院に合併せり、其餘委細の由緒は、紀州風土記、紀州名所圖繪、野山通念集等に詳なれば略す、墓碑には勸修寺第二十九世長吏二品濟深法親王（碑面には「即身院二品大王濟深尊儀、文祿十四辛巳年十二月初二日」とあり）實物の重なるものは左の如し。

△本尊不動明王木像 一軀 臨立二軀
弘法大師の作なり大師御衣木一本を以て根本は不動尊を作り末は地藏菩薩を作り不動尊は則當院の本尊にして地藏尊は小坂坊の本尊なり紀州風土記野山通念集等皆此事を載せたり

△日輪大師木像 一軀
往昔弘法大師此地に（西谷）日輪觀を修せられ大師の高弟實惠僧正（諡道興大師）其尊容を彫刻せしものなり後嵯峨帝第二の皇子日輪觀を修せられし像なるを以てなり

△船板名號 弘法大師作
延暦年中弘法大師敕命を奉して入唐の時豐前國宇佐八幡宮へ海上無事を祈念せられしに南無阿彌陀佛の六字光りを放つて舷頭に現す大師轍ち船板を以て之を映寫し彫刻する所なり故に船板名號と稱し世々當院鎮守として崇敬す茲を以て世に船板八幡宮とも稱するなり紀州風土記野山通念集にも見へたり緣起別に存す

△三尊阿彌陀如來銅像 三軀
往昔聖德太子の鑄造する所なり緣起卷別に存す前年寶物取調の際寶物取調局より優等鑑査狀下附ありたり

△弘法大師畫像
慈尊院永恩僧正の筆なり表面二品濟深法親王の贊あり曰く卜居於高野樹下遊神於郡率雲上不闕日々之影向檢知處々之遺跡と又裏面に曰く弘法大師影者先師慈尊院永恩所彩畫也奉願讚于勸修寺宮二品親王濟深法親王尤可爲永代重寶者也 元祿七甲戌七月廿一日沙門權僧正潤海

△美福門院御尊牌 一基
美福門院に於ての御由緒等は由緒の項に記するが如し

△紺紙金泥阿彌陀經 一軸
美福門院御尊牌なり美福門院西谷に阿彌陀堂一字御建立ありて此經を納め玉ひしこと由緒の項に記するが如し

△勸修寺第廿九世長吏二品濟深法親王御筆和歌 二一軸
管原道眞公の御筆なりと傳ふ勸修寺第九世長吏成實大僧正寄附

△伊勢三郎義盛の位牌 一基
表面彫刻に曰く義盛曉劍居士 出生勢州伊勢三郎義盛一子一九爲父文治五閏天四月廿八日と又裏書に曰く寛文六丙午年九月廿

北室院

四日と當院古記録及紀州風土記に據れば義盛の息亡父の位牌を建立し且つ不動寶劍一口を納むとあり然れども寶劍は今現存せず
弘仁年間宗祖大師當山に東西南北の四室を置かる、當院は即ち其一にして、境内地坪千二百八十坪、
本堂(九間半に十五間)寮舎、鐘樓堂其他の諸建築物あり。

由緒

當院はもと觀音院のありし處にして、全院退轉の後北室院を爰に移す、時は元祿七年なり、創立は
弘仁年中にして、弘法大師當山開創の砌、東西南北の四室を經治し、出家剃度の道場且諸衆齋食
の會場とす、當院は即ち其一なり、故に法に於て准胝觀音を本尊とせしを、後別に准胝堂を建
立して之れに移してより毎歲五月十五日准胝改過の法を勤むるを恒規とす、其後院務行明は北室の
大聖と稱す、康平元年當山第九世執行職に補し、天喜五年宣旨ありて供料を賜ふ之(住山僧侶に供料
に始)を初例とす、延久年間大御室性親王に具支灌頂を授く、廣澤の正流當山に傳來すること是を權
輿とす、中興良禪解脫房は行明の入室なり、時人其徳を尊び、北室の小聖と呼ぶ、天仁年間第十四
世の檢校に補す、大治年間重ねて第十七世の檢校に補す、永久三年香衣の法服を賜ふ、是檢校香衣
法服の嚆矢なり、天治元年鳥羽上皇御幸の時理趣三昧の導師を勤む、又大治二年御幸の時も亦之を
勤む、良禪の入室兼賢大光房は仁平年間檢校に補す、其入室房光惠淨房も承安五年檢校に補す、如

北室院

此當院歷世(三)貫主に昇進せしこと多し、徳川氏治世には寺格上通古跡名室と定められ、所領高三
十五石あり、外に本尊免七石を配知せり、領地は本郡の内三箇村にあり、元祿年間行人方改易の時
觀音院退轉の跡を賜はりて移る、今の寺地即ち是なり、舊は谷上に在りき、抑當院開創千有餘年
の久しきを經ると雖ども、先徳の餘榮今尙法脈師資相繼ぎ寺門清肅なれども、往古より舍宇の存亡
屢あり、近くは万延元年某院の餘焰に罹り數棟悉く烏有に歸す、爾來假立なりしが明治十七年
現狀の再建を爲せり、大檀主の重なるは舊奥州仙臺太守伊達侯にして往古より當院に檀契篤く其先
侯より由緒あること舊記に明了なり、就中慶長年間當家中興の祖伊達陸奥守政宗侯最も歸依厚く、
是迄歴代の建碑立牌は多く此時にあり、又領内の地にて三百石の寺産を永代に付せらる、爾來一代
毎に此契符を書換することを例とす、依て別紙一二を掲げて参考に資す、其他當院堂舎修理の際は
時々之を處辨せらる、又領内の衆庶も國主の菩提所たるを知り、當院の檀縁たらんことを樂み、年
々來詣の者多く尙當時東京府下在住の伊達宗基伯家とは今尙音信を絶たずといふ、祖先が墳塋と位
牌とを守護し菩提を吊らへつゝありし、尤も縁故深く尤も大切なる寺院に對し、冷然として路傍視
しつゝあるは渠等多くの公家大名華族の状態にして予が度々奥院の墳墓を吊へ堂々たる華が其祖
先の墓碑の破壊を顧みざる不徳を見て寧ろ其無謀を慨嘆せしが全家が今尙舊縁を忘れず音信を絶ず
とは實に世に傳ふべき美談なりとす、敢てこゝに掲げ置く。

寄附狀寫

但本紙現存
△伊達政宗侯寄附狀
遠田郡平張江之内一拾三貫貳百八拾貳匁大松津之内一貳貫百卅七匁都合拾五貫四百拾九匁
右之通進置者也仍如件

慶長十一年三月十五日 院 (當院の舊號なり) 印 (但政宗侯の御印なり)
△右は其當時の銀相場に立て一石に付代銀五十一匁餘にして即三百石に當る)
△伊達忠宗侯御寄付狀
當寺爲寄進奥州大崎之内三百石政宗被附置之處不可有相違者也仍如件
寬永十四年三月二十日 院 机下 (右全斷) 宗花押

右の外寛文元年十一月太守龜千代侯の御寄付狀には、栗原郡佐沼北方村之内拾八貫六百匁云々と有り、已上の外書翰數多あれどもわざと略す、舊伊豫國宇和島城主伊達家亦當院と檀契篤く、一代の建碑又は一族の立碑及過去名簿を安置す、されば其子孫東京在住從三位侯爵伊達宗徳家と時々の音信今に絶ゆることなく、又舊伊豫國吉田城主伊達家とも檀契深く、舊播州龍野城主脇坂家は中興の祖中務少輔藤原脇坂安治侯の在世より、當院師檀の契篤く、一代及一族の法名を安置す、又建碑立牌あり、現今東京在住正五位子爵脇坂安斐家へ時々音信今に絶ゆる事なく尙ほ舊攝州三田城主九鬼家(今の在東京子爵九鬼隆義氏)及び丹波國綾部領主九鬼家(今の在京都子爵九鬼隆備氏)との檀契篤く歴代の法名靈牌を安置し是亦伊達家と全しく音信今尙絶たずといふ、而して以上掲げたる諸家の書簡數多あれども畧す、寶物及び墓碑の重なるものは左の如し。

△本尊五大力明王書細本 但堅八尺五寸 弘法大師筆 一幅
右由來は天長三年正月十一日本尊守護經會に准して 聖朝安穩風雨順時五穀成熟萬民豐樂の爲め慈尊院(高野山の政所と唱ふ大師の悲母を安す)に於て大仁王會を始行す其時の本尊即ち是なり天仁元年良禪の世此會を當山金堂に移してより恒に此尊を當院に預り一山より佛餉料を付す爾來每年正月十一日此尊を金堂に奉して仁王會を行す是恒規の法會なり
△弘法大師畫像 但堅三尺一寸 眞如親王御筆 一幅

墓碑の部

親王大師の入定を歎かせ永く影像を遺し玉ふと云ふ
△五大力明王書細本 但堅二尺九寸 覺鑲上人筆 一幅 △十王圖 細本 但堅三尺五寸 小野篁筆 十幅 △文珠菩薩書 但堅四尺 横 一尺三寸 覺鑲上人筆 紙地 但堅四尺六寸 土佐光起筆 一幅 △愛染明王書 細本 但堅二尺七寸 弘法大師筆 一幅

遍照光院

△攝州三田九鬼家(五輪)三基△仙台伊達家五十八基(内出羽最上家一基あり)△宇和島伊達家(五輪)六基△脇坂家十五基等。
遍照光院は別格本山にして境内坪數千三百四十九坪、本堂(五間半)護摩堂、坊舎、寮舎等其他の諸建物を合し建坪三百坪餘を有せり、當山有數の名刹にして、舊陸奥國盛岡藩主南部家と尤も密接の檀契を結べり、本堂の本尊には、安阿彌作の阿彌陀如來を安置し、護摩堂には興教大師作の不動明王を安置せり。

由緒

本願宗祖弘法大師天長九壬子年十一月長く高雄の舊居を去り、偏に當山に住し穀味を絶ち座禪を専らにして、此地を以て別坊とし、禪定の間時々放光の瑞あり、八祖相承の容、五鉢并に今の本尊

柿不動明王を安置して寺鎮とせり、後真漢僧正(又號化)此舊廬を以て住山の依怙とし、紀僧正眞濟止住の後、應徳元年に至る迄由緒判然せず、應徳元年性信親王當山檀上灌頂院創立の際第三長者



如何系視 裏面

寛意僧都(式部卿致良親王の)隨伴登山し此院に住す、親王本願を果さず應徳二年九月薨去し玉ひ、寛意志を繼ぎ同三年八月十七日灌頂院を落慶す、其後京師南山の間に來往し、寛治二年に至り京師の

所帯を辭し、永く當山に住す同五年二月十九日 白河太上皇再び當山に御幸(八日御出京)し遍照光院に着御遊ばされ、翌二十日奥院御參籠、二十一日諸堂御法會等御修行畢て、同二十二日御還幸、寛意僧都も亦供奉中にあり(高野春秋風)寛意僧都是一宗の英傑にして、廣澤十二流中觀音院流の元祖なり、此時代當院日に繁榮に赴けるを以て、同僧都を當院中興の開基とす、康和三年六月十五日當院を法化兼意成蓮坊(原兼定息子)に附屬して入寂す、兼意亦學問周備して當世の豪傑なり、述作の書成蓮抄遺説印章等數部あり、後世宗徳の珍重する處たり、兼意入寂後御室より當院を進退せしめ給ふ、大治五年華藏院宮聖意來御あり、其後新熊野の別當湛増に課して院宇を修補せしむ、是より湛増當院の百般を掌り、承安五年五月參議平實親の息、心覺佛種房に讓與す、其狀に云く、

讓進 住房一字並敷地合三軒三面在在生院 右件房地永以所奉讓佛種房阿闍梨御房其故者從往年當年初已奉約束之上近日可令移住新別處給之由承元且爲奉留所合寄進也仍爲後日立券如件 承安五年五月 日 僧 湛 僧 判

心覺佛種房は、元三井寺常喜院の僧正にして天台宗なりしが、一日法論の事に依り、出て眞言宗に入り當院兼意并京師の覺印室心に師事受法し、博く顯密一切の諸大乘及小乘に通曉し、學識淵源測り難きを以て、世人是を稱して青淵と號せり、遂に書籍八十有九部を著述して一流を開通せり、是を初の名に基き、常喜院流と稱す、又當院の地名に就て往生院流と云ふ、是を當院の本流として今に至り、嫡々稟承す、授法の資四人あり、所謂北御室隆遍隆譽顯覺なり、治承四年二月二日當院を顯覺に附屬して示寂す、其狀に云く、

附屬 一住房 一字並敷地

一灌頂私記 一印房 一帖 一東寺御舍利 一粒 從新開白殿
 一彼御祈念誦等 目錄在別
 一佛像 三鋪 尊勝曼陀羅 一房中世間具
 右年來同宿之間一事無背給仕積功皮薄懸馮仍永以處分同法顯覺之狀如件
 治承四年二月二十日 覺判

顯覺理法房は、心覺及覺印の法化にして、學徳并に高し、著す所の書金玉なるものあり、之を傳ふるを金玉方と云ふ、則ち一法門の祖なり、承元四年末仁科二郎盛家の室佛母尼、當本堂を建立し、彌陀の三尊を安置す(但元來の)即ち建曆元年にして丑二月十六日落慶す、此日より三口の供僧を置き、彌陀の供養法を行す、建保五年八月三日左の註記を覺阿圓樞房に遺して寂す。

註記 是を建保の置文と稱し
 當院代々墨守する處也

精舍 一字 號遍照光院坊舍三字並に心覺の聖教の間事

先師阿闍梨耶は、桐雲而久學密教、一徹三溪月而常修三觀念、依之送給事於十有三年之秋月、傳三密承於三密四曼之春風、忝預彼餘流、初守其遺跡、宿因所催、芳絲不淺、爰爲叶先師之泰意、且爲高祖之深恩、二期限當來於龍花、欲續法命於此處、仍於聖教並坊舍者、雖一紙一物、不可不取、他所不嫌、實賤不識、親疎以動、營維於此砌、之輩可爲器以て執止、上住於此地、之人可爲主若輩之主實、此狀者可蒙丹生高野、遍照金剛滿山護法、山内大小勸請諸神百廿社之爵、也是非法執之念、爲顯與法之志、也顯力已以て深重なり、高祖必加冥助、然則依此狀、願答狀功力、別は慈氏下生之席侍、龍花得脫之座、親禮天師之聖容、新拜先師之恩、願一仍爲三向後之龜鏡、聊記三愚意之所及、之狀如件、建保五年八月三日僧顯覺

覺阿圓樞の後、寂西觀專を経て良印聖信房の住務中、貞應年間院宣を蒙り、諸州に勸誘して根本大塔を造營す、其刻苦勵精の狀具に記し難し、因て時人良印を尊稱して大塔上人と云、其行狀の概略風土記高僧傳中にあり、良印の後を覺教王上人と云、文永の始め大師の靈夢に依り、慈尊院より壇上に至り一百八十基、壇上より奥院に至る三十七本長壹丈壹尺餘の石の町率塔婆を建立す、文永二乙丑年此大願を發起し、建治三年丁丑年に至り十二ヶ年を経て竣功す、施主は則 後嵯峨

上皇を始め奉り鎌倉將軍家以下公卿武將等なり、落成供養の願文今尚御影堂の寶庫に現存せり、良印覺教共に當山に殊功有るを以て弘安七年當院の所役被免許、永仁三年示寂す、後を政眞に傳ふ、德治元年別に九壇護摩料所の院宣あり、左の如し、

紀伊國阿豆何庄事圓滿院宮御遊狀如此殊專一山歸依之觀念相轉九壇護摩之料所已に令達衆徒多年之愁訴宜奉祈我君萬歲之聖運之由可命下知金剛峰寺給者院宣如此仍上啓如件
 嘉元二年三月七日 倭 定奉

此後重惠玄定房院務中、院宣を賜はりし事有しも年號分明ならず、其文に云く、

高野山遍照光院住持玄定房申河内南東放土村下司又四郎跡替即事申狀(貳通書)如此子細顯然候此所之爲國所之子細可被任候申之由被仰下候之狀如件
 七月十九日 右 中 辨 花押

又貞治六年果增玄空の代院宣を賜はりたり、其宣旨云、

攝津國能勢地 御園事土民對押年貢並有仰課役之條太不可然嚴密致其沙汰可令全管領之由天氣所候也仍執達如件
 九月三日 典 藥 院殿 右 大辨 嗣房

又伊豫守より遣はさる、證に云ふ、

高野山遍照光院領河内國石川東條の内散在之寺領田細事如元知行不可有相違之條如
 至德四年五月三日 伊 豫 守 書判

當時の住職は泉心文宗房院亭上人と號し、山名家出身の人なりしが、大内義弘をして山名の舊領、和泉、紀伊兩國を對治せしめらるゝと云、敵人に加はり殘黨を抱ふる等を以て、武家より院務を沒收せらる、歸山の儀に付當山役所年預の狀に云く、

就遍照光院住持歸住之事對彼仁自然難如何之煩出來候爲寺家札明敵人之名字實犯露顯候者可加治尉候恐惶謹言
 應永七年閏正月廿九日 年預阿闍梨澄運 書判

進上 御奉行所
應永廿三年院領の訴狀に云(住持快尊本房代)

高野山遍照光院雜掌謹申
右遍照光院は高野山大師放光の勝地右大將頼朝の御菩提所也爰に天王寺の善光寺稻屋寺等は當院の知行として相違なき處に山名方の時謂なく押領せらるる條不便の次第なり然るを山名方の後結城越後拜領の時對決に及び當院に返し付くる處に又或權門方より無理に口入せらるる間被取返條歎きても餘りあるなや所詮支證明鏡なるに任せ本の如く返し附けらるれば彌御祈禱の精誠を至さんと欲する狀如件
應永廿三年二月 日

此頃知行押領せられ、永享六年快尊没して慶藝相春房讀書を受け、後兵火に罹り院宇並に什器焼失し、延て山名宗全、細川勝元兩雄相争ふ時、遠近道通せざれば、信施に憑るを得ず、非常に衰頽を來せり、文明五年兩雄病死後、都鄙粗靜穩に屬せしを以て、驟然起て諸國の有志を募集して再造す(勸進文畧す)後一百廿餘年を経て慶長六年八月朔日所化僧火を失し、院宇什器總て焼失す、當時住職主尊は學德兼備にして法化の資多く、就中蓮花三昧院御庵室の住職頼慶有賢房は器量拔群なり、因て慶長五年六月廿一日當院の後席を繼しめんと欲し、歷代相承の法脈を傳ふ、然るに同六年に至り不虞の災火に罹り、痛歎氣を失し、單に寺門再建の速成のみに注目し、同七年四月十四日當時一山第一の勢權の僧、明王院住持快正長深房に遺書して、世壽八十一を以て逝去す、是に於て快正長深房遺命に依り移住して再建の勞を執り、慶長五年秋關ヶ原東軍勝利の後進て大津に陣す、此時當山行人文珠院勢なる者、奇策を案じ將軍の命に依り一山を左右せんと謀る、學侶の徒之を探知し愕然全六年二月快正榮曼を物代として駿府に至り、分地百姓山林竹木青巖寺金堂殿屋の件三ヶ條を訴へしむ、兩人幹施し大勝利を得、其御朱印を賣し來る、就中其功快正尤も多し、故に大衆

尊崇して青巖寺貳千石の餘高を割き、碩學料と號し快正に與へ功を賞す、而して諸機亦快正の決する處に隨ふ、然るに當院法流の正嫡たる頼慶有賢房は、天下無双の學匠にして、顯密一切の教義に曉通し、權威兼備し更に正に屈せず、正是に於て慶を嫉み、是を害せんと計り、大衆と會談して、慶が住房御庵室の本堂免と稱する高十石を削る、慶因て暫く其暴惡を避けんと欲し、山を出て京師に遊學す、已に正の意緩ことを揣り、同十三年四月歸山して和を議す、正應せず、大衆と相議し慶を縛して谷の獄に下す、慶憂色なく獄中に經を講演して守獄を化益す、守獄威銘祖師再生の思を成す、是に於て慶書を作り守獄に賣し、密に大樹公に上る、公直に慶正兩人を幕下に召し事由を對論せしむ、正辯才鮮なりと雖、終に辭谷り口詰す、大樹公憤然色を顯はして曰く、智者を縲縲に耻しめ、故跡を無能に瀆す、其罪輕からずと、正を撞て堂下に落し、是を縛して高野に送り處斷せしむ、遍照光院を頼慶に付して法脈相續を全ふせしむ、正は同十三年八月八日與院蛇柳の邊に歿す、此時大樹公の墨附に云く、

一今度有無智之惡僧智者に懸懸候儀前代未開汰汰之限也而後爲佛法興隆彼惡僧於山中如古法可被致成敗事
一無學人汚古來學室儀可爲出寺之事
一縱令雖爲佛法修學人儀可被相守也
一慶長十三年七月十三日 康 墨印
一高野山遍照光院者眞言一諸古來學室之由候今度於御前學無學之對決一々被開召上宥賢房に住持職被仰付候事
一世出世道具權方知行代官所並所屬之付人者如前に無相違可爲住持進退事
一長源房今迄八人之外碩學領百石不得上意取來之儀此度被開召上候此分は從今遍照光院に被成御附候旨被仰候然る上は後々の住持必撰學匠可被相渡事
一御庵室本堂は明遍上人之古跡山中之規模無其隱候所先年炎上之後 當住持再興之砌於同年中建立運々之由申懸惣次之堂領被押置之儀深房以惡心無過智者に懸懸候儀曲事に被思召候然ば宥賢房之儀已來聊不可爲其違之旨被仰出候事

慶長十三年戊申七月三十日

門主無量壽院兼徒中へ披露

慶長十三年十一月十五日江戸城に於て浄土宗日蓮宗論あり、日蓮宗は常樂院日經、浄土宗は傳通院廓山對手たり、頼慶幕命に依り證義に撰ばれ、浄土宗は増上寺慈昌上人外綱維七人并に末徒若干、日蓮宗には日經の徒學匠五人外末徒若干、聽聞衆には眞言、天台、禪三宗の龍象十二人、次に大御所御前は江戸征夷大將軍、同御弟、上總介殿、次に高家者淺野彈正少弼長政、長尾侍從景勝、羽柴越前守正宗、蒲生飛彈守、南部信濃守、新庄宮内法印、北條左衛門大輔等、老從者本多佐渡守、大久保相模守、伊奈備前守、鶴殿兵庫頭、土井大炊助、安藤對馬守、青山圖書頭等、警固者米津勘兵衛、土屋權右衛門等也、大御所御近狀は本多上野介、竹越茂介、成瀬隼人、安藤帶刀、松平右衛門諸餘の衛士若干、座列相定まり、奧使大長寺上人命を傳へて云、今日兩宗の法門獨り頼慶を以て其批判人と爲す、法門の次第専ら正路を守るべし、曾て強議すべからず、理非分明、甲乙判決可遂之、頼慶答て云く、謹んで嚴命を奉ずと、宗論畢て頼慶決判書を上る、大御所其學識を歎稱して寵遇日に厚し、同月下旬頼慶歸山の暇を乞ふ、將軍金帛并に傳馬を賜ふ傳馬の折紙に云く、

馬自江戸高野迄可相立者也 但是は遍照光院に被下候
霜月廿一日 右宿中 衆各判

同年臘月歸山し、翌十四年春爲御禮駿府へ參勤江戸城へ參上し、滯城の上兩御所へ法談數度に涉る、兩御所感歎不淺、其法談別にあり、事長ふして具さに記する能はず、頼慶の上申に依り同十四年八

本多上野之介
板倉伊賀守判
光寺守判

月廿八日東寺醍醐へ「各可有事故の勤旨三ヶ條御朱印被成下」是に於て頼慶東寺へ高野山より學頭を置き、如意輪寺頼遍を以て是に充つ、又醍醐山松橋院へ狀を送て異見を加ふ、其前後の書類醍醐山に保存せり、同日關東眞言宗諸寺家法度の事、一年兩度法談の義、九ヶ條の御朱印を賜ふ、是れ伊豆國走湯山般若院快運、相摸國大山寺實雄頼慶に隨願する故なり、今年九月廿一日高野山末世佛法興隆の爲め七ヶ條御袖判御條目を賜はる、十二月歸山の暇を乞ふ又馬人足等を賜はる、折紙左の如し、

馬三正人足六人江戸より駿府迄無相違可相立候但是は遍照光院御上の時被遣者也
西極月三日 右宿中 對島印

馬三正人足六人駿府より高野迄可相守候是は遍照光院へ被遣御用也 駿府四人衆各印
西十二月十八日

此年關東眞言宗法談所、王子金輪寺有養佛法興隆の志し薄さ旨大御所へ相聞へ、不足の思召有之頼慶乞ふて赦免せらる、因て有養誓書を入れて恩を謝し改心す、十二月下旬歸山し御條目の旨を辨明し、門主實性院政遍、同無量壽院行昌及碩學老分十六人、上通、中薦廿九人學者衆と號し請判せしめ、正月十一日調之奉行所へ上る、已後一山老若を撰ばず無學の人を出せしめ、器量の輩を入れ替ふ、是専ら頼慶の指揮に任す、是に於て和州内山河州天野山觀心寺等諸山面縛して頼慶の指揮を乞ふ、依之頼慶諸山の寺法を定め、學頭を置き、數年の惡弊を一洗せんとす、時に當山出寺の老僧等頻りに哀を門主實性院政遍に乞ふ、政遍是を嘉しとせざるも、人情已むを得ず、春三月出寺の老僧等を引率して駿府に至り尊宥を歎訴す、將軍憐て訴旨を允許し、各一世を限り歸住せ

しむ、是を以て頼慶素志の貫通せざるを慷慨し、院職を若弟良惠教任房に譲り、五月山を出て豆州走湯山般若院へ蟄居し、一夏九旬の間、關東諸寺の特志を徴し、相傳の秘義を講傳す、秘義を講ずるに際し海中夜々龍燈の瑞あり、諸衆感歎して今大師と稱す、同年九月微疾あり、十月十三日終焉の已に迫るを悟り、觀想の要語を快速に示す、快速酬答す、頼慶莞爾として黙し、翌十四日眠るが如くにして寂す、年四十有九、平生述作の抄書十有餘部、後世に行はる、夫れ百年來兵亂相續き天



氏彰地蔵 大師の御作

下四分し、宗家の教義亦隨て廢頽せんとするの當時、徳川氏天下を一定せるを以て、頼慶亦刻々宣公入國以來付持良惠は頼慶の薰陶により若年なるも學徳尙高きを以て敬龍甚だ厚し、和歌山漆有田屋町光明院を賜ふ、時々出府の寓所とし、是れが法施を乞ふ、頼宣公良惠に語て曰く、予に素志あり、我臣浦山宗吉の子利智あり、師が法子と爲さば幸い甚だし、良惠唯々として之を誥し、剃髮教育す、是より交情益深し、慶安三年南部信濃守利直公に謁す、公舊縁に依り墨印を賜ひ、師檀を契り鐘樓門を再建す、寛文十一年全山城守重直公亦舊縁の不淺を證す、其墨附に云く、

苦精勵教義の挽回を圖る、其志し貫徹せずと雖ども、宗家に在りて其功績偉大と云べきなり、元和紀の亞相頼

一南部領内至千和賀 貫紫波鹿角野邊地田各部高野山遍照光院舊無其隱候間侍出家町人百姓已下悉以可命參詣我寺者也南部の家者從新頼三郎并に遠光繼其氏數百年之師檀契約之筋目不淺故以信濃守利直被出墨印候今又愈爲後代之繼任先規遺此證者也
仍而武運長久家門繁榮之懇祈專可被抽之もの也
寛永十一年七月十二日
高野山遍照光院法印良惠
南部信濃守重直 花押

陸奥國三戸郡八戸藩主南部氏も亦本家に準し、元祿七年十月十九日遠江守直政公證文を賜はる、是より以後兩家とも是を例とし、歴代々替りの都度必ず墨印の贈賜あり、盛岡は利剛公代八戸は信順公の代迄連綿たり、承應元年八月廿六日紀州頼宣公の囑に依り得度せし頼任(後改)教傳房住職となり、紀侯の恩庇益加はり、南部家の情誼甚だ密にして、寺門大に隆盛なり、貞享二年八月六日翁照寂して備後國福山城主水野日向守の乳母弟尊海秀傳房入て跡を繼ぎ、又門主に轉昇せり、元祿八年尊海没後快融相續す、此時條目一變して、當院の常碩學祿斷絶し、快融頻りに歎息す、是に於て又豊前小倉城主右近將監從四位下侍從源朝臣忠雄公より、永代百石御寄附の約を賜ふ、是れ小笠原豊千代丸公代維新革命に至る迄相續せり、元祿以後幸ひに見朝快雄實同智剛利惠陳實高巖澄辨等の住職 悉く碩學の班に在て百石の役祿を賜ひ、門主に轉昇して古義一宗の棟梁となれり、萬延元年七月廿三日近寺清淨心院より出火し、此類烟に罹り主殿并附屬の建物 悉く烏有に歸し、寶藏も焼亡して什寶并器具等皆灰燼となり、僅かに残りしは本尊外佛龕及大檀那靈牌と書籍藏一棟雜庫一棟とし住職 澄辨悲歎限りなし、此年使を遣し再建を南部小笠原の大檀那に訴ふ、大檀主願旨を容れ、則南部利剛公金二千餘兩、小笠原忠幹公は金五百兩、南部信順公は金參百兩を喜捨し、再建發願主たる證を賜ひ、年々分賦を以て滞りなく喜捨せられ、土木工事着々進行せり、尤も當時

に在ては木材は間口木と名け、一山惣山林(官林也)より無代の下附なり、住職は碩學なるを以て役祿院祿等に依り、糧食の患無く加るに十方檀信の施入を以て、直ちに舊觀に復するを得たりしが、維新の革命に際し一大打撃を受け、一時非常なる窮況に接せしを、明治十年澄辨上人の丹誠に依りてや、再興し、後高淳外一二の法弟熱心なる奔走の結果、寺門遂に頽廢するの悲境を見ず、堂宇の再建を成就したるは、實に近來の美事善行といふべし、以上當院の由緒なり、寶物には大般若經六百部其他數十種あり、墓碑には△南部(盛岡)累代及一族數十基△陸奥八戸南部家十三基及び△伊勢龜山領主石川家一基あり。

大明王院

一に芝の坊と稱す、境内坪數七百二十三坪を有し、本堂、護摩堂、坊舎其他の建築物あり、皆現住芝辻覺範師の熱心以て再建せしものなり、著者の恩人埼玉縣南埼玉郡出羽村字七左衛門の出進角堂濱野藤四郎氏累代の位牌當院に安置しあるの故を以て、出張の際、特に本院を訪ひ菩提を吊らひ一縷の香華をそが牌前に手向け、且親しく院主芝辻師に面し來旨を語りしに、遺跡顯揚に同感なる師は種々便宜を興へられたり、著者深く其好意を謝し置く。

由緒

開基實應上人は、攝津守源義家の息、江州石山寺に於て薙染受戒し、後冷泉帝の護持僧として寵

遇淺からず、帝御持念の本尊役小角所作の不動尊は、源義家公奥州鎮護を祈りし尊像なり、勅命を蒙りて當院に安置す、是第二の本尊なり、上人は康平七年鶴ヶ岡八幡宮造畢の時大供養の導師たるべき頼命を蒙りしと云ふ、承保二年二月十日寂す、又第二世如法上人、名は懷譽、字は眞禪房、武州岩槻の産、上人恒に地主明神(當山の尊容を拜せんことを祈りしに、或夜明神影向し玉ふ、上人感喜の餘り神容を寫して千秋に傳ふ、是れ第三の本尊にして今尙あり、當院武州に三万餘戸の檀縁あるは、上人の由緒に因れりと、久安元年四月十日都率天昇登すと傳ふ、元和四年仁和寺覺信親王御登山の時第一の本尊を御瞻仰ありて、實に是大師の眞跡なりと感じ玉ひ、明王院と改むべき令旨を蒙れり、蓋當院初めは寶幢院と稱せしなり、故に此地を寶幢院谷と云ふ、又當院大檀主舊武州岩槻城主大岡家並に同攝州高槻城主永井家の二侯は、本院の信仰格別にして永遠の檀契記文及び供養料として年々寺納の契約書等ありしが、惜い哉悉皆燒失して片影を止めずと雖も、幸に靈牌靈碑等數多あるを以て古來其親密なるを標するに足る當院古來興廢未だありと雖も近くは万延元年七月院宇類焼せしを元治元年再建落成す、又明治廿一年三月類焼、同廿四五兩年間に再建落成、當院近年迄明王院と稱せしを、當山三派協和に際し、同名を避け明治十二年四月更に大の字を加へ、今の院號となせり、以上を本院の由緒とす、寶物の重なるものは△三漢字不動明王(絹地堅三尺一寸五分)弘法大師筆△不動明王畫(絹地堅三尺六寸五分)智阿大師筆△楊柳觀音畫(色在横一尺九寸五分)江村甫筆及び△良辨僧正作の不動尊(參照)にして墓碑には△舊武州岩槻城主大岡家墓碑(廿二日永井遠江守大江直輝あり。

清淨心院

別格本山の一にして、境内地坪千二百八十一坪、内に本堂(三間)位牌堂、坊舎(十間)方丈、庫裡、寮舎等、其他の建物合計四百〇九坪餘の建坪を有し、當山有数の大寺にして、方丈の前には幽邃閑雅なる庭園を控ひ、室内亦極めて瀟洒たり、院主鎌田觀應師は博文館老主人大橋佐平翁と舊識あり、著者出張の際は種々厚遇せられ、老館主の物語などせられ、且つ本書發刊につきても偉大なる補助を與へられ、靈寶運慶作阿彌陀如來の撮影につきても心好く承諾せらる、著者は深く其好意を感謝す。

由緒

天長年間高祖大師の草創にして承和二年三月廿一日大師末徒の爲めに親ら其塑像を造りて遺付す、背後に微雲館の三字を自書せり、是本尊なり、翌廿一日大師入定せられ、其後大師の親屬佐伯氏の僧監護し、世々同姓の人繼住す、院號は勅名に依て命ずと云ふ、後ち内大臣平宗盛當院を再建す(年曆)壽永元曆の交には彼有名なる失戀僧瀧口入道淨阿來隱せり、淨阿は齋藤左衛門大夫茂頼の子、瀧口時頼にして、小松殿の侍臣たりし比侍女横笛の事に依り、十九歳にて出家し、嵯峨の往生院に入り、遂に遁れて當院に來り棲みたり、而して當院第三十六世宣空は、徳川東照宮の值遇淺からず、屢々陣中に伺候して祈禱を修し且恩命に接せり(家康公の書翰實)爾來特殊の優遇を以て住職繼目には獨禮の格を賜へり、中興宜雅俊學房は、上州下沼田城主織部氏の男、幼にして登山し、寶性院政通に

灌頂を受け、宣空の譲りを受けて當院に住す、本堂初め諸宇を再建して輪奐の美を盡せしに、萬延元年七月廿三日祝融の災に罹り、堂宇悉く烏有に歸す、現存の建物は當院第五十四世有永の再建する處、徳川氏治世には寺格上通院領高三十五石を有し、領地は本郡志賀村、東富貴村、西富貴村、桑原村、下天野村にありたり、大檀主として由緒深厚なる諸侯は左の如し、
△出羽米澤の城主上杉家△全秋田久保田城主佐竹家△武州川越城主松平家△常陸下館城主石川家△出羽秋田新田佐竹家△下野黒羽城主大關家△全大田原城主大田原家△蝦夷松前城主松前家△甲府柳生家
墓碑の重なるものは△上杉家墓碑(謙信侯始め歴世の碑なり、内二基は靈舎の中に安置す)八基△佐竹家墓碑(全家累世の碑なり、内四基は靈舎の内に安置す)十基△大關家墓碑(累世の碑なり)九基△大田原家墓碑(全斷)六基△松前家墓碑(全斷)五基等にして寶物の重なるものは左の如し。

徳川家康公書翰 二通 壹卷

芳札數悅之至候御今度爲凶徒追討至尾州出馬遂合戰得勝利愛元近日任存分候可御心易候將又米田隱岐守越智又太郎身上可取立之由左候上落不可有之條必令馳走候此時之條手合肝要候由御助言專一候委曲松下源左衛門可申恐々謹言
七月一日 清淨心院 康

芳墨殊局數守並五種送給候祝着之至候去夏之節も預音章候度々御懇意爲喜候尙松下源左衛門可申進候恐々謹言
十二月九日 清淨心院 康

朝鮮王子墨蹟 紙地楷書大字立

豊太閤征朝の砌り加藤清正侯會寧府に於て王子璋王子璋を虜にし其放還に及て二王子をして書せしむ

△本尊廿日大師木像 御長等身(承和二年三月二十日弘法大師自作なり) 一 軀
△阿彌陀如來木像 長五尺(運慶作位牌堂に安置す) 一 軀
△九品曼荼羅(中將姫筆) 立七尺二寸横七尺二寸三分 一幅
△當麻寺建立圖(筆者不詳) 立四尺九寸横四尺一寸八分一幅△紺紙金泥四分羯磨(美福門院御筆)
三軸△上杉謙信肖像(自畫自讃) 一幅

赤松院

境内地坪七百四坪を有し、内に本堂(三間)坊舎(八間)其他寮舎、寶藏等の諸建物あり、本堂文久四年三月廿四日の再建なり。

由緒

開基聖快阿闍梨延長元年當院を創立す、寛治年間興昭阿闍梨中興して山本房と號す、寛治二年白河上皇御幸の時、勅して奥院三口の阿闍梨を置き玉ひ、興昭を之に任せらる、全五年再び御幸の時御法會の呪願を勤む、後醍醐天皇の御代に、大塔宮護良親王當山に遁れ來り玉ひ、當住經裕僧都に凭りて當院に潜居し玉ふ、時に賊兵追窮し來りて當院に亂入す、僧都乃ち親王を土室(當山寺院には燬燼を取る)の下に忍ばせ其上にて自ら火を焚き咒を唱へ居りたり、賊徒院内を搜索し僧都に糺問したれども更に知ざる由を答へたれば、手を空くして退去せり、其後へ赤松則祐、村上義光の二人宮を

尋ねて當院に來る、僧都復た知らざるを答へければ、二人大に失望し、宮は賊手に罹り玉ひしと爲して、覺悟を極め錦旗を僧都に托して本尊に奉納し將に自刃せんとす、僧都徐に之を止め、説て曰、當山は三國無双の靈地にて靈驗揭焉たる八幡大菩薩此西方に鎮座まします、子等心を鎮めて參詣意願を込めて祈誓せられなば、宮の存亡御所在必知れざる事有べからずと、二人之に従ひて院を出づ、僧都乃ち錦旗を出して其由を宮に言上しければ、其は則我臣也との玉ひ、二人も亦歸り來りて御對面川なる千切氏は己が由緒の者なれば、早く彼の方へ赴き玉ふべしと勸め奉りしに、兩人宮を供奉して落させ玉ひたり、千切氏の後は今猶彼郷に存在すと云ふ、其後又赤松圓心、同則祐の二人一品兵部



卿尊仁親王を供奉して吉野より來り暫く當院に寄寓し玉ふ、爾來赤松氏と師檀の契を結び、信仰を受く、建武年間當院を再建せらる、奉行は野中八郎貞國なり、此時十一面觀音を寄付して本尊となし、寺號を改めて赤松院と稱す、又播磨國佐用郡にて三十石、美作國吉野郡にて三十石、但馬國養父郡にて三十石合せて九十石の田地を寄付し圓心(明)則祐(改)二人の壽像と累世の位牌及び則祐所持の貝兜一、鏡一(此に品萬延年類焼)太刀一(今は)及び楠公より赤松氏に送れる書翰(今はなし其文)等を當院に納めらる(以上赤松家に關する縁起一卷あり、詳く記せり) 同上總介義則、播磨備前美作三ヶ國の社寺管領の事を當住快辨に屬せられ、尋て又當院を修營せらる、南海治亂記にも赤松下野守の舍弟佐用の中書兄と不和にして不慮に死す、義臣佐野十兵衛直ちに此山に詣し本院に於て大に佛事を修し、靈牌を納むる事見えたり、筑後久留米侯(有馬家)肥後侯(細川家)筑前侯(黒田家)皆古來師檀の盟ありて累代の靈牌過去帳を納められ現存す、殊に久留米侯は先君の基蹟を莊嚴し、巨多の寺産を寄附せられたり、又境内の經藏は黒田家よりの建立にして、同家の靈牌等を納む、徳川氏治世には、寺格上通に列し、院領高三十石を高野山朱印地の内より配知せらる、墓碑の重なるものは△有馬家墓碑(築後久留)十三基にして寶物には△本尊十一面觀音木像を始め△赤松圓心木像(自作の像同人寄付)、長一尺二寸一鉢△赤松則祐木像(元は自作の像なりしが、萬延年焼失に付、文久二年五月再造)一鉢△穿山甲の兜(赤松則祐の著用せしものにして、同人之を寄付せり、萬延年焼損して鐵部のみ殘存す)一頭等なり。

菫 萱 堂

もと壽福院の上在りしが明治二十三年大火の後今の地に移したり、即ち世人一般に知る處の刈萱道心の靈を祭る處なり、堂は道路の右側にあり、香烟四時絶ゆる事なし、井村眞琴氏の高野のしをりに左の如く記せり、文簡單にして明瞭なれば左に轉載す。

筑前菫萱莊の人加藤左衛門尉藤原重氏、仁平年間二十一歳の春花下に宴を開きて終日歡娛せしに、忽ち一盞の盃中に落るを見て、世の無常を觀し、即ち塵累を脱して潛かに當山に登り、堂安養寺の圓慶師に就きて剃髮し、名を圓空と號し、茅を以て屋を覆ひ、稱名念佛を專修す、世にこれを菫萱道心と呼ぶ、其妻千里の前、嬰兒を抱きて諸國を尋ね回り、漸くにして當山に來り、然るに女人禁制の地なれば、麓に宿して兒石童(此時十四歳)をして山中を尋ねしむ、一日途上偶々相逢ふことを得たりと雖ども、圓空その再び愛著に墮せしことを恐れて、敢て名を却つて説き諭して遣らしむ、千里道戀の情募りて病となり、學文路の里に没す、千里の上付きて口碑に傳はることあれども今こゝにいはず、其後石童父に従ふて落髮し、道念と號し、俱に往生業を修す、後善光寺の阿彌陀佛を思慕し、二人ともに信州にゆくと云ふ、(翠葉善光寺名所圖會參照)

其他の遺跡

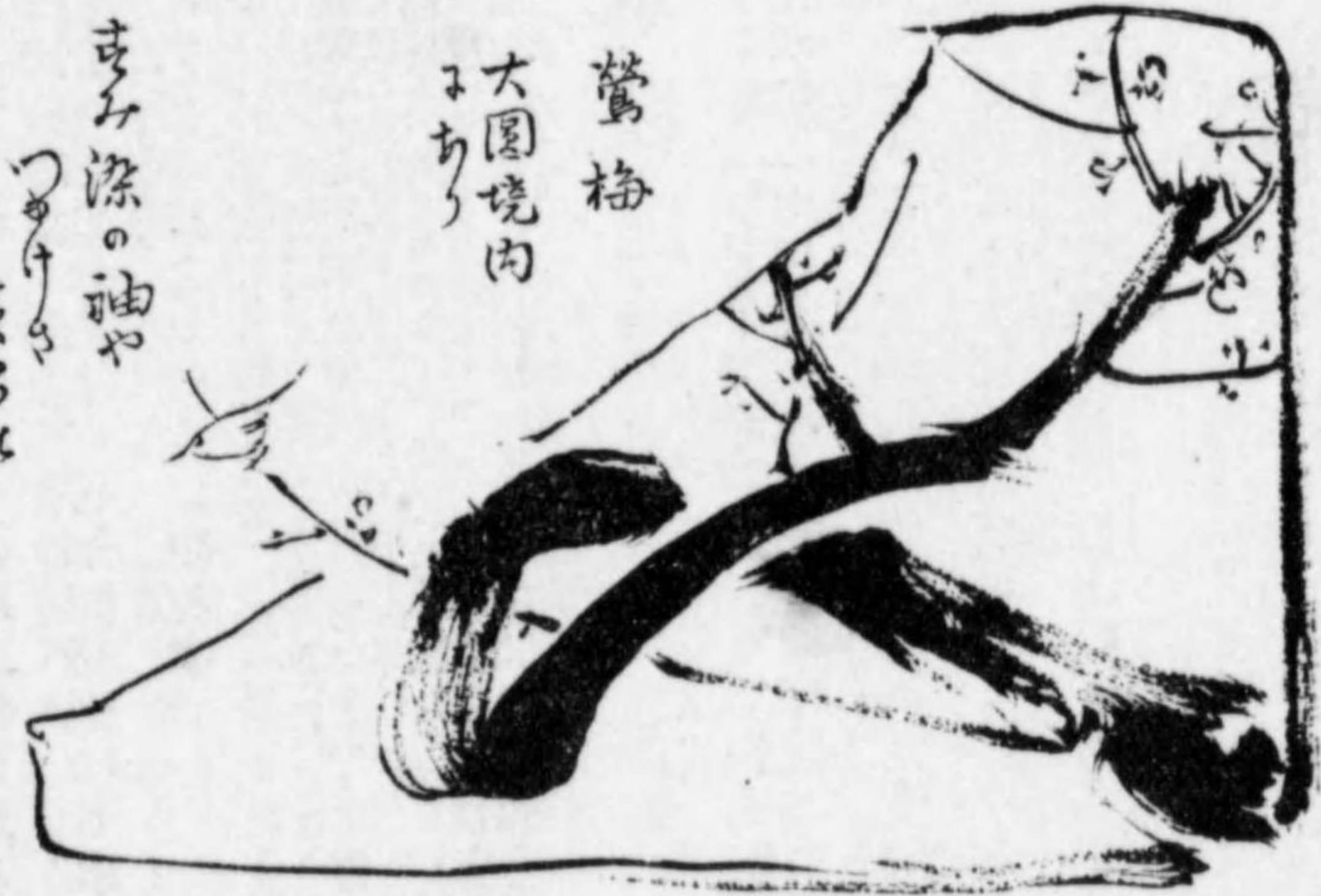
- △本願院 △岩本院 △慈眼院 △持明院 △增長院 △教學院 △坤藏院 △壽福院 △上地院 △自性院 △千藏院 △密嚴院 △蓮花三昧院 △隨心院 △惠光院 △光明院 △妙音院 △常慶院 △圓通寺 △五大院 △成就院 △持寶院 △丹生院 △中性院 △寶善院 △東根院 △大圓院 及び 東谷に於ける △奥の坊 △角の坊 △北の坊 △東の坊 △水本坊 △福島坊 △菊本坊 △阿彌陀堂等の諸遺跡あれども 史料に乏しき儘、遺憾ながら例に依り之を略す、乞ふ諒せよ。

奥の院

一の橋より摩尼山に至る二十餘町の間を總稱す、宗祖大師の廟所を始め、貴賤道俗の差別なく、あらゆる人の墓碑石塔累々として立錐の餘地なく建てるを以て天下に有名な

一の橋

蓮花谷より奥院に架する橋にして、俗に大渡橋といへ、奥院疆域に入る最初の橋なり、橋板三十七枚は三十七尊に形どる等、古實甚だ多けれども、さまではとて略したり、參詣者は其歸路には必ず此橋を渡り、奥院の方を禮拜するを習



*ひとす、是宗祖の門送りし給ふを謝し奉るなりとぞ。
奥の院の重なる墓碑と諸遺跡

左に參詣の順路に依り、左右を差別し重なる碑石及び諸遺跡を風土記、紀伊國名所圖會、高野のしをり等を參酌して紹介すべし。

參路の右側

- ▲鑲字が芝 一の橋の傍にあり又衆の頭の墓ともいふ
- ▲平山居士碑 東備の人名は種姓は多々羅碑面に句あり
- ▲熊谷敦盛墓 一は爲敦

- 盛空師二は蓮生法師三は丹治直忠と三基相並ぶ熊谷直實一の谷に敦盛を討ち後後心して法然上人に隨ひ建久二年上人と俱に登山し、持實院に住す、其時敦盛の位牌及び此碑を建つ、又眞別處に入りて道心堅固に練行す、承元二年上人の流寓せられたしを聞きて歸洛し九月黒谷に寂す持實院に遺物あり
- ▲親鸞上人墓 熊谷の前には三基の小塔相並ぶその中なるは眞眞大師なり
- ▲瓜彫地藏 熊谷の東數歩にあり自然石に地藏の半身現す大師の御爪彫也とそ
- ▲永井家墓 高槻
- ▲石川家墓 龜山
- ▲大岡家墓 武藏
- ▲行基菩薩墓
- ▲河野家墓 藤原
- ▲榊原家墓 越後
- ▲大田原家墓 下野大田原
- ▲二條家墓 岩槻
- ▲塊亭碑 碑面霧となる香の薫りや九百坊
- ▲奥平家墓 豊前
- ▲松平家墓 豊後
- ▲京極家墓 讃岐
- ▲米倉家墓 武藏
- ▲土屋家墓 常陸
- ▲崇源院殿墓 徳川秀忠公の御齋所也石室
- ▲秋月家墓 日向
- ▲多田満仲墓 小三墓の中に藤原仲光
- ▲南龍院殿墓 満仲公と相隣る諸大名の石塔中最も小也即ち是紀伊家の元祖徳川頼宣卿なり、嘗て建立す
- ▲赤井家墓 悪右衛門直政丹州黒
- ▲武田信玄家墓 武蔵
- ▲奥平家墓 豊前
- ▲南部家墓 八戸
- ▲腰掛石 路傍にあり大師御登山の時此石に懸ひ玉しと云
- ▲蛇柳 右へ入ること對岸に數種の怪柳崎嶇せり恰も老蛇の蟠るが如し形に依りて得たる名歟、こゝに大蛇ありて人を害せしを、大師の加持力を以て隠没せしめ玉ひければ、化して此柳となりしと云はいか
- ▲酒井家墓 播磨
- ▲龜井家墓 石見津
- ▲土方家墓 伊勢
- ▲紀州家墓 大惠院殿清溪院殿
- ▲吉川家墓 周防
- ▲蜂須賀家墓 阿波侯なり稻
- ▲水野家墓 新宮
- ▲松平家墓 磐城
- ▲伊達家墓 仙臺
- ▲五嶋家墓 肥前
- ▲山内家墓 土佐
- ▲嶋津家墓 薩摩
- ▲葛西家墓 奥州
- ▲越前家墓
- ▲戸田家墓 信濃
- ▲舜恭院殿墓 伊
- ▲石田三成墓 宗應とありて天正十八年三月十八日の建立なり
- ▲明智光秀墓 石は裂けて倒れんとするを僅に支ふ文字さだかならず
- ▲仙石家墓 但馬
- ▲本多家墓 近江
- ▲益田越中守墓
- ▲相馬家墓 磐城
- ▲高木主水墓
- ▲伊

- 東家墓日向 ▲紀州家墓觀自在院殿會院殿 ▲木下家墓備中 ▲丹羽家墓岩代二 ▲尾州家墓飯肥
- ▲戸澤家墓羽前 ▲藤堂家墓津伊勢 ▲永井家墓加納 ▲奥平家墓中津 ▲久留嶋家墓豊後
- ▲秋田家墓磐城 ▲紀州家墓女性 ▲稻葉家墓 ▲分部家墓近江 ▲多賀谷修理大夫墓
- ▲中の橋一の橋より第二橋なり昔は手水橋手水谿の名を得参詣の者すべて此水に嗽く ▲金河橋下の流又美志頭高利河と稱す此奥に嵯峨天皇の御墓ある故御鎮まりともいふなり、源は轉軸山下に發し遂に玉川に末と合す ▲岡部家墓和泉岸 ▲小笠原家墓越前 ▲覺鑿堂覺鑿上人
- ▲頼截地藏頼に切創の如き疵ある石像なり劍難修禪の舊堂なり ▲加藤家墓伊豫 ▲酒井家墓播磨 ▲鳥居家墓下野 ▲小出家墓丹波 ▲朽木家墓丹波 ▲中川家墓豊後
- ▲六郷家墓羽前 ▲朽木家墓知山 ▲中川家墓豊後 ▲淺野家墓安藝但馬守長嚴夫人 ▲毛利家墓長門 ▲宗家墓馬 ▲久世家墓下總 ▲伊達安藝墓仙臺 ▲久松家墓伊豫 ▲毛利家墓周防 ▲水野家墓下總 ▲田中筑後守墓 ▲京極家墓銘に大津宰相高次龍城之節討死忠死等として山田三左衛門以下廿二人の姓名を勅し、慶長五年九月十三日建立天和二年の再興なり、關が原の役高次卿東軍の爲に居城大津に據りて重圍を受け慶長五年九月十四日城陥りて當山に運れ來る其時戰死せし忠臣の墓也 ▲内藤家墓日向 ▲酒井家墓庄内 ▲松平家墓越前 ▲全出雲 ▲黒田家墓筑前
- ▲内藤家墓信濃 ▲堀家墓信濃 ▲伊達家墓仙臺 ▲大久保家墓小田 ▲淺野家墓安藝 ▲谷家墓丹波 ▲本多家墓信濃 ▲前田家墓加賀中納言利長卿なり高一丈計第三番石塔也 ▲奥平家墓中津 ▲稻葉家墓豊後 ▲手水鉢奥院に參詣する者必ず此水にて盥嗽す ▲藤堂家墓伊勢 ▲淺野家墓安藝 ▲尾州家墓相模

- ▲竹腰家墓尾張 ▲酒井家墓庄内 ▲松平家墓出雲 ▲酒井家墓若狭 ▲松平家墓肥前
- ▲久松家墓伊豫 ▲淺野内匠頭墓法名冷光院殿吹毛玄利大居士元祿十四辛巳年三月十四日大石内藏助先君長短公の爲にこれを建つ ▲其角碑左の二旬卵塔の鳥居やげにも神無月其角、灯火を浮世の花やあくの院永機 ▲聲明地藏 ▲興山上人墓 ▲青山家墓美濃 ▲有栖川宮御墓 ▲脇坂家墓播磨 ▲供養塔万靈供養の爲め兵庫一眞請中建之銅 ▲道光大師墓 ▲後藤家墓泉二 ▲契冲阿闍梨墓 ▲里見家墓上東根 ▲御供養塔明治三十年照皇太后御菩提の御爲めに奉建する所也 ▲伏見宮御墓 ▲忠魂紀念碑明治二十七八年征清役及卅三年北清役戦死者の爲め建つ
- 参路の左側
- ▲立花家墓筑後 ▲伊達家墓仙臺 ▲最上出羽守墓 ▲伊達家墓伊豫 ▲前田家墓加賀
- ▲黒田家墓筑前 ▲有馬家墓吹上 ▲曾我兄弟墓其父河津 ▲犬の石大師を導びきまわらせし犬の爲に建つとぞ ▲森家墓播磨赤松
- ▲法明上人墓融通念佛宗の元祖平野大念佛寺の開山也曾て眞福院に寓居す ▲嶋津家墓薩摩 ▲池田家墓備前 ▲森家墓播磨赤松
- ▲西尾家墓遠江 ▲毛利家墓長門 ▲牧野家墓常陸 ▲有馬家墓筑後 ▲朽木家墓福知山
- ▲佐竹家墓羽後 ▲舊玉川碑慶長十六年八月十五日和歌山人重剛逆修新根の爲建つるところ也わすれもの歌をへしを山口志道翁の卓説千載の謬傳を(井村眞琴ぬしの著しをり参考) ▲有馬家墓筑後 ▲岡部家墓和泉岸
- ▲北海道魚鱗供養石塔 ▲大關家墓下野 ▲米津家墓上總 ▲京極家墓但馬

- ▲前田家墓加賀大聖寺 ▲石川家墓伊勢龜山 ▲北條家墓河内狹山 ▲水野家墓駿河沼津 ▲有馬家墓越前丸岡
- ▲諏訪家墓信濃高島 ▲遠山半九郎墓信州明知城主と有 ▲授籌地藏 ▲小笠原家墓豊前小倉 ▲鍋嶋家墓肥前小諸 ▲戸田家墓下野宇都宮 ▲秋元家墓上野館林 ▲牧野家墓越後長岡 ▲松前家墓松前 ▲松平家墓信濃松本 ▲光明眞言碑異議の自然石に南に何も無通や大師を願ふ身のあしきばよきに遍照命剛茶吞齋祖彦と銘す又其傍に小さき石を立て嬉しさのかさなる聲やほととぎすと同人の句を彫れり ▲南部家墓陸中盛岡 ▲松平家墓武蔵忍 ▲上杉家墓羽前米澤侯なり直江山城守の墓 ▲信長公
- ▲井伊家墓近江彦根 ▲尾州家墓丹波柏原 ▲水野家墓下總結城 ▲護摩石大師護摩 ▲成瀬家墓尾張犬山 ▲護摩石大師護摩 ▲五嶋家墓肥前福江 ▲護摩爐を修し玉のし跡とぞ ▲松浦家墓肥前平戸 ▲織田家墓大和柳本 ▲堀家墓越後村松 ▲牧野家墓丹後田邊 ▲伊井家墓近江産根
- ▲有馬家墓越前丸岡 ▲津輕家墓陸奥弘前 ▲戸田家墓美濃大垣 ▲浮田中納言墓 ▲加々爪甲斐守墓 ▲毛利家墓長門 ▲池田家墓備前 ▲大久保家墓相摸小田原 ▲龍造寺家墓 ▲小笠原家墓豊前小倉 ▲門脇家舊迹 ▲堀尾山城守



- ▲松平家墓伊勢桑名 ▲秋月家墓日向高鍋 ▲溝口家墓越後新發田 ▲奥平家墓豊前中津 ▲松平家墓播磨明石 ▲荒尾氏墓備前住 ▲内藤家墓信濃高遠 ▲内藤家墓越後村上 ▲櫻井家墓播磨津尼 ▲安藤家墓磐城平 ▲松平家墓三河四尾 ▲松平家墓信濃上田 ▲藤堂家墓伊勢津 ▲有馬家墓筑後久留米 ▲長曾我部墓土佐佐 ▲穴戸氏墓 ▲本多家墓三河岡崎 ▲酒井家墓羽前庄内 ▲内藤家墓信濃岩村田 ▲松平家墓豊後杵築 ▲松平家墓佐渡守出雲守大隅守等あり ▲柴田修理墓 ▲佐久間玄番墓 ▲北條家墓遠州掛川城主出羽守氏重等 ▲稻垣家墓志摩鳥羽 ▲棺懸櫻 ▲流汗地藏橋の傍にあり一間四面の小堂に二尺餘五輪形の石に彫みたる地藏尊を安置す此尊常に汗を流すは、濁世の衆生を濟度して煩惱の濁亂を淨治せしめんと誓ひ玉ひ、毎晨諸地獄に入りて濟度し、衆に代りて苦を受け玉ふが故なりと井村眞琴氏のしをりに記せり。
- ▲代受衆生焦熱苦、流汗淋漓露タマリニ、山中六月氣清涼、炎天旅客安ニ行路一夢 外
- ▲藥井地藏堂の傍にあり ▲秋月家墓日向高鍋 ▲一柳家墓播磨小野 ▲月光院殿墓 ▲植村家墓大和飯山
- ▲松平家墓飯山 ▲本多家墓信濃飯山 ▲稻葉家墓山城淀 ▲蒲生飛驒守墓 ▲最上家墓羽下野壬生 ▲土井家墓古河 ▲毛利家墓豊後佐伯 ▲新庄家墓常陸麻生 ▲九鬼家墓攝津三田
- ▲嶋津家墓薩州公なり琉球石五輪 ▲朝鮮墓碑 銘文左の如し

慶長二年八月十五日於全羅道南原表大明國軍兵數千騎被討捕之内至當手前四百二十人伐與畢 同十月朔日於慶尙道泗川表大明人八万餘兵擊亡畢 爲高麗國在陣之間敵味方闕死軍兵皆令入佛道也 右於度々戰場味方士卒當弓箭刀仗被討者三千餘人海陸之間橫死病死的輩具難記矣

慶長第四亥六月上幹

薩州島津兵庫頭藤原朝臣義弘建之
同子息 忠恒建之

▲**嶋津家墓**日向佐 ▲**中川家墓**豊後 ▲**眞田家墓**信濃 ▲**小出家墓**丹波 ▲**根來氏墓**泉州

▲**閑院宮御墓** ▲**江戸燔死碑**銘文
郡熊取住
とあり

▲**江戸燔死群靈頓成菩提碑**
文政十二年己丑三月廿一日江戸神田郷佐久間街失火西北風烈火所延燒東界墨水四壁外隄南至芝口其間第宅市郡學爲焦土男女燔死凡四千有餘人其他避火溺水或逃亡爲江戸燔死群靈頓成菩提碑



聲明地蔵尊

無蹤者不可勝數也豈可不傷悼哀憫哉於是開法筵於當山追福作善以爲燔死群靈往生佛刹之資矣因勒小碑以標其事云

- ▲**後藤元次墓**慶長の比京 ▲**太田家墓**遠江 ▲**九鬼家墓**播磨 ▲**土岐家墓**沼田 ▲**森家**
- ▲**土井家墓**下總 ▲**本多家墓**三河 ▲**戸澤家墓**新庄 ▲**松平家墓**美作 ▲**徳川家**
- ▲**駿河大納言墓** ▲**酒井家墓**羽前 ▲**本多家墓**信濃 ▲**岡部家墓**和泉 ▲**芭蕉翁碑**
- ▲**崇源院殿墓**秀忠公の御葬所淺井氏の爲め二男駿河大納言忠長卿の墓院殿(秀忠公女源剛院殿(越後光長卿)天)

小形の自然石に左の翁の句を彫る筆者は大雅堂といふ

父母のしきりにこひし雉子の聲

は せ を

ほろ／＼と鳴は山田の雉子のこゑ父にやあらむ母にやとおもひしたへるいにしへの眞辨のかのふるうたにかよふ心の十あまりななつの文字を石に今きざみてこゝにたつか弓靶の高野なる法の月雪にさらしてすゑの世もくちめしをこの國にこの道したふ涙風てふ人の誠をかきぞ留むる 雪中庵聖太と碑陰に刻せり

- ▲**井伊家墓**彦 ▲**生駒家墓**羽後 ▲**阿部家墓**磐城 ▲**本理院殿墓**徳川家光公御葬所 ▲**松**
- ▲**平家墓**越前家桑名 ▲**小出家墓**丹波 ▲**建部家墓**播磨 ▲**前田家墓**加 ▲**南部家墓**陸奥
- ▲**青山家墓**丹波 ▲**本多家墓**磐城 ▲**織田家墓**大和 ▲**信長公墓** ▲**久世家墓**下總
- ▲**多田満仲墓** ▲**圓光大師墓** ▲**石清水**八幡宮を祀れる故なり ▲**繼信忠信墓** ▲**本多**
- ▲**家墓**播磨 ▲**内藤家墓**日向延岡井 ▲**越前家墓**莊重なる石室二字相並ぶ一は少將秀康卿の廟にして家康公建立
- ▲**本多家墓**岡 ▲**松平家墓**上野 ▲**全肥前** ▲**板倉家墓**備前 ▲**酒井家墓**駿河 ▲**豊臣家**
- ▲**墓**豊太開始母公天瑞寺殿大納言秀長同夫人其他一族及び上藩方あり然るに近來 ▲**本多家墓**田中 ▲**七つ石**
- ▲**墓**荒廢して視るに忍びず豊公は當山に深き因縁ある君なれば回復せまほしくこそ ▲**内藤家墓**志摩 ▲**西尾家墓**安房 ▲**石川家墓**伊勢 ▲**内田家**
- ▲**墓**照鶴等あり其外孫今井宗常當山 ▲**内藤家墓**島羽 ▲**西尾家墓**花房 ▲**筒井順慶墓** ▲**松平家**
- ▲**墓**見小 ▲**伊東家墓**備中 ▲**織田家墓**羽前 ▲**池田家墓**前 ▲**筒井順慶墓** ▲**松平家**
- ▲**墓**三河西尾丹波 ▲**阿部家墓**備後 ▲**戸田家墓**下野 ▲**西尾家墓**安房 ▲**里見家墓**(上)

御廟橋の巽南流の西岸にあり、梁間十二間、桁行十三間半にして正面に唐破風唐戸ありて、大黒天の祠壇を構へ、其南に曼荼羅を掛け、札守の授所とす、傍に道心等の休處あり、坤角に西向の小門あり、是御廟に備ふる御供物を調進する處にして、初め大師入定せられし時五十日の間實惠、眞濟、眞雅、眞紹、眞然、眞如の六大弟子此處に守護し奉りし處、後眞然僧正永く守護し奉る、其時創むる處なり、今の建物は文久二年の再建なり、奥院の御札守等は皆此處にて授く、古歌あり左に掲ぐ。

〔崇徳天皇御製〕冬のころ後入道親王高野にこもりて
ふる雪は谷のとほそをうづむとも三世の佛の日やてらすらん
〔御返〕てらすなる三世のほとけの朝日にはふる雪よりも罪やきゆ覽
いかばかり高野の奥のしぐるらん都は雲のはれ間だになし
〔御かへし〕しぐるらん都の空におもひしれ高野は雪の雲ぞかさなる
後入 覺性親王
中務 宗尊親王
入道 性助親王

たれもみな露の身ぞかしと思ふにも心とまりし艸の庵かな 權大納言實國

水向所

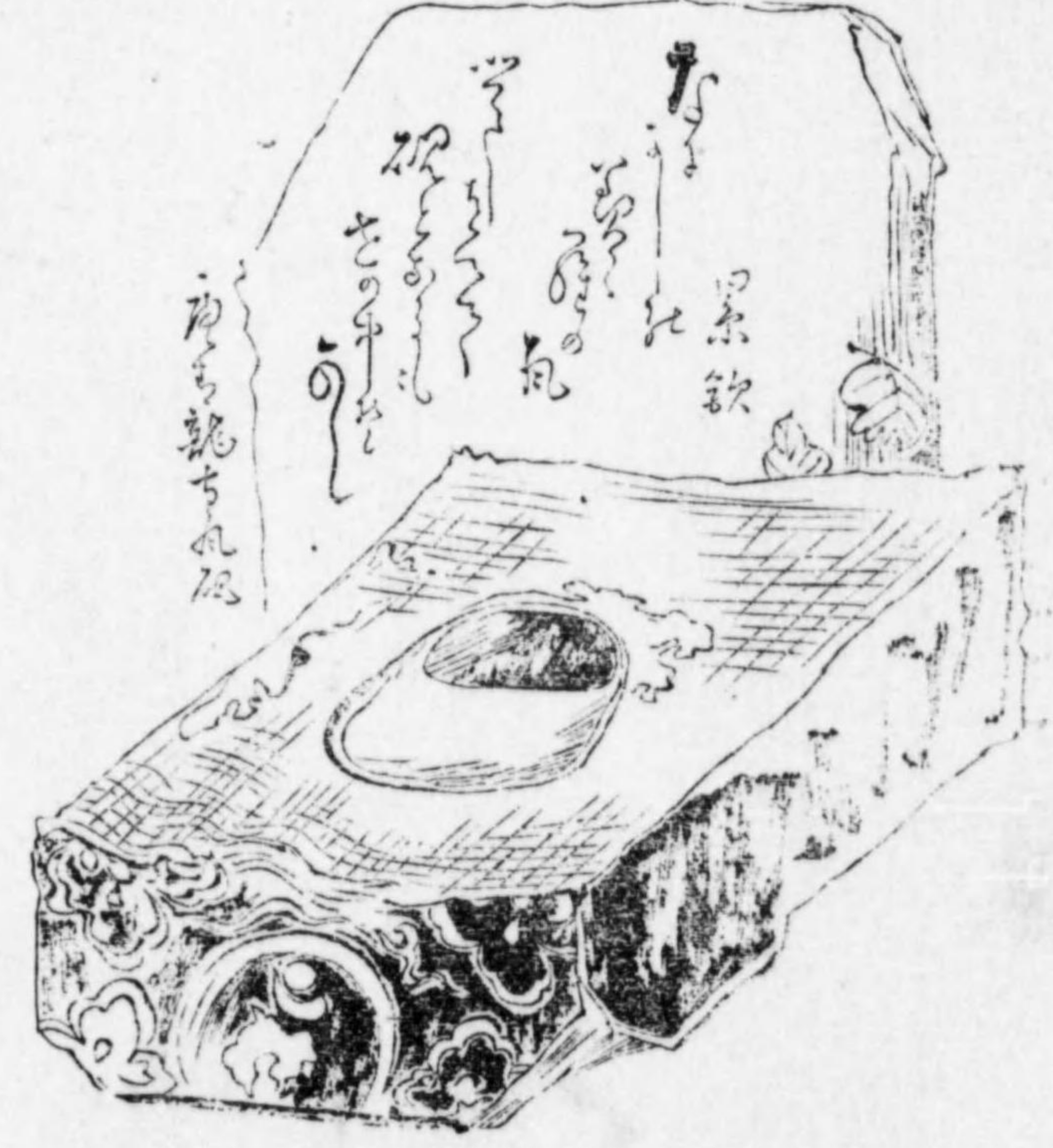
玉川の南岸にあり、地藏、不動等七體の銅像並び存す、參客皆玉川の淨水を手向くるを常とす、實況は口繪を参照せらるべし。

護摩所

御供所の南にあり、康平二年大御室性信親王御登山八百日の護摩を修し玉ふ時創建せるものにして、貞曉上人參籠の時は堂内の壯嚴備はりて頗る美觀を極めしとぞ、詳細は高野山風土記にあり、本尊は智證大師作の不動明王にして本尊の左には弘法大師四十二歳のあり自刻せられし木像を安置し又千體佛を安置せり。

姑射山

外八葉の一にして護摩所の南方にあり、古來人出不通の境として樵夫も入りし事なしと。



斧とりてわれもわけなん山人のすむてふ姑射の山のふる道

讀人知らず

御廟橋

玉川に架せり、一に迷悟橋といへ又俗にむみやらの橋と稱す(御廟即ちむみやらと轉訛せしならんとは井村ぬしの説なり)長さ四間四尺、幅一間五尺五寸、欄干の八柱には滅金の垂露を冠し、橋板三十七枚の裏に金界三十七尊の種子を書せり、創建の年時は御廟と同時ならんと、治安三年十月法成寺相國登嶺のとき、仁和寺濟信親王の令旨に依り、之を造營す、爾後の變遷一一枚舉に違あらず、近古以來廿一年毎に改造するを恒例とせり、明治廿八年四月大坂市三津寺町水野與兵衛願主となりて之を架け替せり、此橋は古來罪障深き者は渡ること能はずとて、世の畏敬する所にして山内名所中屈指の箇所たり、古歌に

これやこの音にたかの橋ならん聞わたりしにたがはざりけり 法性寺關白
こゝろなく君こひわたる橋の上にあらそふものは月のかげのみ 西行法師
かへおもひやるこゝろは見えて橋のうへに争ひけりなつきの影のみ 西住上人

奥の院の三山

御廟の西敷丁にあるを轉軸山といへ、北にあるを楊柳山といへ、東にあるを摩尼山といふ、これを俗に奥の院三山と稱し御廟の三方に鼎立して古偉僧の廟所を相守護するが如し、因に云ふ此三山は

仙陵

俱に外八葉の一にして古詩歌あまたあれども略す。

御廟參路の左、玉川を隔て、在り、四方瑞籬を以て繞らし、御門は東に面し、東北は水を界し西南は翠綠鬱蒼たる山を帯ぶ、御齒髮爪塔と稱し奉り、享保十八年四月、靈元帝の仙陸を創立し奉り、其後文化以後、現今に至る迄中御門天皇、櫻町天皇、桃園天皇、御櫻町天皇、御桃園天皇、光格天皇、仁孝天皇、孝明天皇其他皇后方、皇族方



英照皇太后の御髮爪塔

仙陵の前面、即ち御廟參路の右側に、英照皇太后陛下の御髮爪塔あり、是亦宮内省の奉護する處。

燈籠堂

石階を登れば正面に在り、桁行十八間、梁間七間の大堂にして檜皮葺二重椽造りなり、御廟の拜殿として第

二世眞然僧正の創建する處にして、奥院興廢記に、「高野附屬御弟子、中院眞然僧正、自承和元年一
至寛平三年迄、五十六年執務之間、併任祖師緣記繪圖彼廟塔并堂舍拜殿等、相勵微力、所令
造營、云々と又小野仁海僧正記に云ふ「大師御入定處、有御堂禮堂房舍、山籠僧往還不斷奉守護
(中)又禮堂者古拜殿也」と其他野山興廢記に「興行者子嶋眞興弟子(南都門流入寺仙救)灌頂未資祈親
(東室止人山籠持經)寛弘之季、長和之初、依長谷寺觀音教示、登高野山修練苦行、佛法紹隆(明
算別傳に長和五年三月とす)高野大師傳に「聖人(持經)大に悦んで、茂き木陰を切り拂ひ、篠の下
道踏分て、奥院へを被參、かくて次第々々に土木を運びて禮堂を作」とあり治安三年癸亥十月十七
日、法成寺大相國道長入道殿下行觀參詣の時、假屋の拜殿を造る云々と又奥院興廢記に「依仁和
寺濟信大僧正之御下知、令初造營三間二面御拜殿并橋殿等(但假屋拜殿也)于時當山第十五座主
大僧正濟信、別當律師延尋、寺家第六檢校山籠成得、第七執行山籠峯果等、寺務治山間也、是則大
師御入定以後百八十九年、寛治三年造替す、云々又同記に「改三間二面之拜殿作七間四面之禮
殿(云々)但七間四面頗誤歟今見五間四面也(中略)大工延徑檜皮葺永能(云々)于時第十二執行檢校
阿闍梨明算治山寺務之間大師御入定以後二百五十九年之事也(下略)承德元年丁丑三月十九日供養の
曼茶羅供を修す、同記に届三十口禪徒爲請僧整供養儀了導師檢校明算(中略)但曼茶羅供也御入
定以後二百六十三年、文治五年乙酉四月修造す、同記に修造始之夏之間奥院拜殿修理修功各立
替柱葺改檜皮大工承仕源實(號隨養一本深實といふ)于時寺家執行理賢(月乘房)治山執務之間
事也然而無修理供養儀貞應二年癸未修造す、云々と、爾來貞應二年、大永四年、天文十三年の三

回到修覆し、文祿五年燒失に依り元和九年に至りて再建す、即ち現今の堂塔是なり、而して該堂を
燈籠堂と稱する所以は長和年間當山荒廢に屬したる時祈親上人慨然誓願を發して石火を廟前に鑽
り點じて以て常燈としたるを濫觴とせり、爾來其火連綿として今に繼續し光輝燦然たり、永正三年
宇治大相國頼道公參詣の日十萬燈を獻じて法會を行す、白河法皇寛治二年御幸の時三十萬燈を掲げ
て大法會を修せられ御手づから一燈を點じて御祈念し玉ふ、之を白河燈と稱し持經燈に並びて赫々
たる大燈にして亦永劫滅することなし、鳥羽上皇天治元年御幸の日三萬燈を備へ玉ひ、貞應元年
藤相國公經公參詣ありて常燈一基を獻ず、後嵯峨上皇正嘉二年御幸の時には三十萬燈を點し玉ふ、
爾來貴賤の獻燈益々多く、豊公及び東照公は奥院領として二千石を寄附せられ供燈の料とせられ今
尙獻燈の者甚だ多し、恒規法要には△修正會(舊正月月初二三の三日)△萬燈會(舊正、二、七月廿
一日)△御影供(毎月廿一日)△正御影供(舊三月廿一日)△辰朝作法(舊七月十五日)△長日行
法(永世不斷)等あり、古歌を擧ぐれば左の如し。

高野山あかつきとほくまつの戸に光をのこすのりのもし火
さえぬべき法のともし火かへげても高野の山のあるをぞ待
わくらははにたづね入ぬる奥の庵に今宵よしばし明すも有なん
した照やとををしめてもろ共其あかつきをまつぞ久しき
身をかへて生るゝまでもなかりけりこも佛の國ぞと思へば
あふぎ來て見るにいよ／＼高野山光り出べきむろのとぼそは

入道 深勝親王
入道 性助親王
大納言 爲兼
内大臣 實隆

(此三首は爲兼親正和二年
宸筆の御經を齎らして燈籠
堂に通過して讀る也)

高野山あけんひかりをまつ人のながき夜けたぬ法のともし火
たかの山後のほとけの石のむろひらくを見ばや法のともしび

正知

廣家

骨堂

燈籠堂の乾角にあり、方六尺八角の寶形造りにして、貴賤の遺骨遺髪を納むる處なり、崇徳天皇
皇后の創建し給ふ處にして、今の堂は元和八年四月廿八日大和國郡山城主本多家の家臣播州姫路の
人松下河内守元綱の再建する處なり、古歌左の如し。

大院宮かくれさせ玉ひてのち高野山に
なごめ奉られけるとさよみ侍りける

君もまた契りありてや高のやまそのあかつきを俱に待らん 貞空上人

爪のうへの土よりまれの身を受けてほとけの道は手に取つべし 内大臣實隆

うばたまのその黒髪のとすぢにやみちを長くみなはるけてよ 同

いかばかり法をそしりしむくひとか落つくしたるはつかしの身や 同

よしあしのよろづをかけし口のははては我身をすてゝさりつる 同

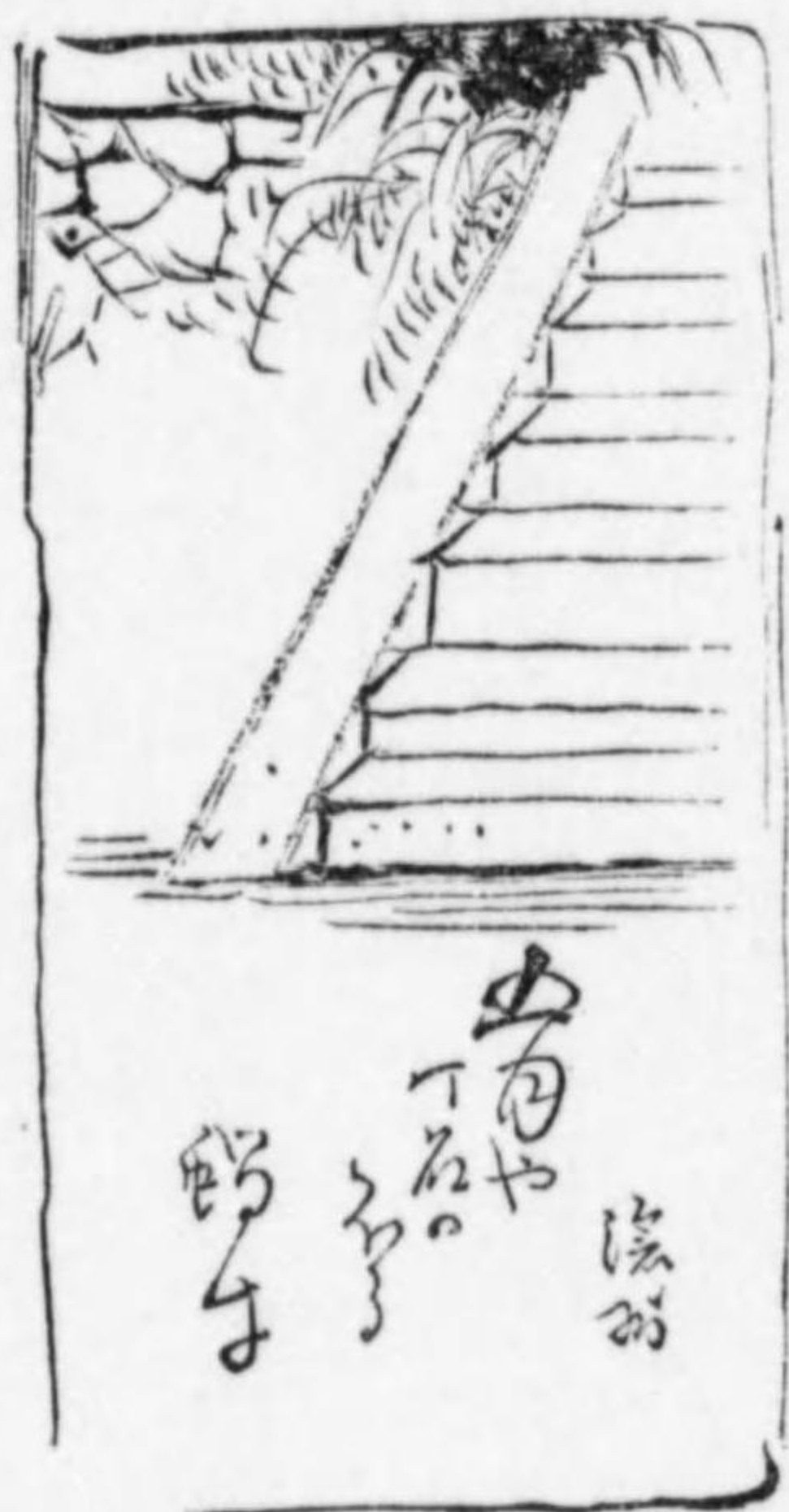
普光院殿高野へまうてさせ玉ひて骨堂へ予も存命のうちになごめんと
たまひてかうがひを以て御齒をおとし玉ひこのうちへ納させ給ふとて

高野山あろすあらしのはげしくもこのははのこれ後の世までも

(室町殿物語)

一切經藏と看經所

一切經藏は燈籠堂の良角にあり、三間四面の寶形造りにして、堂内八角の輪藏には高麗本は一切
經を藏め、本尊文珠大士を安置するが故に又文珠堂とも稱す、文祿年間近江國佐和山城主石田三成
悲母菩提の爲創建し、
征韓の役分捕せし藏經
を納む、看經所は藏
の異方にあり、梁間
二間、桁行四間衆徒平
素參詣の時讀經持念す
る處なり。



御所芝並に碑銘

御廟瑞籬の外壇上を御
所の芝と稱す 先皇御幸
の時此所に御座を設けて
瞻禮し玉ひし故此名あ
る處なり。

夫以善報恩者佛陀之教也金仙之說以孝訓德者人倫之常也素王之訓銘肝兼開先言彌勸中誠愛弟子者東部之幽介下愚之微質也秋
田繁棧之城務多年掌任朝請大夫之階級仁靈誘化是則家之餘慶也 君之洪恩也情憶連々之朝恩已輸區々之涯分就中二史文選之古典
者萬代不朽之重寶也而恭憐寸陰之好學幸及恩下之拜領意端之喜懼未休慮外之登遐忽催嗟吁兼披玉卷探訓業於先儒之詞兼開細帙

漢華於古人之夕是以爲奉謝其御歡志爲奉訪彼御菩提占高野之與院建石塔之洪基然則聖靈顯答造塔之自善必證增進之妙果願斷昏闇
輪廻宜避安養之淨利誠壹之趨啓自且敬白文永十年癸酉二月十七日弟子從五位上行秋田城介藤原朝臣泰盛敬白。

其他の諸遺跡

此伸彌勒石、笠地藏、龍燈杉、春日局墓、佐久間將監墓、牧野家墓（路の左側にあり、即ちわが
舊藩主常陸笠間侯なり）肥前大村家墓、伊豫加藤家墓、見真大師墓（西禪院の記事参照）陸奥宗光
伯墓、祈新持經上人（常照）墓、及び
△堀河天皇御寶塔（御所芝）△御村上天皇御寶塔（重）△後龜山天皇御寶塔（重）△護
良親王御寶塔△御嵯峨天皇御寶塔（御所芝の）
△大弟子石塔、興山上人石塔、鎮守明神兩社（三間四面）等の諸遺跡あり。

御廟

三間四面の寶形造りにして、廟は南に面し瑞籬の内に入り、大塔より三十七町、三山鼎立の中心に
在り、四邊は翁齋たる老杉を以て圍み、繞るに清涼たる玉水を以てし幽邃高潔の靈境にして、一度
これに詣拜せんか、靈氣身邊を襲ひ何となく崇高の威を惹起せしむ、境内地坪千九百廿八坪、周圍
瑞籬の延長は八十六間餘なり、高祖弘法大師入定留身の所にして、承和二年三月廿一日中院に於て
入定、五十日を経て定身を此地に安置し五輪寶塔を築き、其上に廟宇を立つ、即ち第二祖眞然僧正

主として營む處なり、其入定を天朝に奏するや、是月二十五日 仁明天皇勅使を以て賜を賜はり 嵯
峨上皇院使を以て、賜及び吊書を賜ふ、文に云く
眞言洪匠密教宗師邦家憑
其護持、勅植荷、其攝念、豈
圖瞻眺未、迫無常遽、侵仁舟
廢、棹弱長失、飯嗚呼哀哉禪
關僻左凶問晚、傳不能、使
者奔赴相、助茶毘、一言之爲
恨曷已思、付舊窟悲涼可、斷
令音、遙寄、單言、弔之著兼
錄弟子入室桑門悽愴奈何兼
以達、旨

其他親王公卿以下道俗庶人に
至る迄離別悲哀の狀、恰も釋
尊婆羅雙樹下の會の如く、御
興を奉送するの弟子一萬人、
皇御夢感あり、翌日弘法大師の綬號を賜ひ香衣一襲を下し玉ふ、少納言平惟助勅使として詔書を



外結縁の道俗擧げて數ふべから
ず、又太上天皇「哭海上人」の
御製あり、左の如し、
得道高僧氷玉清乘、桴飛、錫
度、滄溟、化身住、世何能久塵界
空留、慧遠名緇侶古來、以爲、樂
凡夫徒自感傷、情戒珠俄爾沈、
逝水、心印付、誰雲嶺行遺艸能
誇、王坦駁舊章寧、謝馬長卿蓮宮
猶擊羅浮磬香閣無、翻、貝葉經
歲晚禪林搖落、□涼天皓月照、
墳局、從、此津梁長已矣、魂兮何
處救、蒼生、
延喜廿一年十月廿一日 醍醐天

齋し長者兼座主觀賢僧都(後僧正)廟使として檜皮色の法衣を奉持し、全月廿七日兩使御廟に詣り、勅使宣命を朗讀す、即ち左の如し。

勅琴絃已絶遺音更清蘭叢雖萎餘芳猶播故贈大僧正法印大和尚位空海消□煩惱一抛一御驕貪全三十七品之修行一斷九十六種之邪見一既而佛日西沒渡一溟海一而仰一餘輝一法水東流通一陵谷一而導一清浪一受一密語一者多滿一山林一習一真趣一者自成一淵藪一况一太上法皇既味一其道一追一憶其人一誠雖一浮天之

洪濤一何忘一積石之源本一宜一加一崇飾之典一證號一弘法大師
此時觀賢廟扉を開きて恩賜の御衣を定軀に加へ、廟扉を封秘して永く開く事を禁ず、今に毎年正御影供に御衣を製して廟前に薦むるを恒現とせり(實德院の)尙古來別に御衣料の御寄附あり、徳川氏治世には御衣料として八十石を御衣調進の寺即ち寶龜院へ附せられたり、以上述べたるが如く古來より皇室の御歸依尤も篤く、又公卿武將乃至庶人の信仰深く、畏くも古先聖皇の臨幸ましく、時は、必ず當廟に於て盛んに法會を行せしめ玉ひ、院宣を下し玉ふを例とせられたり、高野山が海内無比の靈境として天下に聲名ある又所縁ありといふべし、創建は承和二年にして百十八年目の天曆六年雷火のために焼失し天徳初年雅真檢校之を再興し、天文、寛文年度に於て造替の事あり、其間修覆のことは紀伊續風土記高野山部卷六にあれども略す、寛永二年上葺已後は二十一年毎に葺替するを恒例とし今の御廟は寛文五年の造替なり、古歌及古詩の重なるものを擧ぐれば左の如し。
君が代はたか野のやまの岩の室あけんあしたの法にあふまで
あかつきを高野の山に待ほどや苔のしたにもありあけのつき
皇太后宮大夫俊成
寂蓮法師

ながき夜に朝日まつ間のこゝろそたか野の奥にあり明の月有がたやたか野のおくの岩かげに大師は未だおはしますなるおろかなる高の山に有あけの月をもよそになにもふらん君が代はたかのやまにすむ月の待らん空にひかりそふまで

後京極良經
大僧正慈圓
同
中納言定家

後栢原天皇御製
さぞないかに其あかつきをちぎらねど高野の山に澄る夜の月

こゝろすむあかつき月のたか野やまいつをかさらに松風の聲
雲窟容身宿善催此時投歩拂塵埃一羣生世父多慈愛五代國師富辯才一後素寫顏今駐像真丹求
法昔浮椶九流智水尋源決三密教門占處開風藻遺文垂露妙龍華嘉會幾霜迴幽林路窄攀紅葉一絶
瀾梯危陷一綠苔一妖豔妹山織黛遠老衰祖木厚皮摧自註云此山之傍有小山號妹山又山中有一樹相傳大師所息後無復取祖師之義乎故有此句千峰月色秋看
雪百谷泉聲夜聽雷俗骨縱無交紫府一佛恩必有導蓮臺一非榮非寵非一偏爲當生得道一來

藤原敦光

南山絶穀座禪積承和二年入定料暮春下旬第一日花落鳥啼遂坐

藤原俊國

入定以降八十歲觀賢正來禮尊顏一剃髮覆衣發誓後埏門堅閉無再攀一
道派一青龍一出大唐一五瓶水濶窄一滄浪一髮長衣徹耶伽定借路華胥一調后皇一
聖賢應世數元存南海生緣南印源頂上寶冠即身佛諸師自是堅降幡一
生身大日覺王尊出入神通活路門迦葉持衣長夜泊秋風春雨月黃昏

同
東福寺虎關
同
大德寺一休

大千沙界毗盧境濁世神通薩埵邊誰見廟前深夜月慈雲未點朔風天

同

白雲深掩一禪堂老樹森々岩陰涼遠待龍華春幾許清塵更肅又非常

雲石堂寂本

勝水嶺雲繞草堂老松閱世轉淒涼風光先報龍華曉露室寂寥真又常

萃浮子

岑寂山深月一輪廟林鬱秀接雲隣金剛峯頂金剛定三世儼然三密身

興山寺雲堂

落花飛雪百禽驚天樂風環萬竅鳴怪見慈尊今出世月殘廟嶺曉鐘聲

同

靈竊透肌過玉川梵音觸耳自巖然萬燈映徹琉璃影不礙肉身龕窟前

僧寒巖

巖窟留身入定觀擁堂杉檜曉天寒認來三會慈尊面山上一輪明月殘

吟松軒恭本

金杵當年卜此鄉曾無城市俗氛忙峯開八葉抽雲漢地秘阿鑿

香喜乘本

認密場僧觀一如呈實相鳥呼三寶遠禪房仰看姑射山頭月遍照大千沙

法也？ 記



界光 求道航異域弘法護皇國天外賜墓田雲間啓荆棘劍耀金沙光杵映翠松色珠殿滿場橫鐵塔百丈直生前謁瞿曇定中待彌勒契迎玉骨溫詠入御夢靉新衣出鳳城舊窟鎖仙闕慈顏難復親感靈不可測蒼生賴而安緇徒依息堪謝悲願恩偏仰密法力千秋今僅過三會猶幾億巍々高野山蕩々大師德

逸名氏

皇族登御の補遺

本書四十四ページ、皇族の登御の末尾に、明治以後の事を記するを忘れたれば、こゝに補遺として掲ぐべし。

仁和寺宮濟仁親王

天保十五年(改元)十月廿一日御登山あらせらる。

山階宮晃親王

明治十八年御登山、更に全廿四年四月廿一日御登山あらせらる。

有栖川宮熾仁親王並妃殿下



端溪硯
寶核院藏

△全遠忌 毎月廿一日寺務門徒中御影堂にて修之、久安三年五月九日高野御室親王始行し玉ふに遊鷹す、高野御室御參籠記に詳なり、又毎年三月廿一日正御影供を行す、最も殊勝の大法會なり、是日諸國より來る參客滿山に群集す。

△西塔長日行法 高祖大師承和二年三月廿一日入定以來五十回一度宛之を修す、准御齋會の綸旨を東寺に下し高野に傳達し來る、最も嚴重の法會なり、其規格時勢に隨ふて差違ありと雖も、大抵十八日より廿日に至るまで、二夜三日の間金堂に於て不斷理趣三昧を行し、廿一日は大衆皆の大曼荼羅供を執り、實に海内無双の大會と稱す、享保十九年九百回遠忌より大衆倍増して堂内陝隘なるに依り、連夜不斷經及ひ當日大曼供を金堂に於て勤む、明治十七年には壹千五百回遠忌を勤めたり。

△全修正會 衆分僧の内六人結番して五日替りに修供す、即ち 光孝天皇勅願の御法會なり、長承元年十一月一日安藝國海之庄を以て西塔佛聖人供等に充て賜はる、又正徳三年八月一日名手の庄御寄附の事あり。

△御社眞讀大般若 正月五日行之 美福門院御願天長地久の御祈禱なり。
三長齋月勤之、紀伊侯發願の祈禱なり。

△全四季御祈 春季は二月朔日より四日に至る夏秋冬三季皆同し山王院に於て勤之、南院不動尊を出して本尊となし、供僧百八十五人衆分上三十人なり、此祈禱奉爲金輪聖王寶祚延長大樹殿下武運長久滿山靜謐密教紹隆なり。

△堅義 五月三日七時より供奉人を得て供饌事畢り精義者先御影堂の外陳に出仕して七度半の使を待つ、堅義者直ちに山王院に參堂し七度半の使を催し、而後精義者入堂す。
論議十條重義科問答決擇有之文義引證音曲聲重々の秘傳あり、皆暗記なり、問者五人あり、注記者論題毎に義科を高聲に唱ふ、以上右法義の間大鉢黃昏より日出に至る、翌四日後講行之論匠六人難答義科重なり、此會始行は應永十三年五月三日鎮守明神の託宣に依り同十四年五月三日壽門主長譽堅義者となり寶門主有快精義者となり證義者釋迦文院快全にて之を勤めたり爾來連續行之。

△六角經藏 七月初二日一切經會大曼荼羅供 毎月初二日晝夜不斷尊勝陀羅尼
平治元年、美福門院御願に依り、鳥羽天皇御國忌の奉爲に始行せり、美福門院令旨に云。

紀伊國荒川庄永令寄進金泥一切經藏毎年
初商忌辰修一切經會毎月初二日晝夜不斷
誦尊勝陀羅尼奉經也鳥羽仙院之書提可期
三會之曉月之故也以爲常充其用途執行
俊寬一山衆徒任相略只隨庄家所出
相識可計申也抑無差無在書寫之功此
字紙之少尊經之王爲勝靈地在大師入
地安此經豈有此類哉者令旨如此悉之謹
狀

七月十七日 奉判 (冷泉中納言)

又十一月三日の令旨に御國忌可爲曼荼羅供
事右不可有異議者也、願大法會之儀極備
事也とあり、此堂狭小の故、正應の頃より
金堂に於て勤む、其作法花供の如し、又尊
勝陀羅尼は、經藏にて衆分の者勤む、同年
八月三日の令旨に御月忌一晝夜尊勝陀羅
尼事別以五供僧且勤行時別可令勤仕供養法
一座之由被聞食了とあり。

△同長日行法釋迦法一座 衆分の内六人結番して五日替りに勤む、平治二年三供の僧を補すること 美福門院令旨に依るなり。

△灌頂院長日行金剛薩埵法一座 衆分の上六人結番して五日替りに勤む各布施あり、應徳三年九月廿七日灌頂院落慶勅して三口の供僧を置き恒修不退輪番行法せしめ玉ふ。

△同結縁灌頂 三月十六日行之應徳元年大御室長和親王信

